

**いなべ市 条例適用処分一覧表 【申請に対する処分】**

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	標準処理期間	処分ID	県特例条例根拠	個票
						(条例適用)		
<b>◎総務部 総務課</b>								
1	行政区の認定	いなべ市行政協力員及び行政区に関する規則	第7条		4週間	2501		<a href="#">1</a>
<b>◎総務部 管財課</b>								
2	庁舎の目的外使用の許可	いなべ市庁舎管理規則	第8条ただし書	【関連部署】各所管課	7日	1		<a href="#">2</a>
3	物品の販売等の許可	いなべ市庁舎管理規則	第9条ただし書	【関連部署】各所管課	7日	2		<a href="#">3</a>
4	使用料の徴収猶予及び減免	いなべ市行政財産の使用料に関する条例	第5条第1項	【関連部署】各所管課	7日	15		<a href="#">5</a>
5	使用料の返還承認	いなべ市行政財産の使用料に関する条例	第5条第2項ただし書	【関連部署】各所管課	15日	16		<a href="#">6</a>
6	利用の許可	いなべ市員弁健康センター条例	第3条第1項		7日	101		<a href="#">7</a>
7	使用料の減免	いなべ市員弁健康センター条例	第8条		7日	104		<a href="#">8</a>
8	使用料の還付承認	いなべ市員弁健康センター条例	第9条第2項ただし書		7日	105		<a href="#">9</a>
9	利用の変更許可	いなべ市員弁健康センター規則	第5条		1日	108		<a href="#">10</a>
10	行政財産の目的外使用の許可	いなべ市公有財産管理規則	第13条	【関連部署】各所管課	1週間～4週間	2502		<a href="#">11</a>
11	使用の許可	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則	第4条		7日	3101		<a href="#">13</a>
12	使用目的の変更許可	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則	第6条		7日	3102		<a href="#">15</a>
13	使用料の徴収猶予及び減免等	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則	第8条		7日	3103		<a href="#">17</a>
14	使用料の還付	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則	第9条		15日	3104		<a href="#">18</a>
<b>◎総務部 市民税課</b>								
15	臨時運行の許可	いなべ市自動車臨時運行許可取扱規則	第3条		即日	262		<a href="#">19</a>
<b>◎企画部 財政課</b>								
16	分担金の徴収猶予及び減免	いなべ市分担金徴収条例	第4条	【関連部署】各所管課	14日	13		<a href="#">20</a>
17	手数料の減免	いなべ市手数料徴収条例	第8条	【関連部署】各所管課	14日	18		<a href="#">21</a>
18	手数料の還付承認	いなべ市手数料徴収条例	第9条ただし書	【関連部署】各所管課	14日	19		<a href="#">22</a>
19	延滞金の減免	いなべ市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例	第5条	【関連部署】各所管課	14日	23		<a href="#">23</a>
<b>◎企画部 法務情報課</b>								
20	公開請求に対する決定	いなべ市情報公開条例	第7条第1項		15日以内	6		<a href="#">24</a>
21	開示請求に対する決定	いなべ市個人情報保護条例	第15条第1項		15日以内	7		<a href="#">26</a>
22	個人情報の訂正、削除又は利用停止の請求に対する決定	いなべ市個人情報保護条例	第25条第1項	別紙基準	30日以内	8		<a href="#">27</a>
23	手数料の減免	いなべ市審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料を定める条例	第3条		15日以内	2801		<a href="#">33</a>
<b>◎都市整備部 都市整備課</b>								
24	行為の許可(変更許可を含む。)	いなべ市都市公園条例	第6条		10日	182		<a href="#">34</a>
25	優良住宅、宅地の認定	いなべ市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例措置に係る優良宅地等の認定事務施行規則	第6条		15日以内	2503		<a href="#">36</a>
<b>◎都市整備部 住宅課</b>								
26	入居の決定	いなべ市営住宅管理条例	第8条第3項		約3か月	176		<a href="#">39</a>
27	家賃又は敷金の減免及び徴収猶予	いなべ市営住宅管理条例	第18条		約2週間	177		<a href="#">43</a>
28	使用許可	いなべ市営住宅管理条例	第42条第1項		未設定	178		<a href="#">45</a>
29	親族以外の者の同居の承認	いなべ市営住宅管理条例	第12条第1項		約4週間	2605		<a href="#">46</a>
30	同居人の入居承認	いなべ市営住宅管理条例	第13条		約4週間	2606		<a href="#">48</a>

31	市営住宅の一部を住宅以外の用途併用の承認	いなべ市営住宅管理条例	第26条ただし書		約4週間	2607		<a href="#">50</a>
32	市営住宅模様替え及び増築等の承認	いなべ市営住宅管理条例施行規則	第27条		約4週間	2608		<a href="#">51</a>
<b>◎市民部 保険年金課</b>								
33	出産育児一時金の支給	いなべ市国民健康保険条例	第8条第1項		20日	89		<a href="#">52</a>
34	葬祭費の支給	いなべ市国民健康保険条例	第9条		1か月	90		<a href="#">53</a>
35	福祉医療費 受給資格の認定及び更新	いなべ市福祉医療費の助成に関する条例	第4条		7日	2504		<a href="#">54</a>
36	福祉医療費 助成の申請、決定	いなべ市福祉医療費の助成に関する条例	第8条		3か月	2505		<a href="#">56</a>
37	保険税の納期限の延長	国民健康保険税条例	第28条		7日	3201		<a href="#">58</a>
38	保険税の減免	国民健康保険税条例	第29条		15日以内	3202		<a href="#">59</a>
<b>◎環境部 環境衛生課</b>								
39	許可証等の再交付	いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第17条		2週間	113		<a href="#">60</a>
40	手数料の免除	いなべ市あじさいクリーンセンター条例	第7条		1週間	117		<a href="#">61</a>
41	利用の許可	いなべ市員弁リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例	第5条		1週間	118		<a href="#">62</a>
<b>◎環境部 環境政策課</b>								
42	手数料の減免	いなべ市環境保全センター手数料徴収条例	第3条	施設休止中	-	25		<a href="#">63</a>
43	畜場使用の許可	いなべ市北勢畜場条例	第5条		即時	120		<a href="#">64</a>
44	畜場使用料の減免	いなべ市北勢畜場条例	第8条		即時	123		<a href="#">66</a>
45	使用料の還付承認	いなべ市北勢畜場条例	第9条ただし書		1週間	124		<a href="#">67</a>
<b>◎福祉部 介護保険課</b>								
46	保険料の徴収猶予	いなべ市介護保険条例	第10条		30日	98		<a href="#">68</a>
47	保険料の減免	いなべ市介護保険条例	第11条		30日	99		<a href="#">69</a>
48	障害者控除対象者の認定	いなべ市高齢者に係る所得税及び地方税上の障害者控除対象者認定事務取扱規則	第3条		7日	2803		<a href="#">70</a>
49	障害者控除対象者の認定書の交付	いなべ市高齢者に係る所得税及び地方税上の障害者控除対象者認定事務取扱規則	第4条2項		7日	2804		<a href="#">71</a>
<b>◎福祉部 長寿福祉課</b>								
50	利用の許可(変更許可を含む。)	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例	第5条第1項		7日	82		<a href="#">72</a>
51	特別の設備の許可	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例	第8条		7日	83		<a href="#">74</a>
52	使用料の減免	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例	第11条		7日	86		<a href="#">75</a>
53	使用料の還付承認	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例	第12条		7日	87		<a href="#">77</a>
54	使用の許可	いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例	第6条第1項		7日	2106		<a href="#">78</a>
55	使用料の減免	いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例	第8条		7日	2107		<a href="#">80</a>
56	使用料の還付承認	いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例	第9条ただし書		7日	2108		<a href="#">81</a>
57	行為の制限許可	いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例	第11条第1項		7日	2109		<a href="#">82</a>

58	利用の許可	いなべ市熟人荘パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例	第3条		7日	2506		<a href="#">84</a>
59	利用施設の設備設置等の許可	いなべ市熟人荘パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例	第5条		7日	2507		<a href="#">86</a>
60	使用料の減免	いなべ市熟人荘パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例	第9条		14日	2508		<a href="#">87</a>
61	高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額の支給	いなべ市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則	第11条		60日	2805		<a href="#">88</a>
<b>◎福祉部 人権福祉課</b>								
62	社会福祉法人が行う事業の助成	いなべ市社会福祉法人が行う事業の助成に関する条例	第2条		15日以内	3301		<a href="#">91</a>
63	パートナーシップ宣誓に対する証明	いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例	第12条		7日以内	3302		<a href="#">93</a>
<b>◎福祉部 社会福祉課</b>								
64	利用の承認	いなべ市障害者活動支援センター条例	第6条第1項		60日	2509		<a href="#">94</a>
65	利用の承認	いなべ市重度障害者生活支援センター条例	第6条第1項		60日以内	2510		<a href="#">96</a>
66	事業者の登録	いなべ市障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律における基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則	第4条	<a href="#">別紙基準</a>	2か月	2511		<a href="#">99</a>
67	訪問入浴サービス事業利用の決定	いなべ市障害者等地域生活支援事業実施規則	第6条第1項		1か月	2512		<a href="#">133</a>
68	職親利用及び委託の決定	いなべ市障害者等地域生活支援事業実施規則	第10及び11条		1か月	2513		<a href="#">134</a>
69	自動車運転免許取得費助成の決定	いなべ市障害者等地域生活支援事業実施規則	第24条		1か月	2514		<a href="#">135</a>
70	身体障害者用自動車改造費助成の決定	いなべ市障害者等地域生活支援事業実施規則	第28条		1か月	2515		<a href="#">136</a>
71	手話通訳者等の派遣の決定	いなべ市手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣事業実施規則	第6条第1項		14日	2516		<a href="#">137</a>
72	手話通訳者等の登録	いなべ市手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣事業実施規則	第8条第2項		14日	2517		<a href="#">138</a>
73	日常生活用具給付の決定	いなべ市重度障害児(者)日常生活用具給付事業実施規則	第3条		1か月	2518		<a href="#">139</a>
74	移動支援事業利用決定	いなべ市障害者等移動支援事業実施規則	第5及び6条		1か月	2519		<a href="#">147</a>
75	事業利用決定	いなべ市障害者等地域活動支援センター運営事業実施規則	第4及び5条		1か月	2520		<a href="#">148</a>
76	利用の承認	いなべ市大安びあハウス条例	第8条第1項		60日以内	2903		<a href="#">149</a>
77	利用の承認	いなべ市障害者等地域活動支援センター運営事業実施規則	第8条第1項		60日以内	2906		<a href="#">152</a>
78	利用の承認	いなべ市オレンジ工房あげき条例	第8条		7日以内	3003		<a href="#">155</a>
79	多目的室利用料金の減免	いなべ市オレンジ工房あげき条例	第9条第3項		7日以内	3008		<a href="#">157</a>
80	利用料金等の還付	いなべ市オレンジ工房あげき条例	第10条		30日以内	3009		<a href="#">158</a>
81	使用料の還付	いなべ市障害者活動支援センター条例	第8条		30日以内	3010		<a href="#">159</a>
82	利用料金等の還付	いなべ市大安びあハウス条例	第11条		30日以内	3011		<a href="#">160</a>
83	利用料金等の還付	いなべ市篠立きのこ園条例	第10条		30日以内	3013		<a href="#">161</a>
84	利用の許可	いなべ市立田農園条例	第6条第2項		7日以内	3015		<a href="#">162</a>
85	行為の許可	いなべ市立田農園条例	第10条		7日以内	3016		<a href="#">163</a>
86	利用料金等の還付	いなべ市立田農園条例	第8条		30日以内	3017		<a href="#">164</a>

87	使用料の還付	いなべ市重度障害者生活支援センター条例	第8条		30日以内	3022		<a href="#">165</a>
<b>◎健康こども部 保育課</b>								
88	保育料の減免	いなべ市立保育所条例	第8条		30日以内	76		<a href="#">166</a>
89	目的外使用の許可	いなべ市立保育所条例施行規則	第8条		30日以内	77		<a href="#">169</a>
90	利用の承諾	いなべ市一時預かり事業実施細則	第10条		30日以内	3031		<a href="#">170</a>
<b>◎健康こども部 児童福祉課</b>								
91	就学金の認定	いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例	第3条		15日以内	2521		<a href="#">173</a>
92	家庭生活支援員の派遣の決定	いなべ市ひとり親家庭日常生活支援事業実施規則	第8条第2項		30日以内	2806		<a href="#">174</a>
93	子育て支援又は生活支援の支給	いなべ市ひとり親家庭日常生活支援事業実施規則	第12条第2項		30日以内	2807		<a href="#">175</a>
94	就学金の額改定	いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例施行規則	第4条		15日以内	2808		<a href="#">176</a>
<b>◎健康こども部 家庭児童相談室</b>								
95	徴収金の減免	いなべ市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則	第5条第1項		30日以内	78		<a href="#">177</a>
<b>◎健康こども部 健康推進課</b>								
96	未熟児養育医療の給付の申請及び決定	いなべ市未熟児養育医療給付施行規則	第5条		7日	2522		<a href="#">181</a>
<b>◎農林商工部 農林課</b>								
97	占用の許可	いなべ市立田公園の設置及び管理に関する条例	第5条		7日	149		<a href="#">183</a>
98	賦課の減免等	いなべ市三重県営土地改良事業分担金徴収条例	第5条		7日	150		<a href="#">184</a>
99	農道使用の許可(変更許可を含む。)	いなべ市農道管理条例	第8条		7日	151		<a href="#">185</a>
100	行為の許可	いなべ市林地荒廃防止施設維持管理条例	第4条ただし書		5日	154		<a href="#">186</a>
101	林道使用の許可(変更許可を含む。)	いなべ市林道管理条例	第8条		5日	157		<a href="#">187</a>
102	行為の許可	いなべ市大井田西部地区公園の設置及び管理に関する条例	第4条		7日	2001		<a href="#">188</a>
<b>◎農林商工部 商工観光課</b>								
103	行為の許可	いなべ市阿下喜温泉条例	第11条第1項		7日	109		<a href="#">190</a>
104	利用の許可	いなべ市農業公園に関する条例	第8条		1日～7日	133		<a href="#">192</a>
105	使用料の減免	いなべ市農業公園に関する条例	第9条第4項		7日	135		<a href="#">194</a>
106	使用料の返還	いなべ市農業公園に関する条例	第10条		未設定	136		<a href="#">195</a>
107	利用の許可(変更許可を含む。)	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例	第8条		5日	137		<a href="#">196</a>
108	行為の許可	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例	第10条第1項		5日	139		<a href="#">198</a>
109	使用の許可	いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理に関する条例	第5条第1項		3日	159		<a href="#">200</a>
110	利用料の減免	いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理に関する条例	第9条		3日	162		<a href="#">202</a>
111	利用料の還付承認	いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理に関する条例	第10条		5日	163		<a href="#">203</a>
112	利用料金の減免	いなべ市阿下喜温泉条例	第8条		3日	2601		<a href="#">204</a>
113	利用料金の還付承認	いなべ市阿下喜温泉条例	第9条		7日	2602		<a href="#">205</a>
114	利用料金の減免	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例	第13条		3日	2603		<a href="#">206</a>
115	利用料金の還付承認	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例	第14条ただし書		7日	2604		<a href="#">207</a>

116	利用料金の減免	いなべ市藤原岳駐車場条例	第9条		7日	2809		208
117	利用料金の還付承認	いなべ市藤原岳駐車場条例	第10条		7日	2810		209
<b>◎農林商工部 獣害対策課</b>								
118	使用の許可	いなべ市夢かなえ荘の設置及び管理に関する条例	第4条		3日	142		210
119	使用料の減免	いなべ市夢かなえ荘の設置及び管理に関する条例	第8条		3日	145		212
120	使用料の還付承認	いなべ市夢かなえ荘の設置及び管理に関する条例	第9条ただし書		10日	146		213
121	特別設備等の承認	いなべ市夢かなえ荘の設置及び管理に関する条例	第10条第2項ただし書		3日	147		214
<b>◎建設部 管理課</b>								
122	占用料の減免	いなべ市道路占用料等徴収条例	第3条		3週間	165		215
123	流水占用料等の減免	いなべ市流水占用料等徴収条例	第3条		3週間	166		217
124	流水占用料等の返還	いなべ市流水占用料等徴収条例	第5条ただし書		3週間	167		218
125	使用等の許可(更新許可を含む。)	いなべ市法定外公共物管理条例	第5条第1項		3週間	168		219
126	変更の許可	いなべ市法定外公共物管理条例	第8条第1項		3週間	169		220
127	権利譲渡の承認	いなべ市法定外公共物管理条例	第12条		3週間	170		221
128	使用料等の減免	いなべ市法定外公共物管理条例	第19条		3週間	173		222
129	用途廃止の承認	いなべ市法定外公共物管理条例	第20条		4週間	174		223
<b>◎水道部 下水道課</b>								
130	公共ます設置申請	いなべ市下水道条例	第3条第2項		7日以内	185		224
131	排水設備等の計画の確認(変更確認を含む。)(いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準用する場合を含む。)	いなべ市下水道条例	第6条		10日以内	187		225
132	検査済証の交付(いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準用する場合を含む。)	いなべ市下水道条例	第15条第2項及び第16条第2項		検査当日	190		227
133	占用の許可(いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準用する場合を含む。)	いなべ市下水道条例	第30条		14日以内	194		228
134	権利の譲渡等の承認(いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準用する場合を含む。)	いなべ市下水道条例	第32条ただし書		未設定	195		230
135	水質暫定管理責任者の承認(いなべ市農業集落排水処理施設条例施行規則第4条において準用する場合を含む。)	いなべ市下水道条例施行規則	第12条第2項		14日以内	200		231
136	負担金の徴収猶予(いなべ市農業集落排水事業負担金徴収条例第6条において準用する場合を含む。)	いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例	第7条	【関連部署】水道総務課	1か月	205		232
137	負担金の減免(いなべ市農業集落排水事業負担金徴収条例第6条において準用する場合を含む。)	いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例	第8条	【関連部署】水道総務課	10日以内	206		233
<b>◎水道部 水道総務課</b>								
138	排水設備指定工事店の指定(指定更新を含む。)	いなべ市下水道条例	第8条第1項		新規45日以内 更新90日以内	188		236
139	使用料の納期限の延長及び減免(いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準用する場合を含む。)	いなべ市下水道条例	第25条の8		漏水8か月 その他1か月	203		237

140	料金等の軽減又は免除等	いなべ市給水条例	第37条		240日	213		<a href="#">239</a>
141	指定工事業者の指定	いなべ市指定給水装置工事事業者規程	第4条第1項		新規45日以内 更新90日以内	215		<a href="#">241</a>
142	水道メーターの設置個数に対する決定	いなべ市給水条例	第19条第2項		7日	2609		<a href="#">242</a>
<b>◎教育委員会事務局 教育総務課</b>								
143	利用の許可	いなべ市学校施設の利用に関する条例	第2条	【関連部署】学校教育課 及び生涯学習課	3日	65		<a href="#">243</a>
144	使用料の減免	いなべ市学校施設の利用に関する条例	第6条	【関連部署】学校教育課 及び生涯学習課	15日以内	68		<a href="#">245</a>
145	使用料の還付承認	いなべ市学校施設の利用に関する条例	第7条ただし書	【関連部署】学校教育課 及び生涯学習課	15日以内	69		<a href="#">247</a>
146	会議の傍聴の許可	いなべ市教育委員会会議傍聴人規則	第2条		1日(即日)	223		<a href="#">248</a>
<b>◎教育委員会事務局 学校教育課</b>								
147	就学援助費の支給認定	いなべ市就学援助費支給条例	第6条		30日	2811		<a href="#">249</a>
<b>◎教育委員会事務局 生涯学習課</b>								
148	公民館利用の許可	いなべ市公民館条例	第4条第1項		15日以内	31		<a href="#">250</a>
149	公民館使用料の減免	いなべ市公民館条例	第8条		15日以内	34		<a href="#">251</a>
150	公民館使用料の還付承認	いなべ市公民館条例	第9条ただし書		15日以内	35		<a href="#">253</a>
151	図書館利用カードの交付	いなべ市図書館条例施行規則	第4条第3項		即日	38		<a href="#">254</a>
152	文化施設利用の許可	いなべ市文化施設条例	第4条第1項		15日以内	39		<a href="#">255</a>
153	特別設備設置による文化施設利用の許可	いなべ市文化施設条例	第7条		15日以内	40		<a href="#">256</a>
154	文化施設使用料の減免	いなべ市文化施設条例	第10条		15日以内	43		<a href="#">257</a>
155	文化施設使用料の還付承認	いなべ市文化施設条例	第11条ただし書		15日以内	44		<a href="#">259</a>
156	文化施設利用の変更許可	いなべ市文化施設条例施行規則	第9条第2項		15日以内	46		<a href="#">260</a>
157	文化施設における宣伝行為等の許可	いなべ市文化施設条例施行規則	第17条		15日以内	47		<a href="#">261</a>
158	文化資料保存施設入場の許可(変更許可を含む。)	いなべ市文化資料保存施設条例	第5条		即日	48		<a href="#">262</a>

ID: 2501

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	行政区の認定		
例規名 根拠条項	いなべ市行政協力員及び行政区に関する規則 第7条		
例規番号	平成15年規則第2号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(行政区の認定)</p> <p>第7条 <u>第3条</u>に定める行政区は、関係住民の申請に基づいて市長が認定する。この場合、次の基準に適合していなければならない。</p> <p>(1) 行政区の区域は、市内の一定の区域に住所を有する一団の住居地域又は集落の範囲とする。</p> <p>(2) 自治組織 行政区には、当該区域内の住民の5分の4以上の数の世帯主を構成員とする自治組織が結成されていなければならない。</p> <p>(3) 世帯数行政区の区域内の世帯数は、一戸建ての世帯でおおむね50世帯以上とする。</p> <p><u>第3条</u></p> <p>(協力員の任務)</p> <p>第3条 協力員は、当該協力員の連絡事務の受持区域（以下「行政区」という。）内において、市の各機関から依頼された次に掲げる事項を処理するものとする。</p> <p>(1) 広報に関すること 市が依頼する配布物の配布、回覧及びこれらに類すること。</p> <p>(2) 広聴に関すること 市が依頼する各種調査の実施、地域住民の市に対する要望、苦情等の連絡及びこれらに類すること。</p> <p>(3) 地域のとりまとめに関すること 市が依頼する人材等の推薦、催事や説明会等の調整及びこれらに類すること。</p> <p>(4) 地域環境衛生に関すること 環境の保全、環境衛生の推進及び啓発・ゴミ減量、分別収集の推進及びこれらに類すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特に依頼されたこと。</p>			
標準処理期間	4週間		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 1

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	庁舎の目的外使用の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市庁舎管理規則 第8条ただし書		
例規番号	平成15年 規則第3号		
<p><b>【根拠条文】</b> (庁舎の目的外使用) 第8条 庁舎は、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用してはならない。ただし、その使用が庁舎の管理上支障がないと認められるもので市長が許可した場合は、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b> 1 庁舎の目的外使用の許可の基準（その使用が庁舎の管理上支障がないと認められる。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。 (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。 (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。） (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。 (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。） (6) 物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。） (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。 (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。 (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。（いなべ市暴力団排除条例第9条） (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合</p> <p>2 庁舎の目的外使用の許可をしない基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 意思能力を有しない者であるとき。 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。 (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (4) 庁舎及び設備器具等を損傷するおそれがあるとき。 (5) 庁舎の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することが出来ないとき。 (6) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為あるとき（あらかじめ許可を受けた場合を除く。） (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。</p>			
標準処理期間	7日以内		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日



ID: 2

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	物品の販売等の許可
例規名 根拠条項	いなべ市庁舎管理規則 第9条ただし書
例規番号	平成15年 規則第3号
<p><b>【根拠条文】</b> (禁止行為)</p> <p>第9条 何人も庁舎において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為で庁舎の管理上支障がないと認め市長が許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市の事務又は事業と関係のない物品の販売、宣伝、勧誘その他これに類する行為</p> <p>(2) 公共用又は公用を目的とする以外の広告物(ビラ、ポスターその他これに類するものを含む。)をまき、配布し、又は掲示する行為</p> <p>(3) テントその他これに類する施設を設置する行為</p> <p>(4) 旗、のぼり、幕、プラカードその他これに類する物又は拡声器、宣伝カー等を所持し、又は使用しようとする行為</p> <p>(5) 写真の撮影、録画、録音その他これらに類する行為(市が行う発表、記者会見等において報道機関が行うもの、市の職員が職務上行うものその他公務の執行に明らかに支障がないものとして庁舎管理者が認めたものを除く。)</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1 物品の販売等の許可の基準(その行為で庁舎の管理上支障がないと認める。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。</p> <p>(2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。</p> <p>(3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。</p> <p>(5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。</p> <p>(8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。</p> <p>(9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)</p> <p>(10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合</p> <p>2 物品の販売等の許可をしない基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 意思能力を有しない者であるとき。</p> <p>(2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(4) 庁舎及び設備器具等の損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(5) 庁舎の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することが出来ないとき。</p> <p>(6) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為あるとき。(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとしたとき。</p>	

標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 15

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	使用料の徴収猶予及び減免		
例規名 根拠条項	いなべ市行政財産の使用料に関する条例 第5条第1項		
例規番号	平成15年 条例第50号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (使用料の徴収猶予及び減免等)                  第5条 市長は、使用料について、公益上特に必要があると認めるときは、その納付を猶予し、又はその減免をすることができる。</p> <p><b>【基準】</b>                  使用料の徴収猶予及び減免の基準(公益上特に必要があると認めるとき)は、次のとおりとする。                  (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合                  (2) 電気、ガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められる場合                  (3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合                  (4) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合                  (5) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合</p> <p>その他使用料の徴収猶予及び減免について、条例その他別に定めがある場合は、その規定に基づくものとする。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 16

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	いなべ市行政財産の使用料に関する条例 第5条第2項ただし書		
例規番号	平成15年 条例第50号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の徴収猶予及び減免等)  第5条  2 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。</p> <p><b>【基準】</b>  使用料の返還承認の基準（市長が特別の理由があると認める場合）は、次のとおりとする。  (1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。  (2) 天災等若しくはこれに類する利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。  (3) 利用者が利用の3日前までに利用の許可の取消し又は変更の申出があつて、市長がこれについて相当の理由があると認めたとき。  (4) その他使用料の返還承認について、条例その他別に定めがある場合は、その規定に基づくものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 101

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市員弁健康センター条例 第3条第1項		
例規番号	平成15年 条例第98号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第3条 員弁健康センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、員弁健康センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 1 利用の許可の基準（員弁健康センターの管理上必要があるとき）は、次のとおりとする。 (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。 (2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。 (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。） (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。 (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。） (6) 物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。） (7) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。 (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。 (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。（いなべ市暴力団排除条例第9条） (10) その他管理運営上支障があると市長が認める場合 2 利用の許可をしない基準は、条例第4条の規定のとおりとする。 (利用の制限) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、員弁健康センターの利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) センター及び設備器具等の損傷するおそれがあるとき。 (3) センターの保全又は管理上支障をきたすおそれがあるとき。 (4) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為あるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 104

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	いなべ市員弁健康センター条例 第8条		
例規番号	平成15年 条例第98号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第8条 市長は、前条の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が直接その用に供するときその他特に必要があると認めるときは、使用料の額を減額し、又は使用料の徴収を免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 使用料の減免の基準（その他特に必要があると認めれるとき）は、次のとおりとする。 (1) 学術調査、研究、健康診断、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合 (2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合 (3) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合 (4) その他本市の事務事業上、市長が必要と認める場合</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 105

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	いなべ市員弁健康センター条例 第9条第2項ただし書		
例規番号	平成15年 条例第98号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の不還付等)  第9条 使用料は、員弁健康センターに利用を開始する前に徴収する。  2 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはその使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  使用料の還付承認の基準（市長が特別の理由があると認めるとき）は、次のとおりとする。  (1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。  (2) 災害その他の緊急のやむを得ない事態の発生等、利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。  (3) 利用者が利用の前日までに利用の許可の取消し又は変更の申出があつて市長がこれについて相当の理由があると認めたとき。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 108

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	利用の変更許可		
例規名 根拠条項	いなべ市員弁健康センター規則 第5条		
例規番号	平成15年 規則第71号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用許可の変更) 第5条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用許可の内容を変更しようとするときは、利用日の前日までに市長に届け出てその許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 1 利用の変更許可の基準(員弁健康センターの管理上必要があるとき)は、次のとおりとする。 (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。 (2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。 (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。) (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。 (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。) (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。) (7) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。 (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。 (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条) (10) その他管理運営上支障があると市長が認める場合</p> <p>2 利用の変更許可をしない基準は、いなべ市員弁健康センター条例第4条の規定のとおりとする。 (利用の制限) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、員弁健康センターの利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) センター及び設備器具等の損傷するおそれがあるとき。 (3) センターの保全又は管理上支障をきたすおそれがあるとき。 (4) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為あるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日



ID: 2502

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	行政財産の目的外使用の許可
例規名 根拠条項	いなべ市公有財産管理規則 第13条及び第14条
例規番号	平成15年 規則第45号
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(行政財産の目的外使用)</p> <p>第13条 行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>第14条 行政財産の使用期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があると認められるときは、1年を超えることができる。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1 行政財産の目的外使用の許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公の施設の利用者、職員等本市の行政財産を利用し、又は使用する者のため、食堂、売店、その他収益を目的とした施設を設置する場合</p> <p>(2) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合</p> <p>(3) 電気、ガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められる場合</p> <p>(4) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合</p> <p>(5) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合</p> <p>(6) 本市の行政財産を使用しなければ、隣接する家屋等の新築、解体、建替等のための工事用足場、資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該行政財産を使用させることがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(7) 広告その他行政財産の効率的利用に資すると認められる場合において、公募により相手方を選定するとき</p> <p>(8) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合</p> <p>(9) その他行政財産の目的外使用について、各施設の管理を定める条例その他別に定めがある場合は、その規定に基づくものとする。</p> <p>2 行政財産の目的外使用で1年間を超える許可の基準(特別の事由があると認められるとき)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害、その他緊急な事態から市民の安全等を確保する目的で長期的に実施する必要があると認められる場合</p> <p>(2) 市民の健康福祉の増進及び地域の活性化を図る事業、都市と山村との交流を促進し、魅力あるふるさとを創出し農林業の育成をはじめとする産業の振興を図るなど、公益上特に必要があると認められる場合</p> <p>(3) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公営事業の用に供することが特に必要と認められる場合</p>	

- 3 行政財産の目的外使用を許可しない基準は、次のとおりとする。
- (1) 意思能力を有しない者であるとき。
  - (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
  - (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (4) 庁舎及び設備器具等の損傷するおそれがあるとき。
  - (5) 庁舎又は管理運営上支障をきたすおそれがあるとき。
  - (6) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為があるとき。(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
  - (7) 暴力団又は暴力団員を利するおそれがあるとき。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと思えたとき。

標準処理期間	1週間から4週間		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 1 日

ID: 3101

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	いなべ市シビックコア棟研修室の使用許可
例規名 根拠条項	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則 第4条
例規番号	平成31年 規則第14号
<p><b>【根拠条文】</b> (使用の許可等)</p> <p>第4条 前条に規定する申請があったときは、市長はその内容を審査し、適当と認めるときはいなべ市シビックコア棟研修室使用許可書(様式第2号)を、不適当と認めるときは、いなべ市シビックコア棟研修室使用不許可通知書(様式第3号)を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の許可に条件を付し、又は使用者の守るべき事項を指示することができる。</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) シビックコア棟を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 使用しようとする者が、いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成28年いなべ市告示第119号)別表第2に規定する要件に該当すると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、シビックコア棟の管理上支障があると認められるとき。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1 いなべ市シビックコア棟研修室の使用許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。</p> <p>(2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。</p> <p>(3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。</p> <p>(5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。</p> <p>(8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。</p> <p>(9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)</p> <p>(10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合</p> <p>2 いなべ市シビックコア棟研修室の使用を許可しない基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 意思能力を有しない者であるとき。</p> <p>(2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(4) 庁舎及び設備器具等を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(5) 庁舎の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することが出来ないとき。</p> <p>(6) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為あるとき(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。</p>	

標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID: 3102

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	いなべ市シビックコア棟研修室の使用目的の変更許可		
例規名 根拠条項	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則 第6条		
例規番号	平成31年 規則第14号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用目的の変更等)</p> <p>第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を得ないで使用目的を変更し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>2 使用者は、申請内容を変更し、又は研修室の使用を取り消そうとするときは、使用日の3日前までにいなべ市シビックコア棟研修室使用変更・取消許可申請書(様式第4号)に使用許可書を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の使用の変更等を許可したときは、いなべ市シビックコア棟研修室使用変更・取消許可書(様式第5号(以下「変更・取消許可書」という。))を使用者に交付するものとする。</p> <p><b>【基準】</b> いなべ市シビックコア棟研修室の使用変更許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。</p> <p>(2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。</p> <p>(3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。</p> <p>(5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。</p> <p>(8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。</p> <p>(9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)</p> <p>(10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合</p> <p>2 いなべ市シビックコア棟研修室使用変更を許可しない基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 意思能力を有しない者であるとき。</p> <p>(2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(4) 庁舎及び設備器具等を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(5) 庁舎の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することが出来ないとき。</p> <p>(6) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為あるとき(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日



ID:3103

担当部署： 総務部 管財課

処分の概要	いなべ市シビックコア棟研修室の使用料の徴収猶予及び減免等		
例規名 根拠条項	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則 第8条		
例規番号	平成31年 規則第14号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の徴収猶予及び減免等)  第8条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を猶予し、又はその減免をすることができる。</p> <p><b>【基準】</b>  使用料の徴収猶予及び減免の基準(公益上特に必要があると認めるとき)は、次のとおりとする。  (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合  (2) 電気、ガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められる場合  (3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合  (4) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合  (5) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合</p> <p>その他使用料の徴収猶予及び減免について、条例その他別に定めがある場合は、その規定に基づくものとする。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	

ID:3104

担当部署： 総務部 管財課

処分の概要	いなべ市シビックコア棟研修室の使用料の還付承認												
例規名 根拠条項	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則 第9条												
例規番号	平成31年 規則第14号												
<p><b>【根拠条文】</b>                  (使用料の還付)                  第9条 既納の使用料は、還付しない。                  2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、当該各号に定める割合によって既納の使用料を還付する。                  (1) 災害、庁舎管理上の理由その他の使用者の責めによらない理由で使用できないとき 100分の100                  (2) 使用変更を許可された場合において既納使用料に過納金が発生したとき 過納金の100分の100                  (3) 次の表に掲げる日までに使用者が使用の取消しを申請し、市長が許可したとき</p> <table border="1" data-bbox="204 913 1345 1146"> <tr> <td colspan="2">研修室（附属設備、器具等を含む。）</td> </tr> <tr> <td>使用までの日数</td> <td>還付の割合</td> </tr> <tr> <td>30日前まで</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>7日前まで</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3日前まで</td> <td>100分の50</td> </tr> </table> <p>3 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、いなべ市シビックコア棟研修室使用料還付申請書（様式第6号）に変更・取消許可書を添えて、市長に申請しなければならない。                  4 市長は、前項の申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、いなべ市シビックコア棟研修室使用料還付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ</p>				研修室（附属設備、器具等を含む。）		使用までの日数	還付の割合	30日前まで	100分の100	7日前まで	100分の80	3日前まで	100分の50
研修室（附属設備、器具等を含む。）													
使用までの日数	還付の割合												
30日前まで	100分の100												
7日前まで	100分の80												
3日前まで	100分の50												
標準処理期間	15日												
備考													
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日											



ID: 262

担当部署: 総務部 市民税課

処分の概要	臨時運行の許可		
法令名 根拠条項	いなべ市自動車臨時運行許可取扱規則 第3条		
法令番号	平成15年 規則第43号		
<p>(許可)</p> <p>第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、有効期間を定め許可するものとする。</p> <p>2 前項の有効期間は、5日を限度として、運行の目的を達するために必要な最小の日数とする。ただし、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条及び第35条の規定による。</p> <p>(臨時運行の許可)</p> <p>第34条 臨時運行の許可を受けた自動車を、当該自動車に係る臨時運行許可証に記載された目的及び経路に従って運行の用に供するときは、第4条、第19条、第58条第1項及び第66条第1項の規定は、当該自動車について適用しない。</p> <p>2 前項の臨時運行の許可は、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長（「行政庁」という。次条において同じ。）が行う。</p> <p>(許可基準等)</p> <p>第35条 前条の臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。</p> <p>2 臨時運行の許可は、有効期間を附して行う。</p> <p>3 前項の有効期間は、5日をこえてはならない。但し、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>4 行政庁は、臨時運行の許可をしたときは、臨時運行許可証を交付し、且つ、臨時運行許可番号標を貸与しなければならない。</p> <p>5 前項の臨時運行許可証には、臨時運行の目的及び経路並びに第2項の有効期間を記載しなければならない。</p> <p>6 臨時運行の許可を受けた者は、第2項の有効期間が満了したときは、その日から5日以内に、当該行政庁に臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を返納しなければならない。</p>			
標準処理期間	即日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 13

担当部署: 企画部 財政課

処分の概要	分担金の徴収猶予及び減免		
例規名 根拠条項	いなべ市分担金徴収条例 第4条		
例規番号	平成17年 条例第10号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (徴収猶予)                  第4条 市長は、災害その他のやむを得ない理由により分担金の徴収が著しく困難又は不相当と認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又はその額の一部若しくは全部を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>                  1 分担金の徴収猶予の基準(災害その他のやむを得ない理由により分担金の徴収が著しく困難又は不相当と認めるとき)は、次のとおりとする。                  (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。                  (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。                  (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。                  (4) 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき。</p> <p>2 分担金の減免の基準(災害その他のやむを得ない理由により分担金の徴収が著しく困難又は不相当と認めるとき)は、次のとおりとする。                  (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる場合                  (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となったもの又はこれに準ずると認められる場合</p> <p>その他分担金の徴収猶予及び減免について、条例その他別に定めがある場合は、その規定に基づくものとする。</p>			
標準処理期間	14日		
備考	<p><b>【関連部署】</b> 各所管課</p>		
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 18

担当部署: 企画部 財政課

処分の概要	手数料の減免等		
例規名 根拠条項	いなべ市手数料徴収条例 第8条		
例規番号	平成15年 条例第51号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (手数料の減免等)                      第8条 市長は、特別な事情があると認めるときは、その手数料の徴収を猶予し、又はその手数料の額の全部若しくは一部を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>                      1 手数料の減免等の基準は、次のとおりとする。                      (1) 国又は地方公共団体が行政目的に必要なとき。                      (2) 生活保護法により保護を受けている者からの申請で、法令その他に減免の規定があるとき。                      (3) その他市長が必要と認めるとき。</p> <p>2 手数料の減免等をしない基準は、次のとおりとする。                      法令等により算定方法が定められているもの及び国・県の機関が算定している経費等を基に、手数料等を定めているもの</p> <p>その他手数料の減免等について、条例その他に別に定めがある場合は、その規定に基づくものとする。</p>			
標準処理期間	14日		
備考	<p><b>【関連部署】</b> 各所管課</p>		
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 19

担当部署: 企画部 財政課

処分の概要	手数料の還付承認		
例規名 根拠条項	いなべ市手数料徴収条例 第9条ただし書		
例規番号	平成15年 条例第51号		
<p><b>【根拠条文】</b> (還付) 第9条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 1 手数料の還付承認の基準は、次のとおりとする。 (1) 法令等の規定により無料で取り扱うこととされている手数料を徴収したとき。 (2) 生活保護法により保護を受けている者からの申請で、法令その他に減免の規定があるとき。 (3) 国又は地方公共団体が行政目的等のため市長が必要と認めるとき。</p> <p>その他手数料の還付承認について、条例その他に別に定めがある場合は、その規定に基づくものとする。</p>			
標準処理期間	14日		
備考	<p><b>【関連部署】</b> 各所管課</p>		
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 23

担当部署: 企画部 財政課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	いなべ市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例 第5条		
例規番号	平成15年 条例第52号		
<p><b>【根拠条文】</b> (延滞金の減免) 第5条 税外収入金を納付すべきものが滞納したことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、市長は、延滞金を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 延滞金の減免の基準（やむを得ない理由）は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。</li> <li>(2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。</li> <li>(3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。</li> <li>(4) 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき。</li> <li>(5) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</li> <li>(6) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となったもの又はこれに準ずると認められる者。</li> </ol> <p>その他延滞金の減免について、条例その他定めがある場合はその規定に基づく。</p> <p><b>【関連部署】</b> 各所管課</p>			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 6

担当部署: 企画部 法務情報課

処分の概要	公開請求に対する決定
例規名 根拠条項	いなべ市情報公開条例 第7条第1項
例規番号	平成15年 条例第8号
<p><b>【根拠条文】</b>  (公文書の公開の請求に対する決定及び通知)  第7条 実施機関は、公開請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、公開の請求に係る公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定(以下「公開決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該機関に算入しない。</p> <p><b>【基準】</b>  第9条の規定による。  (公開しないことができる公文書)  第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書を公開しないことができる。  (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国、県の機関の指示により、公開することができないと認められるもの  (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。  ア 法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報  イ 公表することを目的としている情報  ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公益上公開することが必要であると認められる情報  (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。  ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体及び健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報  イ 違法又は著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報  ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公益上公開することが必要であると認められるもの  (4) 個人又は法人等から公開しないことを条件として任意に市に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等と市との信頼関係が損なわれ、将来その協力を得ることが困難になるおそれがあるもの  (5) 国又は他の地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)との間における協議、協力、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの  (6) 市又は国等の事務事業に係る意思形成過程における審議、調査、検討等に関する情報であって、公開することにより、当該又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障を生ずるおそれがあるもの</p>	

- (7) 検査、監査、取締り、入札、試験、交渉、渉外、争訴、人事等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該若しくは同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正又は円滑な執行に支障を生ずるおそれがあるもの
- (8) 実施機関の附属機関並びにこれらに類するもの(以下「合議制機関等」という。)の会議に係る情報であって、当該合議制機関等の運営規程又は議決により公開しないことと定められているもの及び公開することにより公正又は円滑な議事運営に支障を生ずるおそれがあるもの
- (9) 公開することにより、個人の生命、身体及び財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるもの

標準処理期間	請求書を受理した日から起算して15日以内（やむを得ない理由によりその期間内に公開決定等を行うことができないときは、その期間を30日に限り延長可）（第7条第1項・第2項）
--------	--

備考	
----	--

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	----------------

ID: 7

担当部署: 企画部 法務情報課

処分の概要	開示請求に対する決定		
例規名 根拠条項	いなべ市個人情報保護条例 第15条第1項		
例規番号	平成16年 条例第25号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (開示の請求に対する決定及び通知)  第15条 実施機関は、開示請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る個人情報の開示をする旨又はしない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p><b>【基準】</b>  第17条の規定による。  (開示しないことができる個人情報)  第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該個人情報の開示をしないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法令等の規定により又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国、県の機関の指示により、本人に開示をすることができないと認められるもの</li> <li>(2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であつて、開示請求者に開示をすることにより、当該又は同種の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるもの</li> <li>(3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの</li> <li>(4) 第三者に関する情報を含む個人情報であつて、開示請求者に開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの</li> <li>(5) 国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、開示請求者に開示をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの</li> <li>(6) 実施機関内若しくは実施機関相互間又は市と国等との間における審議、調査、検討等に関する情報であつて、開示請求者に開示をすることにより、当該又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障を生じるおそれがあるもの</li> <li>(7) 検査、監査、取締り、入札、試験、交渉、争訟、人事等の事務事業に関する情報であつて、開示請求者に開示をすることにより、当該若しくは同種の事務事業の目的を失わせ、又はこれらの事務事業の公正又は円滑な執行に支障を生じるおそれがあるもの</li> <li>(8) 開示請求者に開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれがあるもの</li> <li>(9) 未成年の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することにより、当該未成年者の権利利益を侵害するおそれがあるもの</li> </ol>			
標準処理期間	請求書を受理した日から起算して30日以内（やむを得ない理由によりその期間内に決定をすることができないときは、その期間を30日以内に限り延長可）（第25条第1項・第2項）		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日



ID: 8

担当部署: 企画部 法務情報課

処分の概要	個人情報の訂正、削除又は利用停止の請求に対する決定
例規名 根拠条項	いなべ市個人情報保護条例 第25条第1項
例規番号	平成16年 条例第25号
<p><b>【根拠条文】</b>  (訂正等の請求に対する決定及び通知)  第25条 実施機関は、訂正等請求書を受理した日から起算して30日以内に、訂正等の請求に応じるかどうかの決定(以下「訂正等決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第14条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p><b>【基準】</b>  第21条第1項、第22条第1項及び第23条第1項の規定による。  (訂正の請求)  第21条 本人は、この条例の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。  *事実の誤りを証明する証拠がある場合→訂正に応じる。</p> <p>(削除の請求)  第22条 本人は、この条例の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が第7条の規定に違反して収集されたと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>(収集の制限)  第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。  2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。  (1) 本人の同意を得ているとき。  (2) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。  (3) 出版、報道等により公にされているとき。  (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。  (5) 所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。  (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生じると認められるとき。  (7) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。  (8) 国又は地方公共団体その他の公共的団体(以下「国等」という。)から収集することが事務の性質上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。  (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、いなべ市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。</p>	

(利用停止の請求)

第23条 本人は、この条例の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が第8条の規定に違反して実施機関の内部で利用され、又は実施機関以外のものに提供されていると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の利用の停止又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意を得ているとき。
  - (2) 法令等に定めがあるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 同一実施機関内で利用する場合又は他の実施機関若しくは国等に提供する場合であって、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、いなべ市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

別添、第7条第2項第9号及び第8条第1項第7号に基づく審査会事前承認基準による。

<b>標準処理期間</b>	請求書を受理した日から起算して30日以内（やむを得ない理由によりその期間内に決定をすることができないときは、その期間を30日以内に限り延長可）（第25条第1項・第2項）
---------------	--

<b>備考</b>	
-----------	--

<b>設定年月日</b>	平成19年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和2年4月1日
--------------	-----------	----------------	----------

いなべ市長 日沖 靖 様  
いなべ市議会議長 太田 政俊 様  
いなべ市教育委員会 様  
いなべ市選挙管理委員会 様  
いなべ市代表監査委員 正木 秀明 様  
いなべ市公平委員会委員長 位田喜代春 様  
いなべ市農業委員会 様  
いなべ市固定資産評価審査委員会 様  
いなべ市公営企業管理者  
いなべ市長 日沖 靖 様

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 坂東行和

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について(答申)

平成17年4月8日付けい法務第5号で諮問のありましたこのことについて、当審査会の意見を下記のとおり答申します。

なお、今後、この基準に該当する新たな事務が生じた場合でも当審査会への諮問は要しません。ただし、当該基準への該当性の判断は、実施機関において厳格に行うこととし、該当性を判断しがたい場合や、該当するとしても特に慎重な取扱いを要すると考えられる事務につきましては、改めて当審査会の意見を聴くこととしてください。

記

- 1 条例第6条に規定する個人情報取扱事務のうち実施機関が定める届出を要しないものとする事務の承認基準(条例第6条第5項関係)

次の5類型に該当する事務については、個人情報取扱事務の届出を除外することが適当であると認めます。

- (1) 県、国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る個人情報のうち、会議の構成員又は出席者名簿、職務に係る研修名簿、施設・資料等の貸出・利用者名簿、立入検査証の発行等の職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- (2) 国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に関する事務
- (3) 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみ取り扱う事務
- (4) 一般的に入手することができる刊行物等に掲載された個人情報を取り扱う事務
- (5) 検索性のない個人情報を取り扱う事務

2 条例第7条第2項第1号から第8号に該当する場合以外で、実施機関が本人以外のものから個人情報を収集することの承認基準（条例第7条第2項第9号関係）

次の11類型に該当する場合については、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認めます。

- (1) 栄典、表彰等の選考を行うため、候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合
- (2) 各種の委員、講師、指導者、助言者等の選任に当たって、人選に必要な範囲内で候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合
- (3) 市民等からの相談、苦情、要望、陳情等により提供される個人情報の中に、提供者以外の者に関する個人情報が含まれている場合
- (4) 実施機関以外のものから送付された資料に個人情報が含まれている場合
- (5) 病院等の機関が的確な診療、疾病の予防を行うに当たり、本人の主治医や家族等から本人に関する個人情報を収集する場合
- (6) 規則、要綱等の規定に基づく各種の申請、届出等に伴い提出される情報に、当該申請者等以外の者の個人情報が含まれている場合
- (7) 団体等の指導又は補助金等の交付に当たり、団体等の職員や構成員等の個人情報及び団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者や入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合
- (8) 工事請負契約、業務委託等の契約及びその施行の事務において、契約の相手方から当該業務に従事する者等に関する個人情報を収集する場合
- (9) 公共事業に必要な土地等の取得、収用、使用に際し、事業の円滑な推進を図るため、土地所有者等の権利関係等に関する個人情報を収集する場合
- (10) 職員の任免等を行う事務で、本人に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合
- (11) 許可、免許等に係る事務において、許可等の要件の該当性を確認するため、国、県の機関、他の地方公共団体等から個人情報を収集する場合

3 法令等の規定に基づかずに、実施機関が思想・信条等に係る個人情報を収集することの承認基準（条例第7条第4項関係）

次の5類型に該当する場合については、思想・信条等に係る情報を収集することを禁止する原則の適用を除外することが適当であると認めます。

- (1) 市民等からの自由な意思により、思想、信条、信教に関する個人情報又は社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を収集する場合
- (2) 出版、報道等により公にされた思想、信条、信教に関する個人情報又は社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集する場合
- (3) 栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の思想、信条、信教に関する個人情報、又は社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集する場合
- (4) 海外からの研修生、来訪者等の受け入れを行うに当たり、当該研修生等の信教に関する個人情報を収集する場合
- (5) 公共工事において土地等を取得するに際して、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適切に行うため、信教に関する個人情報を収集する場合

4 条例第8条第1項第1号から第6号に該当する場合以外で、実施機関が個人情報に当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することの承認基準（条例第8条第1項第7号）

次の5類型に該当する場合については、目的外利用及び提供の制限の原則の適用を除外することが適当であると認めます。

- (1) 栄典、表彰等の選考に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合  
ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。
- (2) 委員、講師、指導者、助言者等の選任を行うため、人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合  
ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。
- (3) 報道機関への発表や報道機関からの取材、要請に応じるため、個人情報を当該事務の目的以外の目的に提供する場合  
ただし、市民等に知らせる公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。
- (4) 訴訟当事者である市が訴訟資料として個人情報を当該事務の目的以外の目的で裁判所に提供するとき。  
ただし、実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難なときであり、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。
- (5) 実施機関が、施策を行うに際し、あらかじめ収集された情報により確認等をするため、個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合  
ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

5 法令等の規定に基づかずに、実施機関が実施機関以外のものとの間で通信回線による電子計算機の結合を行うことの承認基準（条例第9条第2項関係）

インターネットを活用した個人情報の提供

次の4要件を全て満たす場合については、通信回線による電子計算機の結合を行うことの制限の原則の適用を除外することが適当であると認めます。

(要件)

- ① インターネットを活用して個人情報を提供することに、住民サービスの向上、住民負担の軽減、事務の効率化等の公益上の必要性が認められること。
- ② インターネットの活用による個人情報の提供内容が、社会通念上許される範囲のものであること。
- ③ インターネットの活用による個人情報の提供及び提供される個人情報の内容等について、原則として本人の同意があること。
- ④ ホームページの内容等が改ざんされないよう、不正アクセスの防止等に対して適切な技術的措置が講じられていること。

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会答申第1号  
をここに公表する。

平成17年5月 日

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会長

坂東 行和

ID:2801

担当部署: 企画部 法務情報課

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	いなべ市審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料を定める条例 第3条第1項		
例規番号	平成28年 条例第2号		
<p><b>【根拠条文】</b> (手数料の減免) 第3条 審理員(法第9条第1項ただし書の規定により審理員を指名しない場合にあつては、審査庁。以下この条において同じ。)又はいなべ市行政不服審査会は、法第38条第1項又は第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人(以下この条において「審査請求人等」という。)が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者 その全額</p> <p>(2) 前号に準ずる者 その半額</p> <p>(3) 前2号に掲げるものほか、特別な理由があると認められる者 その半額</p> <p><b>【基準】</b> 手数料の減免等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第3条第1号の規定については、規定のとおり生活保護法の被保護者については全額免除とする。</p> <p>(2) 条例第3条第1号の規定する前号に準ずる者とは、所得が皆無となったため生活が著しく困難となったもの又はこれに準ずると認められるものについてはその半額とする。</p> <p>(3) 条例第3条第1号の規定する前2号に掲げるものほか、特別な理由があると認められる者とは、災害等により生活が著しく困難となるなど市長が認めるときその半額とする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID: 182

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	行為の許可（変更許可を含む。）
例規名 根拠条項	いなべ市都市公園条例 第6条
例規番号	平成15年 条例第128号
<p><b>【根拠条文】</b>  （行為の制限）  第6条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。  (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。  (2) 業として写真又は映画を撮影すること。  (3) 興行を行うこと。  (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して利用すること。  2 前項の許可を受けようとするものは、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長が定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。  3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。  4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。  5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  1 行為の許可（変更許可を含む。）の基準は、次のとおりとする。  (1) 許可を受けた行為以外に使用しないこと。  (2) 行為の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。  (3) 公園施設又は公園設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）  (4) 許可を受けていない公園施設又は公園設備を使用しないこと。  (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）  (6) 火気を使用し、又は喫煙しないこと。  (7) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。  (8) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。（いなべ市暴力団排除条例第9条）  (9) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合  2 行為の許可をしない基準は、条例第8条及び第9条の規定のとおりとする。  （行為の禁止）  第8条 公園において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。  (1) 公園を損傷し、又は土地の形質を変更し、若しくは汚損すること。  (2) はり紙、はり札その他の方法によって広告を表示すること。  (3) たき火その他公園施設に損傷を及ぼすおそれのある行為をすること。</p>	



- (4) 樹木を伐採し、若しくは傷つけ、又は植物若しくは土石を採集すること。
- (5) 鳥獣類若しくは魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車等を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (7) 立入りを禁止されている区域に立ち入ること。
- (8) 公衆の公園の利用を妨げるなど他人の迷惑となる行為をすること。
- (9) その他公園管理上支障があると認められる行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第9条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、公園を保全し、又はその利用者の安全を図るため、区域を定めて、その公園の全部又は一部の利用を制限することができる。

標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 2503

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	優良宅地、優良住宅の認定			
例規名 根拠条項	いなべ市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例措置に係る優良宅地等の認定事務施行規則 第6条			
例規番号	平成18年 規則第10号			
<p><b>【根拠条文】</b>                  (認定申請の手続)</p> <p>第2条 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イの規定に基づく優良宅地認定を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に優良宅地認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イの規定に基づく優良宅地認定を受けようとする者は、宅地の造成が完了した後に前項に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>第3条 前条第1項及び第2項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、第13条に規定する宅地の造成に係る申請にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 設計説明書及び設計図                  (2) 造成区域位置図                  (3) 造成区域図                  (4) 造成区域内の土地の登記事項証明書                  (5) 造成区域内の公図の写し                  (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 前項第1号の設計説明書は、設計の方針、造成区域(造成区域を2以上の工区に分けたときは、造成区域及び工区)内の土地の現況、土地利用計画及び公共施設の整備計画を記載したものでなければならない。</p> <p>3 第1項第1号の設計図は、次の表により作成したものでなければならない。</p>				
	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
	現況図	地形、造成区域の境界並びに造成区域内及び造成区域の周辺の公共施設	2,500分の1以上	等高線は2メートルの標高差を示すものであること。
	土地利用計画図	造成区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物の形状、敷地に係る予定建築物の用途並びに公益施設の位置	1,000分の1以上	
	造成計画平面図	造成区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ(地表面が水平面に対し、30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。))	1,000分の1以上	

	以外のものをいう。) 又は擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配		
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	1,000分の1以上	高低差の著しい箇所について作成するものであること。
排水施設計画平面図	排水区域の区域界並びに排水施設位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れる方向、吐口の位置及び放流先の名称	500分の1以上	
給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置	500分の1以上	排水施設計画平面図にまとめて図示しても差し支えない。
がけの断面図	がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、切土又は盛土をする前の地盤図並びにがけ面の保護の方法	50分の1以上	<p>1 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超えるがけ又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけについて作成するものであること。</p> <p>2 擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項は示すことを要しないものであること。</p>
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置	50分の1以上	

	及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法			
<p>4 第1項第2号の造成区域位置図は、縮尺5万分の1以上とし、造成区域の位置を表示した地形図でなければならない。</p> <p>5 第1項第3号の造成区域図は、縮尺2,500分の1以上とし、造成区域（造成区域を工区に分けたときは、造成区域及び工区）の区域及びその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において、市町界、市の区域内の町又は字の境界、都市計画区域並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> （認定の基準）</p> <p>第6条 市長は、優良宅地認定の申請があった場合においては、当該申請に係る宅地の造成が昭和54年建設省告示第767号（以下「優良宅地認定基準」という。）に、優良住宅認定の申請があった場合においては、当該申請に係る住宅の新築が優良住宅認定基準に、それぞれ適合しないとき又はその申請の手続がこの規則に違反していると認めるときは、認定しないものとする。</p>				
標準処理期間	認定申請書を受理した日から起算して15日以内			
備考				
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日	

ID: 176

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	入居の決定
例規名 根拠条項	いなべ市営住宅管理条例 第8条第3項
例規番号	平成15年 条例第125号
<p><b>【根拠条文】</b>  (入居の申込み及び決定)  第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で、市営住宅に入居しようとするものは、規則の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 前項の申込みは、1回の入居者の公募につき1つの市営住宅に限りできるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により入居の申込みをした者の中から市営住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。</p> <p>4 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げ期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  第6条から第9条までの規定による。  (入居の資格)  第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては第2号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第5号及び第7号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(2) 現にいなべ市内に住所又は勤務場所を有すること。</p> <p>(3) 過去において市営住宅に入居していた者にあつては、当該住宅の家賃を滞納していないこと。</p> <p>(4) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次に掲げるもののいずれかである場合 25万9,000円</p> <p>(ア) 入居者又は同居者に第5項第2号(同号イに該当する者にあつては、1級又は2級に該当する者に限る。)から第4号まで、第6号又は第7号の規定に該当する者がある場合</p> <p>(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p> <p>(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 25万9,000円  (当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8,000円</p> <p>(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p>	

(6) 市民税、固定資産税、軽自動車税その他市長が必要とする諸保険料及び諸使用料等を滞納していないこと。

(7) その者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

2 改良住宅に入居することができる者は、要領第2第1項に掲げる者で、改良住宅へ入居を希望し、かつ、住宅に困窮する者でなければならない。この場合において、要領第2第1項中「小規模改良住宅」とあるのは「小集落改良住宅」と、「小規模住宅地区等改良事業制度要綱第9第1項」とあるのは「小集落地区等改良事業制度要綱第13第1項」と読み替えるものとする。

3 更新住宅に入居することができる者は、改善要綱第13第1項に掲げる者で、更新住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮する者でなければならない。

4 前2項に規定する者が改良住宅若しくは更新住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合においては、前2項の規定にかかわらず、第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号までに掲げる条件を具備する者で、その者の収入が入居の申込みをした日において、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額を超えないものは、当該改良住宅又は更新住宅に入居することができる。

(1) 第1項第4号アに掲げる場合 15万8,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 11万4,000円

5 第1項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症のもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で

当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

- 6 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居者資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号又は同条第3項に掲げる条件を具備する者とみなす。

- 2 前条第1項第4号イに掲げる公営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあつては、第2号から第7号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で、市営住宅に入居しようとするものは、規則の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

- 2 前項の申込みは、1回の入居者の公募につき1つの市営住宅に限りできるものとする。  
3 市長は、第1項の規定により入居の申込みをした者の中から市営住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。  
4 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げ期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考等)

第9条 市長は、前条第1項の規定により入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、令第7条各号に掲げる者のうち、住宅困窮の度合いが高いものから入居者を決定する。

- 2 市長は、前項の場合において、住宅困窮の度合いの順位を定めがたいときは、公開抽選により入居者を決定する。  
3 市長は、令第7条各号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居の決定をすることができる。  
(1) 20歳未満の子を扶養している寡婦又は老人で市長が定める要件を備えている者  
(2) 引揚者、炭坑離職者、心身障害者若しくは公害により健康に被害を受けている者で市長が定める要件を備えているもの又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族にこれらの者がいる者  
(3) 市長が定める基準の収入を有する低額所得者  
(4) 市長が特に必要と認める場合は、入居者選考委員会の意見を聴いて定める。  
4 市長は、前3項の規定により入居者を決定する場合において、入居決定者のほかに、補欠として入居の順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。  
5 市長は、入居決定者が市営住宅への入居を辞退し、又は入居を取り消されたときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定するものとする。  
6 第4項の入居補欠者としての資格の有効期限は、前条第3項の規定により当該市営住宅の入居決定者に対して市長が入居を指定する日(以下「入居指定日」という。)から1月とする。

標準処理期間

入居申請受付開始日からおおむね3箇月後(12週後)入居可能

備考	募集広報1週間前 受付期間4週間程度 1次審査期間4週間程度 通知期間2週間程度 公開抽選・決定通知 1週間程度		
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日



ID: 177

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	家賃又は敷金の減免及び徴収猶予
例規名 根拠条項	いなべ市営住宅管理条例 第18条
例規番号	平成15年 条例第125号

【根拠条文】

(家賃又は敷金の減免及び徴収猶予)

第18条 市長は、入居者又は同居者が、災害、疾病その他特別な事情があることにより、家賃又は敷金の納付が困難であると認める場合には、家賃又は敷金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

【基準】

1 家賃又は敷金を減免の基準は、「いなべ市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予基準等の要綱」のとおりとする。

いなべ市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予基準等の要綱

(減免対象者)

第2条 家賃の減免の対象者及びその減免額は、市営住宅入居者で次の表のとおりとする。

対象者	減免額
(1) 申請者の世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護受給世帯で、申請者の入居している市営住宅の家賃が同法の規定による住宅扶助の認定額を超える者	家賃のうち生活保護法の規定による住宅扶助を超える額
(2) 申請者の世帯が生活保護法による住宅扶助の受給世帯で、疾病などによる入院加療のため住宅扶助の支給を停止された者	生活保護法の規定による住宅扶助の支給を停止された期間中の家賃の額
(3) 前2号の世帯以外の世帯であって、世帯の収入月額に対して公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の規定に基づき算出した額（以下「政令月収」という。）が61,500円以下である者	次のとおりとする。 ア 30,750円以下の場合、当該家賃の2分の1に相当する額 イ 30,750円を超え、61,500円以下の場合、当該家賃の3分の1に相当する額
(4) 申請者の世帯員が病気のために、おおむね6月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要とするか、そのことによって当該期間中収入を得ることができないと認められる者	当該医療費の額などを勘案し、決定する。
(5) 申請者の世帯が災害等により著しい被害を受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯員の責めに属さない場合とする。	当該損害の程度を勘案し、決定する。
(6) 申請者の世帯員の退職又は転出等により、収入が著しく減少した場合	当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。
(7) 前各号に定めるもののほか、特別の事情に	前各号に準ずるものとする。

より市長が必要と認める場合											
<p>2 敷金の減免対象者及び減免額については次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 政令月収が0円である者</td> <td>当該敷金額の3分の1に相当する額</td> </tr> <tr> <td>(2) 申請者の世帯が災害により住宅を滅失した者。ただし、火災は類焼に限る。</td> <td>当該敷金額の2分の1に相当する額</td> </tr> <tr> <td>(3) 前各号に定めるもののほか、特別の事情により市長が必要と認める場合</td> <td>前各号に準ずるものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第1項の表中第3号から第7号及び第2項の表中各号において、その計算された額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>(家賃の減免の期間)</p> <p>第4条 家賃の減免の期間は、申請書を受理した月の翌月からその月の属する年度の末月までとする。ただし、その期間内に第2条第1項の表各号に定める減免対象者でなくなったときは、その月までとする。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>2 家賃又は敷金の徴収を猶予の基準は、「いなべ市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予基準等の要綱」のとおりとする。</p> <p><u>いなべ市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予基準等の要綱</u></p> <p>(家賃の徴収猶予対象者)</p> <p>第8条 家賃の徴収猶予の対象者は、申請者の世帯が第2条第1項の表各号のいずれかに該当し、申請日から6月以内に家賃の支払能力が回復すると認められる者とする。</p> <p>(家賃の徴収猶予の期間)</p> <p>第9条 家賃の徴収猶予の期間は、申請書を受理した日の属する月の翌月から減免を開始した月の属する年度の末月までとし、6月を限度として徴収猶予することができるものとする。</p> <p>(敷金の徴収猶予対象者)</p> <p>第10条 敷金の徴収猶予の対象者は、入居決定後入居するまでの間に主たる生計者が死亡したときや、入居決定後入居するまでの間に世帯員の疫病、事故等により一時的に費用を要したため敷金の納付が困難であるときで、申請日から6月以内に敷金の支払能力が回復すると認められる者とする。</p> <p>(敷金の徴収猶予の期間)</p> <p>第11条 敷金の徴収猶予の期間は、申請書を受理した日の属する月の翌月から減免を開始した月の属する年度の末月までとし、6月を限度として徴収猶予することができる者とする。</p>				対象者	減免額	(1) 政令月収が0円である者	当該敷金額の3分の1に相当する額	(2) 申請者の世帯が災害により住宅を滅失した者。ただし、火災は類焼に限る。	当該敷金額の2分の1に相当する額	(3) 前各号に定めるもののほか、特別の事情により市長が必要と認める場合	前各号に準ずるものとする。
対象者	減免額										
(1) 政令月収が0円である者	当該敷金額の3分の1に相当する額										
(2) 申請者の世帯が災害により住宅を滅失した者。ただし、火災は類焼に限る。	当該敷金額の2分の1に相当する額										
(3) 前各号に定めるもののほか、特別の事情により市長が必要と認める場合	前各号に準ずるものとする。										
標準処理期間	申請受付後2週間で通知										
備考											
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日								

ID: 178

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	使用許可		
例規名 根拠条項	いなべ市営住宅管理条例 第42条第1項		
例規番号	平成15年 条例第125号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用許可) 第42条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が公営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 2605

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	親族以外の者の同居の承認
例規名 根拠条項	いなべ市営住宅管理条例 第12条第1項
例規番号	平成15年 条例第125号
<p><b>【根拠条文】</b> (同居の承認等) 第12条 市営住宅の入居者は、入居の際に同居を認められた親族以外の者を同居させようとするときは、<u>省令第10条</u>で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の同居させようとする者が暴力団員であると判明したときは、同項の承認をしてはならない。 3 市営住宅の入居者は、出生、死亡、婚姻、転出等により同居者に異動があったときは、その日から14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない</p> <p><b>【基準】</b> 同居の承認の基準は、根拠条文のとおりとする。</p> <p><u>建設省令第19号省令第10条</u> (法第27条第5項の規定による承認) <u>第10条</u> 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>法第27条第5項</u>の規定による承認をしてはならない。 1 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が<u>令第6条第1項</u>に規定する金額を超える場合 2 当該入居者が<u>法第32条第1項第1号から第5号</u>までのいずれかに該当する場合 (2) 事業主体は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、<u>法第27条第5項</u>の規定による承認をすることができる。</p> <p><u>公営住宅法施行令第6条第1項</u> (入居者資格) 第6条 法第23条第1号イに規定する政令で定める金額は、259,000円とする。</p> <p><u>公営住宅法第32条第1号から第5号</u> (公営住宅の明渡し) 第32条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。 1 入居者が不正の行為によって入居したとき。 2 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。 3 入居者が公営住宅又は共同施設を故意に毀き損したとき。 4 入居者が<u>第27条第1項から第5項</u>までの規定に違反したとき。 5 入居者が<u>第48条</u>の規定に基づく条例に違反したとき</p>	

公営住宅法第27条第1項から第5項

(入居者の保管義務等)

第27条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

3 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の用途を変更してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、他の用途に併用することができる。

4 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、この限りでない。

5 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)以外の者を同居させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を得なければならない。

公営住宅法第48条

(管理に関する条例の制定)

第48条 事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならない

標準処理期間

申請受付後4週間程度

備考

設定年月日

平成 26 年 4 月 1 日

最終変更年月日

ID: 2606

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	同居人の入居承認
例規名 根拠条項	いなべ市営住宅管理条例 第13条
例規番号	平成15年 条例第125号
<p><b>【根拠条文】</b>  (入居の承継)  第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、<u>省令第11条</u>定めるところにより、市長の承認を受けて、引き続き当該市営住宅に入居することができる。  2 市長は、前項の承認を受けようとする者が暴力団員であると判明したときは、同項の承認をしてはならない。  3 第1項の承認を受けようとする者は、承継の理由となるべき事実の発生後1月以内に承認の申請をしなければならない。  4 第1項の入居の承認を受けた者は、当該承認の日から14日以内に第10条第1項各号に掲げる手続をしなければならない。この場合においては、同条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p><b>【基準】</b>  同居人の入居承認の基準は、根拠条文のとおりとする。</p> <p><u>建設省令第19号第11条</u>  (法第27条第6項の規定による承認)  第11条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、<u>法第27条第6項</u>の規定による承認をしてはならない。  (1) 当該承認を受けようとする者が入居者と同居していた期間が1年に満たない場合(当該承認を受けようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)である場合を除く。)  (2) 当該承認を受けようとする者に係る当該承認の後における収入が<u>令第9条第1項</u>に規定する金額を超える場合  (3) 当該入居者が<u>法第32条第1項第1号から第5号</u>までのいずれかに該当する者であった場合  2 前条第2項の規定は、前項に規定する承認について準用する。</p> <p><u>公営住宅法第27条第6項</u>  公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を受けて、引き続き、当該公営住宅に居住することができる。</p> <p><u>公営住宅法施行令第9条第1項</u>  (法第29条第1項に規定する収入の基準)  第9条 法第29条第1項に規定する政令で定める基準は、313,000円とする。</p>	

公営住宅法第32条第1項第1号から第5号

(公営住宅の明渡し)

第32条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。

- 1 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- 2 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- 3 入居者が公営住宅又は共同施設を故意に毀き損したとき。
- 4 入居者が第27条第1項から第5項までの規定に違反したとき。
- 5 入居者が第48条の規定に基づく条例に違反したとき

公営住宅法第27条第1項から第5項

(入居者の保管義務等)

第27条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
- 3 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の用途を変更してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、他の用途に併用することができる。
- 4 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、この限りでない。
- 5 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)以外の者を同居させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を得なければならない。

公営住宅法第48条

(管理に関する条例の制定)

第48条 事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならない

標準処理期間	申請受付後4週間程度
--------	------------

備考	
----	--

設定年月日	平成26年4月1日	最終変更年月日	
-------	-----------	---------	--

ID: 2607

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	市営住宅の一部を住宅以外の用途併用の承認		
例規名 根拠条項	いなべ市営住宅管理条例 第26条ただし書		
例規番号	平成15年 条例第125号		
<p><b>【根拠条文】</b> (用途変更の制限) 第26条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 用途併用の承認する基準は、<u>条例施行規則第17条</u>の規定のとおりとする。</p> <p><u>いなべ市営住宅管理条例施行規則第17条</u> (用途併用) 第17条 条例第26条の規定により、市営住宅の一部を他の用途に併用することを承認する場合は、当該用途併用がその市営住宅団地の管理又は福利上必要があると認められるときに限る。</p> <p>規則第1項に規定する「その市営住宅団地の管理又は福利上必要があると認められるとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 介護を必要とする高齢者や障害者が居住し、身体状況に配慮した仕様（段差解消等）に改造することに相当な理由があると市長が認めたとき。</p> <p>(2) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合。</p>			
標準処理期間	申請受付後4週間程度で通知		
備考			
設定年月日	平成26年4月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日



ID: 2608

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	市営住宅模様替え及び増築等の承認		
例規名 根拠条項	いなべ市営住宅管理条例 第27条ただし書		
例規番号	平成15年 条例第125号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (模様替え及び増築等)  第27条 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の承認を受けた入居者は、当該市営住宅を明け渡そうとするときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。</p> <p>3 第1項ただし書の承認を受けずに市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  用途併用の承認する基準は、条例施行規則第18条の規定のとおりとする。</p> <p><u>いなべ市営住宅管理条例施行規則第18条</u>  (模様替え、増築)  第18条 条例第27条の規定により、市営住宅の模様替及び増築を承認するときは、次に定めるものに限る。</p> <p>(1) 模様替えは、市営住宅を損傷しない程度のもので、事情やむを得ないと認められるもの  (2) 増築は、次に掲げるもので、事情やむを得ないと認められるもの  ア 物置、浴室は、床面積10平方メートル以内(既設のものを含む。)  イ その他特に必要と認められるもの</p>			
標準処理期間	申請受付後4週間程度で通知		
備考			
設定年月日	平成26年4月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 89

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例規名 根拠条項	いなべ市国民健康保険条例 第8条		
例規番号	平成15年 条例第97号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (出産育児一時金)                      第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として42万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。第9条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 90

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	葬祭費の支給		
例規名 根拠条項	いなべ市国民健康保険条例 第9条		
例規番号	平成15年 条例第97号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (葬祭費)                      第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、5万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1か月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 2504

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	福祉医療費 受給資格の認定及び更新
例規名 根拠条項	いなべ市福祉医療費の助成に関する条例 第4条
例規番号	平成15年 条例第88号

**【根拠条文】**

(受給資格の認定及び更新)

第4条 対象者がこの条例に定める福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより受給資格の認定の申請を行い市長の認定を受け、規則で定める受給資格を証する証明書(以下「受給資格証」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項の受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、規則で定めるところにより1年ごとに受給資格の更新の申請を行い市長の認定を受けなければならない。

3 前2項の場合において、市長が必要と認めた場合は、対象者の保護者、養育者又は配偶者その他の者で、対象者を現に監護している者(以下「保護者等」という。)が対象者に代わり当該申請を行うことができるものとする。

**【判断基準】**

所得制限の限度額について

障がい者医療費(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条並びに第21条及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項並びに第7条の基準に準ずる。)

(単位: 人・円)

扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0	3,604,000	6,287,000
1	3,984,000	6,536,000
2	4,364,000	6,749,000
3	4,744,000	6,962,000
4	5,124,000	7,175,000
5	5,504,000	7,388,000

一人親家庭等医療費(児童扶養手当法第9条及び児童扶養手当法施行令第2条の4の基準に準ずる。)

(単位: 人・円)

扶養親族等の数	本人所得額	児童等の養育者、 配偶者及び扶養義務者所得額
0	1,920,000	2,360,000
1	2,300,000	2,740,000
2	2,680,000	3,120,000
3	3,060,000	3,500,000
4	3,440,000	3,880,000
5	3,820,000	4,260,000

子ども医療費（児童手当法第5条及び児童手当法施行令第1条の基準に準じる。）

（単位：人・円）

扶養親族等の数	保護者所得額
0	6,220,000
1	6,600,000
2	6,980,000
3	7,360,000
4	7,740,000
5	8,120,000

標準処理期間

7日

備考

設定年月日

平成25年4月1日

最終変更年月日

平成30年4月1日

ID: 2505

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	福祉医療費 助成の申請、決定
例規名 根拠条項	いなべ市福祉医療費の助成に関する条例 第8条 第10条
例規番号	平成15年 条例第88号
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(助成の申請)</p> <p>第8条 受給資格者又は保護者等が、福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとする場合は、規則で定めるところにより、市長に福祉医療費及び証明書料の助成を申請しなければならない。</p> <p>2 前項による申請は、助成の申請をすることができるときから2年を経過したときはすることができない。</p> <p>(助成の決定)</p> <p>第10条 市長は、前条第8条の規定による助成の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る福祉医療費及び証明書料の助成額を決定し、規則で定めるところにより決定した内容を通知する。ただし、県内の保険医療機関等において受給資格証を提示して、未就学児が保険診療を受けたときはこの限りではない。</p> <p><u>いなべ市福祉医療費の助成に関する条例施行規則</u></p> <p>(助成の申請)</p> <p>第8条 条例第8条第1項の規定による福祉医療費及び証明書料の助成の申請は、様式第5号による福祉医療費助成申請書(以下「申請書」という。)に、受給資格証、医療機関等の発行する医療費証明書及びその他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者から申請があったものとみなす。</p> <p>(1) 条例第7条の規定により受給資格証の提示を受けた保険医療機関が福祉医療費及び証明書料に係る内容を記載した様式第6号による福祉医療費領収証明書(以下「領収証明書」という。)又は様式第7号による福祉医療費領収証明一覧表(以下「一覧表」という。)を市長に提出したとき。</p> <p>(2) 条例第7条の規定により受給資格証の提示を受けた保険医療機関が、領収証明書又は一覧表をいなべ市長から事務処理を委託された三重県国民健康保険団体連合会に提出したとき。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、条例第9条第1項に規定する受給資格者が同項に規定する保険医療機関において条例第7条の規定により現物給付用受給資格証を提示して医療に関する給付を受けた場合において、当該保険医療機関から提出される当該受給資格者への医療に関する給付に係る診療報酬明細書等に基づき、市長から事務処理を委託された三重県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金三重支部が当該医療に関する給付に要した費用その他助成額の算定に必要な事項を市長に通知し、市長がこれによることが適当と認めるときは、当該通知をもって助成申請があったものとみなす。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、対象者のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)による医療の給付を受ける者にあつては、市長がこれによることが適当と認める高齢者医療確保法第48条により設立された三重県後期高齢者医療広域連合の作成する帳票又は障がい者(後期高齢者医療適用者)医療費助成申請書(様式第8号)により助成をするものとする。</p>	

5 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、対象者のうち母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付に係る措置を受けた者又はその保護者にあつては、指定養育医療機関の発行する請求書により助成するものとする。

**【基準】**

根拠条文に同じ

標準処理期間	3 箇月（後期高齢者医療適用者に関しては 5 箇月）
--------	----------------------------

備考	医療機関に受診した月から支給されるまでの月の期間
----	--------------------------

設 定 年 月 日	平成 25 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 9 月 1 日
-----------	-----------------	---------------	----------------

ID: 3201

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	国民健康保険税の納期限の延長		
例規名 根拠条項	いなべ市国民健康保険税条例 第28条		
例規番号	平成31年 条例第8号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (国民健康保険税の納期限の延長)  第28条 市長は、国民健康保険税の納税義務者のうち、災害その他特別の事情がある者について、特に必要があると認める場合においては、当該納税義務者の申請によって3か月を超えない限度において納期限を延長することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和2年4月1日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 3202 \_\_\_\_\_

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	国民健康保険税の減免		
例規名 根拠条項	いなべ市国民健康保険税条例 第29条		
例規番号	平成31年 条例第8号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (国民健康保険税の減免)  第 29 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険税を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 被保険者の資格を取得した日の前日において、別表に掲げる被用者保険の被保険者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者で 65 歳以上のもの(資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。)</p> <p>2 前項の規定によって保険税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所</p> <p>(2) 納期限及び保険料の額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 第 1 項の規定によって保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	請求書を受理した日から起算して15日以内		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 113

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	許可証等の再交付		
例規名 根拠条項	いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第17条		
例規番号	平成15年 条例第100号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (許可証等の再交付)  第17条 前3条の規定に基づき許可又は指定を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者等」という。)は、許可証又は指定証(以下「許可証等」という。)を亡失し、又は損傷したときは、規則で定めるところにより、その再交付を市長に申請することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  許可証等の再交付の基準は、次のとおりとする。  許可証等再交付申請書の記載事項が、当初に一般廃棄物処理業の許可の基準に適合していることを基準とする。  (法適用処分 I D 334 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項及び第10項)</p>			
標準処理期間	2週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 117

担当部署: 環境部 環境施設課

処分の概要	手数料の免除		
例規名 根拠条項	いなべ市あじさいクリーンセンター条例 第7条		
例規番号	平成15年 条例第101号		
<p><b>【根拠条文】</b> (手数料の免除) 第7条 市長は、天災その他特別の事由があると認めるときは、第5条の手数料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 1 手数料の免除の基準は、次のとおりとする。 (1) 国又は地方公共団体が行政目的に必要で、市長が認めたとき。 (2) 法令等の規定により無料で取り扱うこととされているとき。 (3) その他市長が必要と認めるとき。</p> <p>2 手数料の減免等をしない基準は、次のとおりとする。 法令等により算定方法が定められているもの及び国・県の機関が算定している経費等を基に、手数料等を定めているもの</p>			
標準処理期間	1週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 118

担当部署: 環境部 環境施設課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市員弁リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成15年 条例第102号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。搬入しようとするときはセンター管理人の指示に従い、自らが指定された場所に分別したうえ集積しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 1 利用の許可の基準は、同条例第4条の規定のとおりとする。 (利用者の範囲) 第4条 センターを利用することができる者は、いなべ市に住所を有する者とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その他の者の利用を妨げないものとする。</p> <p>「市長が特に必要と認めたとき」とは、本市で処理しなければならないやむを得ない理由が明確である場合とする。</p> <p>(1) 洪水、地震等の災害により処理協力要請があった場合。 (2) 処理施設の故障や処理施設の整備等により一時的に自区域内処理が困難な場合</p> <p>2 利用の許可をすることができない基準は、条例第6条の規定のとおりとする。 (利用の制限) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物、附属設備又は備品等を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) その他市長が管理運営上特に支障があると認めるとき。</p> <p>条例第6条第3号に規程する「管理運営上特に支障があると認める」とは、施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合及び休館日又は開館時間以外の時間(ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。)等をいう。</p>			
標準処理期間	1週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 25

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	いなべ市環境保全センター手数料徴収条例 第3条		
例規番号	平成15年 条例第53号		
<p><b>【根拠条文】</b> (手数料の減免) 第3条 市長は、特別の事情があると認められるものについては、手数料の一部又は全額を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 1 手数料の減免等の基準は、次のとおりとする。 (1) 国又は地方公共団体が行政目的に必要なとき。 (2) その他市長が必要と認めるとき。</p> <p>2 手数料の減免等をしない基準は、次のとおりとする。 法令等により算定方法が定められているもの及び国・県の機関が算定している経費等を基に、手数料等を定めているもの</p>			
標準処理期間	—		
備考	施設休止中		
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 120

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	斎場使用の許可
例規名 根拠条項	いなべ市北勢斎場条例 第5条
例規番号	平成15年 条例第103号
<p><b>【根拠条文】</b> (使用の許可) 第5条 斎場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> いなべ市北勢斎場の使用を許可しない基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 斎場の利用の申請が他の利用許可と競合するとき。</li> <li>(2) 斎場の死体及び胎児の火葬利用許可において、火葬許可証を受けていないとき。</li> <li>(3) 分娩に係る胎盤等及び身体の一部等の火葬において、個人が申請するときは医療機関もしくは警察等公共機関の証明がないとき。</li> <li>(4) ペット類の死骸等の火葬においては、感染症等人体に影響を及ぼす可能性があるとき。</li> <li>(5) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>(6) その他市長が管理運営上特に支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>「公安、風俗その他公益を害するおそれがあると認めるとき」とは、次のいずれかの事項に該当するおそれがある場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれるという明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合。</li> <li>(2) 刑法（明治40年法律第45号）、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）その他の法令による刑の対象となる行為を過去に反復継続して行うなど、斎場の利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合。</li> </ol> <p>「管理運営上特に支障があると認められる」とは、次のいずれかの事項に該当するおそれがある場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 主催者が葬儀を平穏に行おうとしているのに、その葬儀の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがある、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合。</li> <li>(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、斎場の利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合。</li> <li>(3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。</li> <li>(4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。</li> <li>(5) 条例第3条に規定する休館日に利用する場合又は条例第4条に規定する開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。</li> </ol>	
標準処理期間	即時

備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 123

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	斎場使用料の減免		
例規名 根拠条項	いなべ市北勢斎場条例 第8条		
例規番号	平成15年 条例第103号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、使用者が市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものを火葬する場合は、その使用料を免除する。</p> <p>(1) 市の所有地又は管理地において生じた動物の死骸</p> <p>(2) 使用者の飼育していない動物の死骸</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>使用料の減免基準は、いなべ市北勢斎場条例第8条の規定に基づくものとする。</p> <p>第1項第2号に規定する「特に必要があると認めた者」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 大規模災害として市長が認めるものの災害発生に伴い生じた遺体を火葬するために斎場を利用する場合において、その利用者が当該災害の被害者であって資力その他の事情の急激な変化により使用料の納付が困難であると市長が認めるとき。</p> <p>(2) 遺体（行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の適用を受ける者の遺体を除く。）の火葬を行う扶養義務者等がないことその他やむを得ない事情により当該遺体を火葬するために斎場を利用する場合であって、その使用料の全額を死者の遺留した金品等で賄うことができないとき、使用料から当該金品等で賄うことができる額を控除した額を免除する。</p>			
標準処理期間	即時		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日



ID: 124

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	いなべ市北勢斎場条例 第9条ただし書		
例規番号	平成15年 条例第103号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の不還付)  第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰することができない事由により使用することができなかつたとき。  (2) 使用許可の取消しを申し出て市長が相当の事由があると認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  使用料の還付基準は、いなべ市北勢斎場条例第9条ただし書の規定に基づくものとする。  第2号に規定する「相当の事由がある」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 社会通念上、客観的にみて合理的な理由があるとき。  (2) ペット類の死骸等を斎場に受け渡す前に取り消しを申し出たとき。</p>			
標準処理期間	1週間		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 98

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	保険料の徴収猶予		
例規名 根拠条項	いなべ市介護保険条例 第10条		
例規番号	平成16年 条例第3号		
<p><b>【根拠条文】</b> (保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID: 99

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	保険料の減免		
例規名 根拠条項	いなべ市介護保険条例 第11条		
例規番号	平成16年 条例第3号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (保険料の減免)  第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減額し、又は免除する。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 減免を必要とする理由</p> <p>3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID:2803

担当部署： 福祉部 介護保険課

処分の概要	障害者控除対象者の認定		
例規名 根拠条項	いなべ市高齢者に係る所得税及び地方税上の障害者控除対象者認定事務取扱規則 第3条		
例規番号	平成28年 規則第15号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (交付申請)                  第3条 障害者控除対象者の認定を受けようとする者は、障害者控除対象者認定書交付(再交付)申請書(様式第1号)に所定の事項を記入し、市長に申請しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                  (認定)                  第4条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、対象者が次に掲げる認定基準を満たしていることについて、要介護認定に係る情報等により確認しなければならない。</p> <p>(1) 次に該当する者は、障害者に準ずる者とする。</p> <p>ア 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準(平成3年11月18日老健第102—2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)に基づく対象者の寝たきりの程度がランクAである者</p> <p>イ 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準(平成18年4月3日老発第0403001号厚生労働省老健局長通知)に基づく対象者の認知症の程度がⅢa又はⅢbである者</p> <p>(2) 次に該当する者は、特別障害者に準ずる者とする。</p> <p>ア 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準に基づく対象者の寝たきりの程度が、ランクB若しくはC又は6か月以上臥床の状態にある者</p> <p>イ 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準に基づく対象者の認知症の程度がⅣ又はMである者</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日

ID:2804

担当部署： 福祉部 介護保険課

処分の概要	障害者控除対象者の認定書の交付		
例規名 根拠条項	いなべ市高齢者に係る所得税及び地方税上の障害者控除対象者認定事務取扱規則 第4条第2項		
例規番号	平成27年 規則第42号		
<p><b>【根拠条文】</b> 第4条 2 市長は、対象者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに障害者控除対象者認定書(様式第2号)を交付するものとする。</p> <p><b>【基準】</b> (対象者) 第2条 対象者は、身体障害者手帳等の交付を受けていない満65歳以上の者で、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定(要支援認定を含む。)を受けた被保険者とする。</p> <p>(認定) 第4条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、対象者が次に掲げる認定基準を満たしていることについて、要介護認定に係る情報等により確認しなければならない。 (1) 次に該当する者は、障害者に準ずる者とする。 ア 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準(平成3年11月18日老健第102—2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)に基づく対象者の寝たきりの程度がランクAである者 イ 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準(平成18年4月3日老発第0403001号厚生労働省老健局長通知)に基づく対象者の認知症の程度がⅢa又はⅢbである者 (2) 次に該当する者は、特別障害者に準ずる者とする。 ア 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準に基づく対象者の寝たきりの程度が、ランクB若しくはC又は6か月以上臥が床の状態にある者 イ 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準に基づく対象者の認知症の程度がⅣ又はMである者</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID: 82

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	利用の許可（変更許可を含む。）
例規名 根拠条項	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例 第5条第1項
例規番号	平成15年 条例第94号
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用の許可)  第5条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも同様とする。  2 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  1 利用の許可（変更許可を含む。）の基準は、条例第4条の規定及び次のとおりとする。  (利用対象者)  第4条 施設を利用することができる者は、それぞれ当該各号に定めるものとする。  (1) 市内に居住する60歳以上の者  (2) 市内に居住し、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者及びその介護者並びにボランティアの団体  2 市長は、前項に定める者のほか、適当と認めるものに、利用させることができる。  3 市長は、その他特に必要があると認める団体等について利用させることができる。</p> <p>利用の許可の基準は、次のとおりとする。  (1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。  (2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。  (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）  (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。  (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物、ポスター等を配布し、もしくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）  (6) 物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）  (7) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。  (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。  (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。（いなべ市暴力団排除条例第9条）  (10) その他管理運営上支障があると市長が認める場合</p> <p>条例第5条第2項に規定する「施設の管理上必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。  (1) 利用者が集会等を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれのある特別な事情がある場合。  (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、いな</p>	

べ市老人福祉センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合。

(3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。

(4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。

(5) 休館日に利用する場合又は開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

2 行為の許可をしない基準は、条例第6条の規定のとおりとする。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を許可しない。

(1) この条例の規定に違反して利用しようとし、又は利用したとき。

(2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 施設又はその附属設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(4) その利用が他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為を行うと認められるとき。

(5) その利用が行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為を行うと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき。

標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 83

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	平成15年 条例第94号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (特別の設備の制限)  第8条 利用者は、施設を利用するに当たって特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日



ID: 86

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	使用料の減免
例規名 根拠条項	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例 第11条
例規番号	平成15年 条例第94号

## 【根拠条文】

(使用料の減免)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

## 【基準】

使用料の減免の基準は、同条例施行規則第7条の規定のとおりとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第11条に規定する使用料の減免は、市長が特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

前条の使用料

(使用料)

第10条 第4条第1項及び第2項に規定するものが利用する場合は、使用料を無料とする。

2 第4条第3項に規定するものが利用する場合は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

## 別表（第10条関係）

1 いなべ市北勢福祉センター使用料

単位：円

利用時間		大会議室	その他の室1室につき
午前	午前9時から正午まで	800	300
午後	正午から午後6時まで	1,000	500
夜間	午後6時から午後10時まで	1,500	800

2 いなべ市員弁老人福祉センター使用料

単位：円/30分

区分	昼間	夜間
	午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
会議室1	100	150
会議室2	100	150
会議室3	100	150
会議室4	100	150
調理室	200	300
集会室	200	300

第4条 施設を利用することができる者は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 市内に居住する60歳以上の者

(2) 市内に居住し、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者及びその介護者並びにボランティアの団体

2 市長は、前項に定める者のほか、相当と認めるものに、利用させることができる。

3 市長は、その他特に必要があると認める団体等について利用させることができる。

標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 87

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例 第12条		
例規番号	平成15年 条例第94号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の不還付)  第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。  (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。  (3) 利用者が利用の3日までに利用の許可の取消し又は変更の申出があつて市長がこれについて相当の理由があると認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID:2106

担当部署： 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	使用の許可
例規名 根拠条項	いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例 第6条第1項
例規番号	平成21年 条例第21号
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の許可等)  第6条 施設を使用しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長の許可を受けなければならない。  2 市長は、前項の許可に施設の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  1 使用の許可の基準は、条例第3条の規定及び次のとおりとする。  (対象者)  第3条 施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。  (1) 市内に居住する60歳以上の者  (2) 市内に居住し、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者及びその介護者並びにボランティアの団体  (3) その他市長が必要と認める団体等</p> <p>利用の許可の基準は、次のとおりとする。  (1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。  (2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。  (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）  (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。  (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物、ポスター等を配布し、もしくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）  (6) 物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）  (7) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。  (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。  (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。（いなべ市暴力団排除条例第9条）  (10) その他管理運営上支障があると市長が認める場合</p> <p>条例第6条第2項に規定する「施設の管理上必要」とは、次のいずれかの事項に該当する場合をいう。  (1) 利用者が集会等を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれのある特別な事情がある場合。  (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、いなべ市老人福祉センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合。  (3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全</p>	

の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。

(4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。

(5) 休館日に利用する場合又は開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

2 使用の許可をしない基準は、条例第10条の規定のとおりとする。

(使用の制限等)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を制限し、又は禁止することができる。

(1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用するとき。

(2) 施設、設備等をき損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

(3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(4) 前各号のほか、市長が指示する事項を遵守しないとき。

標準処理期間	7 日		
備考			
設定年月日	平成 21 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 1 日

ID:2107

担当部署： 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例 第8条		
例規番号	平成21年 条例第21号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、規則で定めるところにより、前条の使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>使用料の減免の基準は、いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例施行規則第3条の規定及び以下の基準に基づき、納付を減額し、又はその免除をすることができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第3条 条例第8条の規定による使用料の減免の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用者が<u>条例第3条第1号又は第2号</u>に該当する場合（ただし、浴室の場合は除く。）</p> <p>(2) 公益上の特別な理由がある場合</p> <p>(3) 市長が特に必要と認める場合</p> <p><u>条例第3条第1号又は第2号</u></p> <p>いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例</p> <p>第3条 施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に居住する60歳以上の者</p> <p>(2) 市内に居住し、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者及びその介護者並びにボランティアの団体</p> <p>条例施行規則第3条第1項第2号に規定する「公益上の特別な理由がある場合」、同項第3号に規定する「市長が特に必要と認める場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合</p> <p>(2) 電気、ガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められる場合</p> <p>(3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合</p> <p>(4) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合</p> <p>(5) その他本市の事務事業上、市長が必要と認める場合</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成21年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID:2108

担当部署： 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例 第9条ただし書		
例規番号	平成21年 条例第21号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第9条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>使用料の還付承認の基準（市長が必要と認めるとき）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 天災等若しくはこれに類する利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。</p> <p>(3) 利用者が利用の3日前までに利用の許可の取消し又は変更の申出があつて市長がこれについて相当の理由があると認めたとき。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成21年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID:2109

担当部署： 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	行為の制限の許可
例規名 根拠条項	いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例 第11条第1項
例規番号	平成21年 条例第21号
<p><b>【根拠条文】</b> (行為の制限)</p> <p>第11条 施設において、次の各号に掲げる行為をしようとするものは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売その他これに類する行為をするとき。</p> <p>(2) 興行を行うとき。</p> <p>(3) 展示会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うとき。</p> <p>(4) 広告物等を掲示し、又は配布するとき。</p> <p>2 前項の許可を受けようとするものは、行為の目的、期間、場所、内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の許可に施設の管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1 行為の許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。</p> <p>(2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。</p> <p>(3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）</p> <p>(4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。</p> <p>(5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）。</p> <p>(6) 物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）。</p> <p>(7) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。</p> <p>(8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。</p> <p>(9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。（いなべ市暴力団排除条例第9条）</p> <p>(10) その他管理運営上支障があると市長が認める場合</p> <p>条例第11条第3項に規定する「施設の管理上必要」とは、次のいずれかの事項に該当する場合をいう。</p> <p>(1) 利用者が集会等を行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれのある特別な事情がある場合。</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、ふじわら高齢者生活支援センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合。</p> <p>(3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。</p> <p>(4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。</p>	



(5) 休館日に利用する場合又は開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

2 行為の許可をしない基準は、条例12条及び同条例施行規則第4条の規定のとおりとする。

いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例

(行為の不許可)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の行為を許可しないことができる。

- (1) 施設の管理上支障があると認められるとき。
- (2) 施設を使用させることが適当でない認められるとき。

いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例施行規則

(制限行為の許可)

第4条 条例第11条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 使用予定人員
- (2) 附属機器の使用
- (3) 持込器具、備品等

2 条例第11条第2項の規定により行為の許可を受けようとするものは、制限行為の許可申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、これを速やかに審査し、行為の可否を決定し、制限行為の(不)許可書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。

標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成21年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 2506

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	利用の許可
例規名 根拠条項	いなべ市熟人荘パークゴルフ場設置及び管理に関する条例第3条
例規番号	平成20年 条例第28号
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の許可)</p> <p>第3条 施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより許可を受けなければならない。</p> <p>2 大会を開催する場合等施設を占有して利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときもまた同様とする。</p> <p>3 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1 利用の許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。</p> <p>(2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。</p> <p>(3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）</p> <p>(4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。</p> <p>(5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）。</p> <p>(6) 物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）。</p> <p>(7) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。</p> <p>(8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。</p> <p>(9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。（いなべ市暴力団排除条例第9条）</p> <p>(10) その他管理運営上支障があると市長が認める場合</p> <p>条例第3条第3項に規定する「施設の管理上必要」とは、次のいずれかの事項に該当する場合をいう。</p> <p>(1) 利用者が集会等を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれのある特別な事情がある場合。</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなどこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合。</p> <p>(3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。</p> <p>(4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。</p> <p>(5) 休館日に利用する場合又は開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。</p> <p>2 行為の許可をしない基準は、条例第4の規定のとおりとする。</p>	

(利用の制限) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を許可しないことができる。 (1) 施設の設置目的に反するとき。 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) 施設又はその附属設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為を行うと認められるとき。 (5) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為を行うと認められるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 2507

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	利用施設の設備設置等の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市熟人荘パークゴルフ場設置及び管理に関する条例第5条		
例規番号	平成20年 条例第28号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (特別の設備の制限)  第5条 利用者は、施設を利用するに当たって特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 2508

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	使用料の減免																				
例規名 根拠条項	いなべ市熟人荘パークゴルフ場設置及び管理に関する条例第9条																				
例規番号	平成20年 条例第28号																				
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第9条 市長は、必要があると認めるときは、<u>前条の使用料</u>を減額し、又は免除することができる。利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 使用料の減免の基準（必要があると認めるとき）は、次のとおりとする。 (1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合 (2) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合</p> <p><u>前条の使用料</u> (使用料) 第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>大人使用料</th> <th>子供使用料 (小学生以下)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 ラウンド</td> <td>1 人 1 回</td> <td>500 円</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>回数券 (11 回分)</td> <td>5,000 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 日フリー</td> <td>1 人 1 日</td> <td>1,200 円</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>回数券 (11 回分)</td> <td>12,000 円</td> <td>5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 ラウンドとは、18 ホールをルールに従いプレーすることをいう。</p>				区分	単位	大人使用料	子供使用料 (小学生以下)	1 ラウンド	1 人 1 回	500 円	300 円	回数券 (11 回分)	5,000 円	3,000 円	1 日フリー	1 人 1 日	1,200 円	500 円	回数券 (11 回分)	12,000 円	5,000 円
区分	単位	大人使用料	子供使用料 (小学生以下)																		
1 ラウンド	1 人 1 回	500 円	300 円																		
	回数券 (11 回分)	5,000 円	3,000 円																		
1 日フリー	1 人 1 日	1,200 円	500 円																		
	回数券 (11 回分)	12,000 円	5,000 円																		
標準処理期間	14日																				
備考																					
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日																		

ID:2805

担当部署： 福祉部 介護保険課

処分の概要	高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額の支給
例規名 根拠条項	いなべ市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則 第11条
例規番号	平成28年 規則第41号
<p><b>【根拠条文】</b> (高額介護予防サービス費等相当事業) 第11条 総合事業においては、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額(以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。)を支給するものとする。</p> <p><b>【基準】</b> 2 前項に掲げる高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関し必要な事項は、<u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2及び第29条の3の規定</u>を準用する。</p> <p><u>介護保険法施行令第29条の2の2及び第29条の3の規定</u> (高額介護予防サービス費) 第29条の2の2 法第61条第1項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の100(法第59条の2の規定が適用される場合にあつては80分の100、法第60条第1項の規定が適用される場合にあつては100分の100を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の100を第二市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額とする。</p> <p>2 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が 44,400 円を超える場合に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から 44,400 円を控除して得た額に要支援被保険者按分率(居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第 22 条の 2 の 2 第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる額の合算額(以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。))を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。</p> <p>3 居宅要支援被保険者が特定給付対象介護予防サービス等を受けた場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に 90 分の 10 を乗じて得た額が 44,400 円を超えるときは、当該得た額から 44,400 円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。</p> <p>4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に 90 分の 10 を乗じて得た額が 15,000 円を超えるときは、当該得た額から 15,000 円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。</p> <p>5 第 2 項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれか</p>	

の介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(介護予防サービス等のあった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。以下この項、次項及び第九項において同じ。)の所得について、第1号に掲げる額(当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の12月31日において世帯主であって、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する19歳未満の者で同年の合計所得金額が38万円以下であるもの(第2号において「控除対象者」という。)を有する者にあっては、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額。次項において同じ。)が690万円以上であるときは、第2項中「44,400円」とあるのは、「140,100円」とする。

(1) 当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額

(2) 当該介護予防サービス等があった月の属する年の前年の12月31日において16歳未満の控除対象者の数を33万円に乗じて得た額及び同日において16歳以上の控除対象者の数を12万円に乗じて得た額の合計額

6 第2項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第1号被保険者のいずれかの介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の所得について、前項第1号に掲げる額が380万円以上690万円未満であるときは、第2項中「44,400円」とあるのは、「93,000円」とする。

7 第2項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「44,400円」とあるのは、「24,600円」とする。

(1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等のあった月の属する年度(介護予防サービス等のあった月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第9項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

(2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって、第22条の2の2第2項及び第2項中「44,400円」とあるのを「24,600円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

8 第2項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって、第22条の2の2第2項及び第2項中「44,400円」とあるのを「15,000円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第2号に掲げる者を除く。)であるときは、第2項中「44,400円」とあるのは、「15,000円」とする。

9 居宅要支援被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあった月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が80万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であって、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から15,000円を控除して得た額が、第7項の規定により読み替えて適用する第2項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防

サービス費の額は、第7項の規定により読み替えて適用する第2項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から15,000円を控除して得た額とする。

- 10 居宅要支援被保険者が法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下この項において「指定介護予防サービス事業者等」という。)について特定公費負担給付が行われるべき介護予防サービス等を受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者等について介護予防サービス等を受けた場合において、当該介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市町村は、当該介護予防サービス等に要した費用のうち第3項又は第4項の規定による高額介護予防サービス費として居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定介護予防サービス事業者等に支払うものとする。
- 11 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し、第3項又は第4項の規定による高額介護予防サービス費の支給があったものとみなす。
- 12 居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、第2項から前項までの規定は、適用しない。
- 13 高額介護予防サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(高額医療合算介護予防サービス費)

- 第29条の3 法第61条の2第1項に規定する政令で定める額は、第22条の3第1項各号に掲げる額とする。
- 2 高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第22条の3(第1項及び第8項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「第1号に掲げる」とあるのは、「第2号に掲げる」と、同条第3項中「同項第1号に掲げる」とあるのは、「同項第2号に掲げる」と読み替えるものとする。
- 3 居宅要支援被保険者が計算期間における同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合における前項において読み替えて準用する第22条の3(第1項及び第8項を除く。)の規定の適用については、前条第12項の規定を準用する。

標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日



ID:3301

担当部署:福祉部 人権福祉課

処分の概要	いなべ市社会福祉法人が行う事業の助成
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市社会福祉法人が行う事業の助成に関する条例 第2条
例 規 番 号	平成15年 条例第87号
<p><b>【根拠条文】</b>  <u>条例第2条</u>  (助成)  第2条 市長は、規則で定める社会福祉事業の健全な運営を図るため必要があるときは、当該社会福祉事業を行う社会福祉法人に対し助成することができる。ただし、補助金の額については、予算の範囲内で交付するものとする。</p> <p>いなべ市社会福祉法人が行う事業の助成に関する規則  (対象事業)  第2条 <u>条例第2条</u>に規定する助成を対象とする事業は、次に掲げる事業で、市長が助成を必要と認めた事業とする。</p> <p>(1) <u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項及び第3項に規定する事業</u>  (2) 社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会が行う事業</p> <p><u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項及び第3項に規定する事業</u></p> <p>2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。</p> <p>一 生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業</p> <p>二 児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業</p> <p>三 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設を経営する事業</p> <p>五 削除</p> <p>六 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設を経営する事業</p> <p>七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業</p> <p>一の二 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)に規定する認定生活困窮者就労訓練事業</p> <p>二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業</p> <p>二の三 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)に規定する養子縁組あっせん事業</p>	

- 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業
- 四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
- 四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
- 五 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 六 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- 七 削除
- 八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- 九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- 十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
- 十一 隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)
- 十二 福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。))の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)
- 十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

【基準】

根拠条文に同じ

標準処理期間	申請書を受理した日から起算して15日以内		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID:3302

担当部署:福祉部 人権福祉課

処分の概要	パートナーシップ宣誓に対する証明		
例規名 根拠条項	いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例 第12条		
例規番号	令和2年 条例第15号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (パートナーシップの宣誓等)  第12条 パートナーシップの宣誓は、宣誓書を市長に提出することにより、これを行う。  2 市長は、パートナーシップの宣誓があった場合は、パートナーシップ登録簿への登録を行うとともに、宣誓した2人の者に対して、登録証明書を交付するものとする。</p> <p>いなべ市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則  (宣誓対象者の要件)  第3条 宣誓することができる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。  (1) 成年に達していること。  (2) 市内に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。  (3) 配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。  (4) 当事者同士が<u>民法(明治29年法律第89号)第734条</u>に規定される近親者でないこと。</p> <p><u>民法(明治29年法律第89号)第734条</u>  (近親者間の婚姻の禁止)  第七百三十四条 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。  2 第八百十七条の九の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ</p>			
標準処理期間	宣誓書を受理した日から起算して7日以内		
備考			
設定年月日	令和2年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2509

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	利用の承認
例規名 根拠条項	いなべ市障害者活動支援センター条例 第6条第1項
例規番号	平成19年 条例第21号
<p><b>【根拠条文】</b>                  (利用の承認等)                  第6条 支援センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。                  2 市長は、前項の承認（以下「利用承認」という。）をする場合において、支援センターの管理運営上必要があると認めるときは、それらの利用について条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>                  1 利用の承認の基準は、同条例第5条の規定のとおりとする。                  (利用者の資格)                  第5条 <u>前条第1号から第3号までの事業</u>を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。                  (1) 法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者                  (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第1項に規定する市町村の長から同法第18条第1項の措置を受けた者                  (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第1項に規定する市町村の長から同法第15条の4の措置を受けた者                  2 前条第4号の事業を利用することができる者は、福祉事務所長からいなべ市障害者等地域活動支援センター運営事業実施規則（平成18年いなべ市規則第43号）第5条に規定する利用決定を受けた者とする。</p> <p><u>前条第1号から第3号までの事業</u>                  (事業及び定員)                  第4条 支援センターで行う事業及びその定員は、次の各号に定めるとおりとする。                  (1) <u>法第5条第7項</u>に定める生活介護 40人                  (2) <u>法第5条第8項</u>に定める短期入所 3人                  (3) <u>法第5条第15項</u>に定める就労継続支援 15人</p> <p>条例第6条第2項の規定に「支援センターの管理運営上必要があると認めるとき」とは、次のいずれかの事項に該当する場合をいう。                  (1) 利用者が集会等を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれのある特別な事情がある場合。                  (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、ふじわら高齢者生活支援センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合。                  (3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。                  (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。                  (5) 休館日に利用する場合又は開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。</p>	

2 利用の承認をしない基準は、条例第9条の規定のとおりとする。

(利用の不承認)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認をしない。

- (1) 利用者の数が定員に達している場合
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (3) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (4) その他支援センターの管理運営上支障があると認める場合

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。))その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。)を除く。)を行う事業をいう。

7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

8 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう

15 この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 2510

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	利用の承認
例規名 根拠条項	いなべ市重度障害者生活支援センター条例 第6条第1項
例規番号	平成22年 条例第16号
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の承認等) 第6条 支援センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の承認（以下「利用承認」という。）をする場合において、支援センターの管理運営上必要があると認めるときは、それらの利用について条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 1 利用の承認の基準は、条例第5条のとおりとする。 (利用者の資格) 第5条 <u>前条の事業</u>を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者 (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第1項に規定する市町村の長から同法第18条第1項の措置を受けた者 (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第1項に規定する市町村の長から同法第15条の4の措置を受けた者  2 行為の許可をしない基準は、条例第9条の規定のとおりとする。 (利用の不承認) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認をしない。 (1) 利用者の数が定員に達しているとき。 (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (3) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (4) その他支援センターの管理運営上支障があると認めるとき</p> <p><u>前条の事業</u> (事業及び定員) 第4条 支援センターで行う事業は、<u>法第5条第7項</u>に定める生活介護とし、定員は、20人とする</p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。))その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。)を除く。)を行う事業をいう。  7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行わ</p>	

れる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

第19条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。

#### 身体障害者福祉法

(援護の実施者)

第9条 この法律に定める身体障害者又はその介護を行う者に対する援護は、その身体障害者の居住地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行うものとする。ただし、身体障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その身体障害者の現在地の市町村が行うものとする。

(措置の受託義務)

第18条の2 障害福祉サービス事業を行う者又は障害者支援施設等若しくは指定医療機関の設置者は、前条の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

#### 知的障害者福祉法

(更生援護の実施者)

第9条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村(特別区を含む。以下同じ。)による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする

(障害福祉サービス)

第15条の4 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第1項第2号において「療養介護等」という。))を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

条例第6条第2項の規定に「支援センターの管理運営上必要があると認めるとき」とは、次のいずれかの事項に該当する場合をいう。

- (1) 利用者が集会等を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれのある特別な事情がある場合。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、ふじわら高齢者生活支援センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合。
- (3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。
- (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。
- (5) 休館日に利用する場合又は開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

標準処理期間	60日以内		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日



ID: 2511

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	事業者の登録		
例規名 根拠条項	いなべ市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則		
例規番号	平成20年 規則第20号		
<p>【根拠条文】 (登録)</p> <p>第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年三重県条例第21号。以下「県条例」という。)に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準に基づきその内容を審査したうえ、登録の可否を決定し、いなべ市基準該当事業者登録決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>【基準】 別紙「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」のとおり。</p>			
標準処理期間	2か月		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

## 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年三重県条例第21号。以下「条例」という。）及び三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年三重県規則第66号）において規定するもののほか、指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準についての準用)

第2条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この要綱に定めるものを除き、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の規定を準用する。

### (法第36条第3項第1号で定める者)

第3条 条例第3条においては、指定申請の際の欠格事由を規定した法第36条第3項第1号の「条例で定める者」を、法人である者（ただし、療養介護又は病院若しくは診療所で行われる短期入所を除く。）としたものである。

### (設備)

第4条 条例第65条、第119条及び第129条に規定する訓練・作業室は、内法により測定した床面積の合計が利用定員一人当たり3㎡以上あるものとする。

2 条例第81条、第106条、第129条及び第168条に規定する居室の床面積は、内法により測定するものとする。

### (非常災害対策)

第5条 条例第24条に規定する具体的な計画の作成にあたっては、人命の保護を最優先とし、従業者一人ひとりが主体的に状況を判断し、目的に合った行動がとれるよう移動中、自宅待機中及び在宅介護中等を想定した従業者の行動手順等を盛り込んだ計画の作成に努めることとする。条例第55条において非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものであり、関係機関への通報及び連携体制の整備は、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底

底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

また、条例第55条第1項に規定する「消火器、非常口その他の必要な設備」とは、消防法（昭和28年法律第186号）その他法令等に規定された設備を示しており、これらの設備を確実に設置しなければならない。

なお、同条項に規定する「非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震、津波等の災害に対処するための計画をいい、この場合、障害計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日とする。
- 2 平成18年9月30日以前に指定を受けている施設（平成18年10月1日以後に増築又は全面的に改築された部分を除く）については、第4条は適用しない。  
ただし、第4条を適用しない場合には、利用定員の増加を認めない。

(参考：改正後全文)

障発第 0126001 号  
平成 19 年 1 月 26 日

一 部 改 正  
障発第 0331020 号  
平成 20 年 3 月 31 日

一 部 改 正  
障発第 0331033 号  
平成 21 年 3 月 31 日

一 部 改 正  
障発 0928 第 1 号  
平成 23 年 9 月 28 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の  
人員、設備及び運営に関する基準について

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項、第 44 条及び第 46 条第 2 項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号をもって公布され、平成 18 年 10 月 1 日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

## 第一 基準の性格

- 1 基準は、指定障害者支援施設等が法に規定する便宜を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害者支援施設等は、常にその事業の

運営の向上に努めなければならないこと。

- 2 指定障害者支援施設等が満たすべき基準を満たさない場合には、指定障害者支援施設等の指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、設置者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。

また、③の命令をした場合には設置者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護給付費又は訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。

(1) 次に掲げるときその他の指定障害者支援施設等が自己の利益を図るために基準に違反したとき

- ① 施設障害福祉サービスの提供に際して指定障害者支援施設等に入所する者又は当該指定障害者支援施設等に通所する者（以下「利用者」という。）が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
- ② 相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して事業者による指定障害福祉サービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
- ③ 相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、利用者又はその家族に対して特定の事業者による指定障害福祉サービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を收受したとき

(2) 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

(3) その他(1)及び(2)に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

- 3 指定障害者支援施設等が、運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該施設等から指定障害者支援施設等について指定の申請がなされた場合には、当該施設等が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。

## 第二 総論

### 1 事業者指定の単位について

- (1) 従たる事業所（昼間実施サービスの場）の取扱いについて

指定障害者支援施設の指定等は、原則として施設障害福祉サービスの提供を行う障害者支援施設ごとに行うものとするが、障害者支援施設で行う昼間実施サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型）については、次の①及び②の要件を満たす場合については、当該障害者支援施設内の「主たる事業所（昼間実施サービスの場に限る。以下同じ。）」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、当該障害者支援施設と異なる場所に一又は複数の「従たる事業所（昼間実施サービスの場に限る。以下同じ。）」を設置することが可能であり、これらを一の障害者支援施設として指定することができる取扱いとする。

① 人員及び設備に関する要件

ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。

イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。

(I) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6人以上

(II) 就労継続支援A型又は就労継続支援B型 10人以上

ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

② 運営に関する要件

ア 利用申し込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われていること。

イ 職員の勤務態勢、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要因を派遣できるような体制）にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規定が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

(2) 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設において、昼間実施サービスを当該障害者支援施設と異なる場所で実施する場合は、(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は、一の障害者支援施設として取り扱うことが可能である。

2 用語の定義（基準第2条）

(1) 「常勤換算方法」

指定障害者支援施設等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該障害者支援施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうもので

ある。この場合の勤務延べ時間数は、当該施設障害福祉サービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

(2) 「勤務延べ時間数」

勤務表上、施設障害福祉サービスの提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間又は当該施設障害福祉サービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害者支援施設等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

指定障害者支援施設等における勤務時間が、当該指定障害者支援施設等において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。

当該指定障害者支援施設等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害者支援施設等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、指定障害者支援施設と指定短期入所事業所が併設されている場合、当該指定障害者支援施設の管理者と指定短期入所事業所の管理者とを兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて施設障害福祉サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害者支援施設等における勤務時間（生活介護及び施設入所支援については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

(5) 「前年度の平均値」

① 基準第4条第2項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した施設において、新設又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、利用定員の90%を利用者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を

当該1年間の開所日数で除して得た数とする。これに対し、減少の場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の利用者の数の延べ数を当該3月間の開所日数で除して得た数とする。

ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

- ③ 特定旧法指定施設が指定障害者支援施設へ転換する場合の「前年度の平均値」については、当該指定を申請した日の前日から直近1月間の全利用者の延べ数を当該1月間の開所日数で除して得た数とする。また、当該指定後3月間の実績により見直すことができることとする。

### 第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

#### 1 人員に関する基準

##### (1) 従業者の員数（基準第4条）

##### ① 生活介護を行う場合（基準第4条第1項第1号）

##### ア 医師（基準第4条第1項第1号イ（1））

日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、生活介護を利用する利用者の障害の特性に応じて必要数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。

##### イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（基準第4条第1項第1号イ（2））

これらの従業者については、生活介護の単位ごとに、前年度の利用者の数の平均値及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定される平均障害程度区分に応じて、常勤換算方法により必要数を配置するものである。

なお、平均障害程度区分の算定に当たっては、利用者の数から、法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者（以下「特定旧法受給者」という。）、平成18年9月30日において現に児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、生活介護又は施設入所支援の対象に該当しない者（以下「経過措置利用者」という。）又は生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者は除かれる。（厚生労働省告示第553号「厚生労働大臣が定める者」参照）

（算式）

$$\{ (2 \times \text{区分2に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{区分3に該当する利用者の数}) + (4 \times \text{区分4に該当する利用者の数}) + (5 \times \text{区分5に該当する利用者の数}) + (6 \times \text{区分6に該当する利用者の数}) \} / \text{総利用者数}$$

なお、平均障害程度区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。

また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低1人



以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。

ウ 機能訓練指導員（基準第4条第1項第1号ハ）

理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場合には、看護師のほか、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者をもって代えることができるものであること。

また、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、指定障害者支援施設等の生活支援員が兼務して行っても差し支えない。

エ サービス管理責任者（基準第4条第1項第1号イ（3））

サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な生活介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う者であり、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。

また、指定障害者支援施設等の従業者は、原則として専従でなければならないが、職種間の兼務は認められるものではない。このため、サービス管理責任者についても、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供した生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。

ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定障害者支援施設等の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであること。

また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの施設障害福祉サービス計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定障害者支援施設等のサービス管理責任者が、指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。

（例）利用者の数が30人の指定障害者支援施設におけるサービス管理責任者が、利用者の数が10人の指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合

オ 生活介護の単位（基準第4条第1項第1号ロ）

（I）サービス提供の単位

生活介護の単位とは、1日を通じて、同時に、一体的に提供される生活介護をいうものであり、次の要件を満たす場合に限り、複数の生活介護の単位を設置することができる。

i 生活介護が階を隔てるなど、同時に、2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえないこと。

- ii 生活介護の単位ごとの利用定員が 20 人以上であること。
- iii 生活介護の単位ごとに必要とされる従業者が確保されていること。

(II) サービス提供単位ごとの従業者の配置

生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者を確保するとは、生活介護の単位ごとに生活支援員について、当該生活介護の提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである（例えば専従する生活支援員の場合、その員数は 1 人となるが提供時間帯の 2 分の 1 ずつの時間専従する生活支援員の場合は、その員数としては 2 人が必要となる）。

(III) 常勤の従業員の配置

同一施設で複数の生活介護の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（サービス管理責任者及び医師を除く。）が必要となるものである。

② 自立訓練（機能訓練）を行う場合（基準第 4 条第 1 項第 2 号）

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（基準第 4 条第 1 項第 2 号イ（1））

これらの従業者については、その員数の総数が、常勤換算方法により、自立訓練（機能訓練）を利用する利用者の数を 6 で除した数以上でなければならないものであり、この場合、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員については、それぞれについて、最低 1 人以上配置することが必要である。

また、これらの従業者のうち、看護職員及び生活支援員については、それぞれ 1 人以上が常勤でなければならない。

イ サービス管理責任者（基準第 4 条第 1 項第 2 号イ（2））

生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。

ウ 訪問による自立訓練（機能訓練）を行う場合（基準第 4 条第 1 項第 2 号ロ）

自立訓練（機能訓練）は、指定障害者支援施設等において行うほか、当該自立訓練（機能訓練）の利用により、当該指定障害者支援施設等を退所した利用者の居宅を訪問して行うこともできるが、この場合、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数とは別に、当該業務を担当する生活支援員を 1 人以上確保する必要がある。

エ 機能訓練指導員（基準第 4 条第 1 項第 2 号ハ）

生活介護の場合と同趣旨であるため、①のウを参照されたい。

③ 自立訓練（生活訓練）を行う場合（基準第 4 条第 1 項第 3 号）

ア 生活支援員（基準第 4 条第 1 項第 3 号イ（1））

生活支援員の員数が、常勤換算方法により、自立訓練（生活訓練）を利用する利用者の数を 6 で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低 1 人以上配置することが必要である。

また、生活支援員は、1 人以上が常勤でなければならない。

イ 看護職員を配置する場合（基準第 4 条第 1 項第 3 号ロ）

当該自立訓練（生活訓練）において、健康上の管理が必要な利用者がいるために看護職員を配置している場合は、「生活支援員」を「生活支援員

及び看護職員」と読み替え、この場合、生活支援員及び看護職員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。

ウ サービス管理責任者（基準第4条第1項第3号イ（2））

生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。

エ 訪問による自立訓練（生活訓練）を行う場合（基準第4条第1項第3号ハ）

自立訓練（機能訓練）の場合と同趣旨であるため、②のウを参照されたい。

④ 就労移行支援を行う場合（基準第4条第1項第4号）

ア 職業指導員及び生活支援員（基準第4条第1項第4号イ（1））

職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。

また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。

イ 就労支援員（基準第4条第1項第4号イ（2））

就労支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を15で除した数以上でなければならない。なお、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましい。

ウ サービス管理責任者（基準第4条第1項第4号イ（3））

生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。

エ 認定指定障害者支援施設において就労移行支援を行う場合の従業者の員数（基準第4条第1項第4号ロ）

（Ⅰ）職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を10で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。

また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。

（Ⅱ）サービス管理責任者については、生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。

（Ⅲ）なお、認定指定障害者支援施設において就労移行支援を行う場合の従業者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設の教員との兼務が可能であること。

⑤ 施設入所支援（基準第4条第1項第5号）

ア 生活支援員（基準第4条第1項第5号イ（1））

施設入所支援については、夜間の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。）において、入浴、排せつ又は食事の介護等を適切に提供する必要があることから、当該夜間の時間帯を通

じて、施設入所支援の単位ごとに、利用定員の規模に応じ、夜勤を行う生活支援員を必要数配置するものである。

ただし、生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者に対してのみその提供が行われる施設入所支援の単位にあつては、利用者の障害の程度や当該利用者に対する夜間の時間帯に必要となる支援の内容等を踏まえ、宿直勤務を行う生活支援員を1以上確保すれば足りることとしたものである。

イ サービス管理責任者（基準第4条第1項第5号イ（2））

施設入所支援に係るサービス管理責任者については、原則として、昼間実施サービスにおいて配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

ウ 施設入所支援の単位（基準第4条第1項第5号ロ）

生活介護の場合と同趣旨であるため、①のオを参照されたい。

ただし、施設入所支援の単位ごとの利用定員が30人以上である必要があること。

⑥ 昼間実施サービスの従業者と施設入所支援の生活支援員との兼務について

昼間実施サービスの従業者が施設入所支援の生活支援員を兼務する場合については、当該昼間実施サービスの従業者の員数の算定に当たって、夜間の時間帯において当該施設入所支援の生活支援員が勤務すべき時間も含めて差し支えない。したがって、昼間実施サービスとして必要とされる従業者の員数とは別に、施設入所支援の生活支援員を確保する必要はないこと。

（例）昼間、生活介護（平均障害程度区分は4）を行う指定障害者支援施設であつて、利用定員が50人の場合（常勤職員が1日に勤務すべき時間が8時間であることとした場合）

この場合に必要となる指定障害者支援施設における従業者の1日の勤務延べ時間数は、

- ・ 生活介護の従業者  $50 \div 5 = 10$  人  $10$  人  $\times$  8 時間 = 80 時間
- ・ 施設入所支援の生活支援員  $1$  人  $\times$  16 時間 = 16 時間

合計 96 時間が必要となるのではなく、夜間の時間帯を通じて1人の生活支援員を確保した上で、合計 80 時間が確保されれば足りるものであること。

（2）複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数（基準第5条）

① 基準第5条第1項の規定は、指定障害者支援施設等が複数の昼間実施サービスを提供する場合にあつては、当該昼間実施サービスの利用定員の合計数が20人未満の場合は、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者のうち、1人以上が常勤の者であれば足りるものである。

② 同条第2項の規定は、複数の昼間実施サービスを提供する指定障害者支援施設等に置くべきサービス管理責任者の数については、当該昼間実施サービスの利用定員の合計数に対して、必要な員数が確保されていれば足りるものである。

## 2 設備に関する基準

(1) 訓練・作業室（基準第6条第2項第1号）

訓練・作業室については、面積や数に定めはないが、利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な施設障害福祉サービスが提供されるよう、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。

(2) 廊下幅については、従来の規制を緩和したところであるが、利用者の障害の特性を踏まえた適切な幅員を確保するとともに、非常災害時において、利用者が迅速に避難できるよう、配慮されたものでなければならない。

なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。

また、ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと」とは、アルコーブを設けることなどにより、利用者又は従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

(3) 指定障害者支援施設等は、利用者の日常生活全般を支援する必要があることから、利用者のニーズを踏まえ、この基準に定める設備のほか、必要な設備を設けるよう努めるものとする。

(4) 経過措置

指定障害者支援施設等の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

① 多目的室の経過措置（基準附則第15条）

施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設が、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、当分の間、多目的室を設けないことができるものであること。

② 居室の定員の経過措置（基準附則第16条）

施行日において現に存する指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設又は指定知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み、この基準の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、居室について、原則として4人以下とするものであること。

③ 居室面積の経過措置（基準附則第17条）

ア 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通勤寮、旧身体障害者福祉法第17条の32第1項に規定する国立施設又は法第5条第1項に規定するのぞみの園については、居室面積について、6.6平方メートル以上とするものであること。

イ 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者入所授産施設については、居室面積については、4.4平方メートル以上とするものであること。

ウ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者入所授産施設であって、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号）附則第2条第1項若しくは附則第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって、整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号）附則第2条から附則第4条までの規定の適用を受けているものについては、居室面積については、3.3平方メートル以上とするものであること。

④ ブザー又はこれに代わる設備の経過措置（基準附則第18条）

施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者入所授産施設については、当分の間、第6条第2項第2号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができるものであること。

⑤ 廊下幅の経過措置（基準附則第19条）

ア 施行日において現に存する指定知的障害者入所更生施設又は指定特定知的障害者入所授産施設については、廊下幅については、1.35メートル以上とするものであること。

イ 施行日において現に存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者入所授産施設については、第6条第2項第8号の規定は当分の間適用しないものであること。

ウ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設又は指定特定知的障害者入所授産施設については、第6条第2項第8号ロの規定は当分の間適用しないものであること。

### 3 運営に関する基準

#### (1) 内容及び手続の説明及び同意（基準第7条）

指定障害者支援施設等は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定障害者支援施設等から施設障害福祉サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。

なお、利用者及び指定障害者支援施設等双方の保護の立場から書面によって

確認することが望ましいものである。

また、利用者との間で当該施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立したときは、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、

- ① 指定障害者支援施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
  - ② 指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの内容
  - ③ 施設障害福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
  - ④ 施設障害福祉サービスの提供開始年月日
  - ⑤ 施設障害福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口
- を記載した書面を交付すること。

なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

## （2）契約支給量の報告等（基準第8条）

### ① 契約支給量等の受給者証への記載

指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該指定障害者支援施設等の設置者及びその施設の名称、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの内容、当該指定障害者支援施設等の設置者が当該利用者に提供する月当たりの施設障害福祉サービスの提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。

なお、当該契約に係る施設障害福祉サービスの提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した施設障害福祉サービスの量を記載することとしたものである。

### ② 契約支給量

基準第8条第2項は、受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。

### ③ 市町村への報告

同条第3項は、指定障害者支援施設等は、①の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告するとともに、当該利用者が退所する場合には、その理由等を報告しなければならないこととしたものである。

## （3）提供拒否の禁止（基準第9条）

指定障害者支援施設等は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、

- ① 当該指定障害者支援施設等の利用定員を超える利用申込みがあった場合
- ② 入院治療の必要がある場合
- ③ 当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの主たる対象とする障害の種類を定めている場合、その他利用者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合である。

(4) 連絡調整に対する協力（基準第 10 条）

指定障害者支援施設等は、当該施設等の利用について市町村又は相談支援事業者から、利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害者支援施設等の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。

(5) サービス提供困難時の対応（基準第 11 条）

指定障害者支援施設等は、基準第 9 条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合には、同条の規定により、適当な他の指定障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(6) 受給資格の確認（基準第 12 条）

指定障害者支援施設等の利用に係る介護給付費等を受けることができるのは、支給決定障害者に限られるものであることを踏まえ、指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量などサービス提供に必要な事項を確かめなければならないこととしたものである。

特に、生活介護及び施設入所支援の利用につき介護給付費の支給を受けることができるのは、障害程度区分の認定を受けている支給決定障害者のうち、区分 4 以上（50 歳以上の支給決定障害者にあつては、区分 3 以上）のもの（経過措置利用者は除く。）に限られるものであることに留意すること。

(7) 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助（基準第 13 条）

① 支給決定を受けていない者

基準第 13 条第 1 項は、支給決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費等の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。

② 利用継続のための援助

同条第 2 項は、利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該指定障害者支援施設等のサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。

(8) 心身の状況等の把握（基準第 14 条）

基準第 14 条は、指定障害者支援施設等は、利用者の日常生活全般を支援する観点から、当該利用者の障害の程度やその客観的なニーズ等に即した適切な施設障害福祉サービスが提供されるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならないことを規定したものである。

(9) 指定障害福祉サービス事業者等との連携（基準第 15 条）



- ① 基準第 15 条第 1 項は、指定障害者支援施設等が、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、外部の障害福祉サービスの利用も含め、利用者の障害の程度や客観的なニーズ等に即したサービスの選択が可能となるよう、他の障害福祉サービス事業者等との連携を密接に行うこととしたものである。
- ② 同条第 2 項は、指定障害者支援施設等が、施設障害福祉サービスの提供を終了するに際しては、利用者が当該施設を退所した後、地域生活への円滑な移行が可能となるよう、他の障害福祉サービス事業者等との連携を密接に行うこととしたものである。

(10) 身分を証する書類の携行（基準第 16 条）

指定障害者支援施設等が、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）の利用に係る利用者（当該指定障害者支援施設等を退所し、居宅において引き続き自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を利用する者を含む。以下この第 16 条において同じ。）の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、利用者が安心して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、当該指定障害者支援施設等の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。

なお、この証書等には、当該指定障害者支援施設等の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

(11) サービスの提供の記録（基準第 17 条）

① 記録の時期

ア 基準第 17 条第 1 項は、利用者及び指定障害者支援施設等が、その時点での施設障害福祉サービスの利用状況等を把握できるようにするため、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際には、当該施設障害福祉サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスを提供する都度記録しなければならないこととしたものである。

イ 基準第 17 条第 2 項は、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供する場合であって、当該記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。

② 利用者の確認

基準第 17 条第 3 項は、同条第 1 項及び第 2 項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。

(12) 指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等（基準第 18 条）

指定障害者支援施設等は、基準第 19 条第 1 項から第 4 項までに規定する額のほか曖昧な名目による不適切な費用の領収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、当該利用者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

- ① 施設障害福祉サービスのサービスの提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。
- ② 利用者に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を当該利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。

(13) 利用者負担額等の受領（基準第 19 条）

① 利用者負担額の受領

基準第 19 条第 1 項は、指定障害者支援施設等は、法定代理受領サービスとして提供される施設障害福祉サービスについての利用者負担額として、介護給付費等の基準額の 1 割（ただし、法第 31 条の規定の適用により介護給付費等の給付率が 9 割でない場合については、それに応じた割合とし、負担上限月額を上限とする。）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

② 法定代理受領を行わない場合

同条第 2 項は、指定障害者支援施設等が法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該施設障害福祉サービスにつき法第 29 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該施設障害福祉サービスに要した費用（法第 29 条第 1 項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該施設障害福祉サービスに要した費用の額）の支払を受けるものとしたものである。

③ その他受領が可能な費用の範囲

同条第 3 項は、指定障害者支援施設等は、前 2 項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、次に掲げる費用の支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

ア 生活介護を行う場合

- (Ⅰ) 食事の提供に要する費用
- (Ⅱ) 創作的活動に係る材料費
- (Ⅲ) 日用品費

(Ⅳ) その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

イ 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を行う場合

- (Ⅰ) 食事の提供に要する費用
  - (Ⅱ) 日用品費
  - (Ⅲ) その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- ウ 施設入所支援を行う場合
- (Ⅰ) 食事の提供に要する費用及び光熱水費
  - (Ⅱ) 利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (Ⅲ) 被服費
  - (Ⅳ) 日用品費
  - (Ⅴ) その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- なお、アの（Ⅳ）、イの（Ⅲ）及びウの（Ⅴ）の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成 18 年 12 月 6 日付け障発第 1206002 号当職通知）によるものとする。

④ 領収書の交付

同条第 5 項は、同条第 1 項から第 3 項の規定による額の支払を受けた場合には、当該利用者に対して領収証を交付することとしたものである。

⑤ 利用者の事前の同意

同条第 6 項は、同条第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならないこととしたものである。

(14) 利用者負担額に係る管理（基準第 20 条）

- ① 基準第 20 条第 1 項は、指定障害者支援施設等は、施設入所支援を受けている支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び当該他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額を算定しなければならないこととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。
- ② 同条第 2 項は、指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスのみを利用する支給決定障害者の依頼を受けて、利用者負担額に係る管理を行うこととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。

(15) 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等（基準第 21 条）

① 利用者への通知

基準第 21 条第 1 項は、指定障害者支援施設等は、市町村から法定代理受領を行う施設障害福祉サービスに係る介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費等の額を通知することとしたものである。

② サービス提供証明書の利用者への交付

同条第 2 項は、基準第 19 条第 2 項の規定による額の支払を受けた場合に

は、提供した施設障害福祉サービスの内容、費用の額その他利用者が介護給付費等を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならないこととしたものである。

(16) 施設障害福祉サービスの取扱方針（基準第 22 条）

- ① 基準第 22 条第 2 項に規定する支援上必要な事項とは、施設障害福祉サービス計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。
- ② 同条第 3 項は、指定障害者支援施設等は、自らその提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。

(17) 施設障害福祉サービス計画の作成等（基準第 23 条）

- ① 基準第 23 条においては、サービス管理責任者が作成すべき施設障害福祉サービス計画について規定している。

施設障害福祉サービス計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した書面である。

また、施設障害福祉サービス計画は、利用者の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。

- ② サービス管理責任者の役割

サービス管理責任者は、当該指定障害者支援施設等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、施設障害福祉サービス計画の原案を作成し、以下の手順により施設障害福祉サービス計画に基づく支援を実施するものである。

ア 利用者に対する施設障害福祉サービス計画の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案について意見を求めること

イ 当該施設障害福祉サービス計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること

ウ 利用者へ当該施設障害福祉サービス計画を交付すること

エ 当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握及び施設障害福祉サービス計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は、昼間、生活介護を利用するものにあっては少なくとも 6 月に 1 回以上、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を利用するものにあっては少なくとも 3 月に 1 回以上行われ、必要に応じて施設障害福祉サービス計画の変更を行う必要があること。）を行うこと

(18) サービス管理責任者の責務（基準第 24 条）

サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成のほか、次の業務を担うものである。

- ① 利用申込みに際し、当該利用者に係る他の障害福祉サービス等の提供状況の把握を行うこと
- ② 指定障害者支援施設等を退所し、自立した日常生活を営むことが可能かどうか、定期的に点検するとともに、自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと
- ③ 他の従業者に対して、施設障害福祉サービスの提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと

(19) 相談等（基準第 25 条）

- ① 基準第 25 条第 1 項は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。
- ② 同条第 2 項は、利用者が当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービス以外の外部の障害福祉サービス事業者等による生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型の利用を希望する場合には、当該利用者の希望を踏まえ、地域における障害福祉サービス事業者等に関する情報提供及び当該利用者との外部の障害福祉サービス事業者等との利用契約締結に当たっての支援など、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。

(20) 介護（基準第 26 条）

- ① 施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、施設障害福祉サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。
- ② 排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。
- ③ 利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。
- ④ 指定障害者支援施設等は、利用者にとって生活の場であることから、居宅における生活と同様に、通常の一日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- ⑤ 基準第 26 条第 6 項に規定する「常に 1 人以上の従業者を介護に従事させなければならない」とは、夜間も含めて適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員の勤務体制を定めておくとともに、複数の施設入所支援の単位など 2 以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時 1 人以上の生活支援員の配置を行わなければならないことを規定したものである。

また、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、施設障害福祉サービスの種類及びその提供内容に応じて、従業者の勤務体制を適切に組むものとする。

る。

(21) 訓練（基準第 27 条）

- ① 基準第 27 条第 2 項に定める訓練の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、施設障害福祉サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって訓練又は必要な支援を行うものとする。

また、当該訓練は、単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該施設を退所し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければならないこと。

- ② 同条第 3 項に規定する「常時 1 人以上の従業者を訓練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、2 以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時 1 人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものである。

(22) 生産活動（基準第 28 条）

生産活動を実施するに当たっては、次の事項について留意すること。

- ① 生産活動の内容（基準第 28 条第 1 項）

生産活動の内容については、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならないものとしたものである。

- ② 生産活動による利用者の疲労軽減等への配慮（基準第 28 条第 2 項）

指定障害者支援施設等は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮しなければならないものである。

- ③ 障害特性を踏まえた工夫（基準第 28 条第 3 項）

指定障害者支援施設等は、生産活動の機会を提供するに当たっては、実施する生産活動の能率の向上が図られるよう常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならないものである。

- ④ 生産活動の安全管理（基準第 28 条第 4 項）

指定障害者支援施設等は、生産活動の機会の提供をするに当たっては、利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる義務があるものである。

(23) 工賃の支払（基準第 29 条）

指定障害者支援施設等は、生産活動に従事している利用者に、当該生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。

なお、この場合の指定障害者支援施設等における会計処理については、「就

労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日付け社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知)を参照されたい。

(24) 実習の実施(基準第30条)

実習については、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員が中心となり、その開拓に努めること。

なお、実習時において、指定障害者支援施設等における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者から聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、施設障害福祉サービス計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。

また、受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校及び養護学校等の関係機関と連携して行うこと。

(25) 求職活動の支援等の実施(基準第31条)

求職活動については、施設障害福祉サービス計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう、就労支援員が必要に応じ支援すること。

(26) 職場への定着のための支援の実施(基準第32条)

指定障害者支援施設等は、利用者が円滑に職場に定着できるよう、利用者が就職してから、少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適應への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援を行うこと。

なお、こうした指定障害者支援施設等による職場への定着支援は、無期限に行うのではなく、概ね6月間程度経過した後に、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関により、利用者に対する適切な相談支援が継続的に行われるよう、当該就労支援機関との必要な調整を行うことが望ましいこと。

(27) 就職状況の報告(基準第33条)

指定障害者支援施設等は、毎年度、前年度における就職した利用者の数、就職後6月以上職場定着している者の数を、都道府県に報告しなければならないこと。

(28) 食事(基準第34条)

① 基準第34条第1項に規定する「正当な理由」とは、

ア 明らかに利用者が適切な食事を確保できる状態にある場合

イ 利用者の心身の状況から、明らかに適切でない内容の食事を求められた場合

等をいい、食事の提供を安易に拒んではならないものであること。

② 栄養管理等

食事の提供は、利用者の支援に極めて重要な影響を与えるものであることから、当該指定障害者支援施設等において食事の提供を行う場合については、利用者の年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われる必要があること。

なお、指定障害者支援施設等であって、当該施設に管理栄養士又は栄養士を配置し、適切な栄養管理を行っている場合については、報酬上、「栄養士配置加算」の対象としていること。

また、食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定障害者支援施設等は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。

③ 食事の内容

利用者に提供される食事の内容については、できるだけ変化に富み、利用者の年齢や利用者の障害の特性に配慮したものとし、栄養的にもバランスのとれたものとする。

④ 調理及び配膳に当たっては、食品及び利用者の使用する食器その他の設備の衛生管理に努めること（食品衛生法施行規則別表第8上欄参照）。

⑤ 指定障害者支援施設等において食事の提供を行う場合であって、栄養士を置かないときは、保健所等の指導を受けるように努めなければならないこととしたものである。

(29) 社会生活上の便宜の供与等（基準第35条）

① 基準第35条第1項は、指定障害者支援施設等は、画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるように努めなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、指定障害者支援施設等は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。

③ 同条第3項は、指定障害者支援施設等は、利用者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設等が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。

また、利用者と家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めなければならないこととするものである。

(30) 健康管理（基準第36条）

① 基準第36条第1項は、利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医



師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。

- ② 同条第2項は、毎年、年2回以上定期的に健康診断を行うことにより、利用者の健康状態を適切に把握する必要がある。

(31) 緊急時等の対応（基準第37条）

指定障害者支援施設等が、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこととしたものである。

(32) 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い（基準第38条）

- ① 「入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれる」かどうかの判断は、利用者の入院先の病院及び診療所の医師に確認するなどの方法によること。

- ② 「必要に応じて適切な便宜を供与する」とは、利用者及びその家族の同意の上での入退院の手続やその他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。

- ③ 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく、例えば、利用者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。

なお、前記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保ができるまでの間、短期入所の利用を検討するなどにより、利用者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。

- ④ 利用者の入院期間中のベッドは、短期入所等に利用しても差し支えないが、当該利用者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。

(33) 支給決定障害者に関する市町村への通知（基準第39条）

法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって介護給付費等の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定障害者支援施設等は、その利用者が偽りその他不正な手段によって介護給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、介護給付費等の適正化の観点から遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。

(34) 管理者による管理等（基準第40条）

基準第40条は、指定障害者支援施設等の管理者の責務として、当該施設の従業者の管理及び当該施設の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該施設の従業者に基準の第二章第三節（運営に関する基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。

(35) 運営規程（基準第 41 条）

指定障害者支援施設等の適正な運営及び利用者に対する適切な施設障害福祉サービスの提供を確保するため、同条第 1 号から第 13 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定障害者支援施設等ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員（基準第 41 条第 5 号）

利用定員は、施設障害福祉サービスの種類ごとに定めるものとし、具体的には次のとおりとすること。

ア 昼間実施サービス

同時に昼間実施サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該生活介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。

イ 施設入所支援

施設入所支援の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。なお、複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあつては、当該施設入所支援の単位ごとに利用定員を定める必要があること。

② 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額（基準第 41 条第 6 号）

「施設障害福祉サービスの種類ごとの内容」とは、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。また、「支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準第 19 条第 3 項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。

③ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域（基準第 41 条第 7 号）

指定障害者支援施設等が定める通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、指定障害者支援施設等へは利用者自ら通うことを基本としているが、生活介護の利用者のうち、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な生活介護の利用が図られるよう、当該指定障害者支援施設等が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。

④ サービス利用に当たっての留意事項（基準第 41 条第 8 号）

利用者が施設障害福祉サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（入所期間中の生活上のルール、設備の利用上の注意事項等）を指すものであること。

⑤ 非常災害対策（基準第 41 条第 10 号）

基準第 44 条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものであること。

⑥ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類（基準第 41 条第 11 号）

指定障害者支援施設等は、障害種別にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービ

スの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。

なお、当該対象者からサービス利用の申込みがあった場合には、応諾義務が課せられるものである。

⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項（基準第 41 条第 12 号）

「虐待の防止のための措置」については、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成 17 年 10 月 20 日付け当職通知）により、施設における虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、地方自治体に向け技術的助言を行っているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害者支援施設等においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、

ア 虐待の防止に関する責任者の選定

イ 成年後見制度の利用支援

ウ 苦情解決体制の整備

エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）

等を指すものであること。

⑧ その他運営に関する事項（基準第 41 条第 13 号）

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくなど苦情解決の体制等について定めておくことが望ましい。

(36) 勤務体制の確保等（基準第 42 条）

利用者に対する適切な施設障害福祉サービスの提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意するものとする。

① 基準第 42 条第 1 項は、指定障害者支援施設等ごとに、原則として月ごとの勤務表（従業員の勤務体制を生活介護の単位等により 2 以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。

② 同条第 2 項は、指定障害者支援施設等は原則として、当該施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供すべきであるが、洗濯等の利用者への介護・支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。

③ 同条第 3 項は、指定障害者支援施設等の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。

(37) 定員の遵守（基準第 43 条）

利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定障害者支援施設等が定める施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保され

ることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定障害者支援施設等において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたのもである。

① 昼間実施サービス

ア 1日当たりの利用者の数

(I) 利用定員50人以下の指定障害者支援施設等の場合

1日当たりの利用者の数(複数の生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該生活介護の単位ごとの利用者の数。(II)及びイにおいて同じ。)が、利用定員(複数の生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該生活介護の単位ごとの利用定員。(イ及び②において同じ。))に150%を乗じて得た数以下となっていること。

(II) 利用定員51人以上の指定障害者支援施設等の場合

1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えて得た数以下となっていること。

イ 過去3月間の利用者の数

過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっていること。

ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。

② 施設入所支援

ア 1日当たりの利用者の数

(I) 利用定員50人以下の指定障害者支援施設等の場合

1日当たりの利用者の数(複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあつては、当該施設入所支援の単位ごとの利用者の数。(イ及び②において同じ。))が、利用定員(複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあつては、当該施設入所支援の単位ごとの利用定員。(イ及び②において同じ。))に110%を乗じて得た数以下となっていること。

(II) 利用定員51人以上の指定障害者支援施設等の場合

1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105%を乗じて得た数に、55を加えて得た数以下となっていること。

イ 過去3月間の利用者の数

過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。

(38) 非常災害対策(基準第44条)

① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならぬこととしたものである。

② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23

年法律第 186 号) その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

- ③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。
- ④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう体制作りを求めることとしたものである。

(39) 衛生管理等（基準第 45 条）

指定障害者支援施設等は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものであり、このほか、次の点に留意するものとする。

- ① 指定障害者支援施設等は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
- ③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

(40) 協力医療機関等（基準第 46 条）

基準第 46 条第 1 項の協力医療機関及び同条第 2 項の協力歯科医療機関は、指定障害者支援施設等から近距離にあることが望ましいものであること。

(41) 身体拘束等の禁止（基準第 48 条）

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

(42) 秘密保持等（基準第 49 条）

- ① 基準第 49 条第 1 項は、指定障害者支援施設等の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。
- ② 同条第 2 項は、指定障害者支援施設等に対して、過去に当該指定障害者支援施設等の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることが義務付け

たものであり、具体的には、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。

- ③ 同条第3項は、利用者が当該指定障害者支援施設等以外のサービスを利用する等の理由により、当該施設以外の他の障害福祉サービス事業者等に対して情報の提供を行う場合には、あらかじめ、文書により利用者から同意を得る必要があることを規定したものである。

(43) 利益供与等の禁止（基準第51条）

- ① 基準第51条第1項は、相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による指定障害者支援施設等の紹介が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設等は、相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。
- ② 同条第2項は、利用者による退所後の相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設等は、相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、当該施設からの退所者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。

(44) 苦情解決（基準第52条）

- ① 基準第52条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等指定障害者支援施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該施設に掲示することが望ましい。
- ② 同条第2項は、苦情に対し指定障害者支援施設等が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定障害者支援施設等が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。
- また、指定障害者支援施設等は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。
- ③ 同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされていることを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又があっせんにできるだけ協力することとしたものである。

(45) 地域との連携等（基準第53条）

指定障害者支援施設等が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

(46) 事故発生時の対応（基準第 54 条）

利用者が安心して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、また、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定障害者支援施設等は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。
- ③ 指定障害者支援施設等は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。

(47) 会計の区分（基準第 55 条）

指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、施設障害福祉サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。

(48) 記録の整備（基準第 56 条）

指定障害者支援施設等は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間備えておかななければならないこととしたものである。

- ① 施設障害福祉サービスに関する記録
  - ア 基準第 17 条第 1 項及び第 2 項に規定するサービスの提供の記録
  - イ 基準第 23 条第 1 項に規定する施設障害福祉サービス計画
  - ウ 基準第 48 条第 2 項に規定する身体拘束等の記録
  - エ 基準第 52 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
  - オ 基準第 54 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ② 基準第 39 条に規定する市町村への通知に係る記録

4 附則

(1) 経過指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数（基準附則第 3 条）

基準附則第 3 条は、平成 24 年 3 月 31 日までの間、経過措置利用者に対して生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型又は施設入所支援を提供する指定障害者支援施設（以下「経過指定障害者支援施設等」という。）に置くべき従業者の員数を定めたものである。

- ① 生活介護を行う場合

ア 医師、機能訓練指導員及びサービス管理責任者

指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の①を参照されたい。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

これらの従業者については、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法により、経過措置利用者以外の利用者に対する必要数と経過措置利用者の数を10で除して得た数を合計して得た数以上でなければならないものである。

また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。

② 自立訓練（機能訓練）を行う場合

指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の②を参照されたい。

③ 自立訓練（生活訓練）を行う場合

指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の③を参照されたい。

④ 就労移行支援を行う場合

指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の④を参照されたい。

⑤ 就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う場合

ア 職業指導員及び生活支援員

これらの従業者については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。

また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。

なお、職業指導員及び生活支援員の員数は、雇用関係の有無を問わず、利用者たる障害者の人数に基づき算定すること。

イ サービス管理責任者

生活介護の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の①のエを参照されたい。

⑥ 施設入所支援を行う場合

指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の⑤を参照されたい。

(2) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等における従業者の員数（基準附則第4条）

指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1の(2)を参照されたい。

(3) 設備（基準附則第5条）

経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は、訓練・作業室を設けないことができること



としたものである。

(4) 雇用契約の締結等（基準附則第6条）

就労継続支援A型を利用する利用者のうち、雇用契約を締結した者については、労働基準法等労働関係法規の適用を受ける労働者に該当するが、雇用契約によらない利用者については労働者には該当しないことから、これらの作業内容及び作業場所を区分するなど、利用者が提供する役務と賃金等との関係が明確になるよう、配慮すること。

なお、利用者の労働者性に関する具体的な考え方については、別に通知するところによる。

(5) 就労（基準附則第7条）

就労継続支援A型の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するほか、利用者の心身の状況、利用者の意向又は障害の特性などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならないものとしたものである。

(6) 賃金等（基準附則第8条）

雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うこと。なお、最低賃金適用除外許可申請に関しては、別に通知するところによる。

また、雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、上記雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。

(7) 工賃の支払等（基準附則第9条）

都道府県は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。

また、経過指定障害者支援施設等は、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県に届け出なければならないこと。

なお、具体的な届出方法については別に通知するところによる。

(8) 実習の実施（基準附則第10条）

指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の3の(24)を参照されたい。

(9) 求職活動の支援等の実施（基準附則第11条）

指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の3の(25)を参照されたい。

(10) 職場への定着のための支援等の実施（基準附則第12条）

指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の3の(26)を参照されたい。

(11) 利用者及び従業者以外の者の雇用（基準附則第13条）

経過指定障害者支援施設等は、利用者以外に、就労の機会の提供として行われる指定就労継続支援A型に従事する障害者以外の職員（基準附則第3条第1項第5号により必要とされる従業者は含まない。）を、利用定員（雇用契約によらない利用者に係る利用定員を含む。）の規模に応じた数を上限として雇用することができることを定めたものである。ただし、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場及び精神障害者福祉工場のうち、既に当該上限数を超える障害者以外の職員を福祉工場において行われる事業に従事する職員として雇用しているものが、経過指定障害者支援施設等に転換する場合については、当分の間、同条の規定による基準を満たすための計画を都道府県知事に提出した場合に限り、同条の規定による上限数を超えた職員の雇用が引き続き可能である。

なお、経過指定障害者支援施設等において就労の機会の提供として行われる就労継続支援A型は、利用者のために行われるものであることにかんがみ、障害者以外の者の雇用に当たっては、当該雇用により利用者の賃金や工賃の低下を招くことがないよう、その人数等について、十分に配慮すること。

ID: 2512

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	訪問入浴サービス事業利用の決定		
例規名 根拠条項	いなべ市障害者等地域生活支援事業実施規則 第6条第1項		
例規番号	平成19年 規則第2号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (利用の申請及び決定)                      第6条 事業の利用を希望する者(以下この章において「利用者」という。)は、いなべ市身体障害者訪問入浴サービス事業利用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、いなべ市福祉事務所長(以下「所長」という。)に申請するものとする。                      (1) いなべ市身体障害者訪問入浴サービス事業医師意見書(様式第2号)                      (2) いなべ市身体障害者訪問入浴サービス事業誓約書(様式第3号)                      2 所長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請書に係る書類を審査の上利用の可否を決定し、いなべ市身体障害者訪問入浴サービス事業利用決定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                      第4条の規定による。                      (対象者)                      第4条 事業の対象者は、市内に住所を有する歩行が困難な在宅の身体障害者であって、移送に耐えられない等の事情のある者のうち医師が入浴可能と認める者とする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第3項の規定により訪問入浴介護の提供を受けることができる者は除く。</p>			
標準処理期間	1か月		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2513

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	職親利用及び委託の決定		
例規名 根拠条項	いなべ市障害者等地域生活支援事業実施規則 第10条 第11条		
例規番号	平成19年 規則第2号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (職親の申請等)                  第10条 職親になることを希望する者(以下この章において「申請者」という。)は、いなべ市知的障害者職親申請書(様式第6号)により所長に申請するものとする。                  2 所長は、前項の申請を受理したときは、速やかに内容を審査し、決定の可否をいなべ市知的障害者職親決定(却下)通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。                  3 所長は、前項の規定により申請者を職親とすることを決定したときは、いなべ市知的障害者職親登録簿(様式第8号)に登録し、いなべ市知的障害者職親台帳(様式第9号)を備え、職親について必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>(職親委託の申請)                  第11条 市内に住所を有する知的障害者又はその保護者(配偶者、親権を行う者又は後見人その他の者で知的障害者を現に保護するものをいう。)(以下「知的障害者等」という。)で職親へ委託を希望するものは、いなべ市知的障害者職親委託申請書(様式第10号)を所長に提出するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                  第9条の規定による。                  (事業内容)                  第9条 知的障害者職親委託制度事業とは、知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人(以下「職親」という。)に預け、生活指導、技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着を高めるものをいう。</p>			
標準処理期間	1か月		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2514

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	自動車運転免許取得費助成の決定		
例規名 根拠条項	いなべ市障害者等地域生活支援事業実施規則 第24条		
例規番号	平成19年 規則第2号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>第24条 助成金の交付を受けようとする者(以下この節において「申請者」という。)は、運転免許を取得してから6か月以内に、いなべ市身体障害者自動車運転免許取得費助成申請書(様式第16号)に次の書類を添えて所長に申請するものとする。</p> <p>(1) いなべ市身体障害者自動車運転免許取得費助成金請求書(様式第17号)</p> <p>(2) 免許証の写し</p> <p>(3) 前年の所得額が明らかになるもの(1月から6月までの申請の場合は前々年)</p> <p>2 所長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請書に係る書類を審査の上助成の可否を決定し、いなべ市身体障害者自動車運転免許取得費助成決定(却下)通知書(様式第18号)により申請者に通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>第21条、第22条の規定による。</p> <p>(定義)</p> <p>第21条 この節において身体障害者とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級から4級までに該当する者をいう。</p> <p>2 この節において運転免許とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第85条第1項に規定する第一種免許のうち普通免許をいう。</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第22条 事業の対象者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 申請日において、市内に住所を有する身体障害者であって満18歳以上のものであること。ただし、法第5条第12項に規定する障害者支援施設に入所の者については、住所(出身地)を市内に有する者</p> <p>(2) 免許の取得により、就労の促進又は社会参加活動の活発化が図られ、その更生に役立つことが見込まれる者</p> <p>(3) 前年所得税課税所得金額(各種所得控除後の額、1月から6月までの申請の場合は前々年所得税課税所得金額)が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に定める額を超えない者</p> <p>(4) 道路交通法に規定する自動車教習所又は改造した普通自動車を備え、身体障害者を対象として自動車操作訓練を行う教習所において、操作訓練を受けて免許を取得した者</p> <p>(5) 三重県身体障害者総合福祉センターにおいて自動車操作訓練(専務料)を受けていない者</p> <p>(6) 所長が、前各号と同等と認めた助成事業の対象になっていない者</p>			
標準処理期間	1か月		
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2515

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	身体障害者用自動車改造費助成の決定		
例規名 根拠条項	いなべ市障害者等地域生活支援事業実施規則 第28条		
例規番号	平成19年 規則第2号		
<p><b>【根拠条文】</b> (助成申請) 第28条 助成額の交付を受けようとする者(この節において「申請者」という。)は、いなべ市身体障害者用自動車改造費助成申請書(様式第19号)に次の書類を添えて所長に申請するものとする。</p> <p>(1) いなべ市身体障害者用自動車改造費助成金請求書(様式第20号)</p> <p>(2) 見積書(改造の箇所及び経費を明らかにしたもの)</p> <p>(3) 運転免許証の写し</p> <p>(4) 前年の所得額が明らかになるもの(1月から6月までの申請の場合は前々年)</p> <p>2 所長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請書に係る書類を審査の上助成の可否を決定し、いなべ市身体障害者用自動車改造費助成決定(却下)通知書(様式第21号)により申請者に通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b> 第26条の規定による。</p> <p>第26条 事業の対象者は、市内に住所を有する者で、次の要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する体幹機能障害若しくは上肢障害若しくは下肢障害で1級若しくは2級に該当すると記載された身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>(2) 就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置の一部を改造する必要がある者</p> <p>(3) 前年所得税課税所得金額(各種所得控除後の額、1月から6月までの申請の場合は前々年所得税課税所得金額)が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に定める額を超えない者</p> <p>(4) 申請日が前回の申請日(改造費の支給を受けた場合に限る。)から3年を経過した日であること。ただし、交通事故及び災害等やむを得ない理由により改造の必要が生じた場合を除く。</p>			
標準処理期間	1か月		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2516

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	手話通訳者等の派遣の決定		
例規名 根拠条項	いなべ市手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣事業実施規則 第6条第1項		
例規番号	平成18年 規則第40号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (派遣の申請及び決定)  第6条 手話通訳者等の派遣を受けようとする者(以下「派遣申請者」という。)は、派遣の7日前までに、手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣申請書(様式第1号)を所長に提出するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。</p> <p>2 所長は、前項の規定による申請を受理したときは、派遣の可否を決定し、手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣決定(却下)通知書(様式第2号)により、派遣申請者に通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  第2条、第3条、第4条、第5条の規定による。  (派遣対象)  第2条 派遣対象となる聴覚障害者等は、いなべ市に住所を有し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者とする。  (派遣内容等)  第3条 福祉事務所長(以下「所長」という。)は、聴覚障害者等の日常生活又は社会生活上必要不可欠な用務に際し、手話通訳者又は要約筆記奉仕員(以下「手話通訳者等」という。)の派遣を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣しないものとする。  (1) 各種催し、集会等に際し、その主催者が手話通訳者等を配置することが適当であると所長が認めたとき。  (2) その他派遣することが不適當であると所長が認めたとき。  (派遣先の範囲)  第4条 派遣先の範囲は、原則として市内とする。ただし、聴覚障害者等の社会参加の促進に役立つ場合は、この限りでない。  (派遣時間)  第5条 手話通訳者等を派遣する時間は、午前8時から午後9時までとする。</p>			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2517

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	手話通訳者等の登録		
例規名 根拠条項	いなべ市手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣事業実施規則 第8条第2項		
例規番号	平成18年 規則第40号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (手話通訳者等の登録)  第8条  2 手話通訳者等として登録を受けようとする者は、手話通訳者・要約筆記奉仕員登録申請書(様式第3号)により申請するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  第8条第1項の規定による。  第8条 手話通訳者等として登録できる者は、原則としていなべ市に住所を有する者又は勤務する者で次の各号に該当するものとする。  (1) 手話通訳者 社会福祉法人三重県聴覚障害者協会の実施するB級認定試験合格者若しくは同等の能力を有する者又は手話通訳士  (2) 要約筆記奉仕員 社会福祉法人三重県聴覚障害者協会の実施する要約筆記奉仕員養成講習を終了した者又は同等の能力を有する者</p>			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 2518

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	日常生活用具給付の決定
例規名 根拠条項	いなべ市障害者等日常生活用具給付事業実施規則 第4条
例規番号	平成18年 規則第41号
<p><b>【根拠条文】</b> (給付の申請)</p> <p>第3条 用具の給付を希望する対象者又は保護者(以下「申請者」という。)は、いなべ市重度障害児(者)障害者等日常生活用具給付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により福祉事務所長、次の書類を添えていなべ市福祉事務所長(以下「所長」という。)に申請するものとする。</p> <p>(1) 難病患者等(治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって法第4条第1項及び第2項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)及び障害の程度の判断が必要な者においては、いなべ市日常生活用具支給意見書(様式第2号)</p> <p>(2) 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)を申請する者においては、次に掲げる書類</p> <p>ア 工事図面</p> <p>イ 改修工事見積書</p> <p>ウ 改修しようとする住居が自己の所有でない場合にあつては、所有者の住宅改修承諾書(様式第3号)</p> <p>2 所長は、申請書を受理したときは、速やかに当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境を実地調査し、いなべ市重度障害児(者)障害者等日常生活用具給付調査書(様式第2号様式第4号)を作成するとともに、申請内容を審査のうえ、用具の給付の可否を決定するものとする。</p> <p>(給付の決定及び通知)</p> <p>第4条 所長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、いなべ市重度障害児(者)障害者等日常生活用具給付決定通知書(様式第3号様式第5号)及びいなべ市重度障害児(者)障害者等日常生活用具給付券(様式第4号様式第6号。以下「日常生活用具給付券」という。)により、その申請を却下することを決定した場合には、いなべ市重度障害児(者)障害者等日常生活用具給付却下決定通知書(様式第5号様式第7号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。</p> <p>2 所長は、住宅改修費の給付を決定した場合には、給付対象者に対して本制度の趣旨、給付の条件等を十分説明するものとし、住宅の改修工事が完了したときには、その確認を行うとともに、その後も適正な使用及び管理がなされているかなどについて家庭訪問等により指導の万全を期すものとする。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>第2条、第7条の規定による。</p> <p>(用具の品目、給付要件等)</p> <p>第2条 用具は給付を原則とし、給付する用具の品目、給付要件等は別表のとおりとする。なお、対象者は、いなべ市に住所を有する者で別表に掲げる給付要件に該当するものとする。</p> <p>(耐用年数と再給付)</p> <p>第7条 別表の耐用年数を経過していない場合は、原則として重ねて給付しない。ただし、障害の状況、程度が変更し、既に給付した用具が使用できない場合はこの限りでない。</p>	

別表（第2条関係）

区分	品目	単価 (消費 税含む)	性能	耐用 年数	給付要件	対象年齢
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000円	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等で寝たきり状態にある者	学齢児(6歳)以上
	特殊マット	19,600円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	知的障害A2以上 下肢又は体幹機能障害1級以上 難病患者等で寝たきり状態にある者	3歳以上
	特殊尿器	67,000円	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者) 難病患者等で自力で排尿できない者	学齢児(6歳)以上
	入浴担架	82,400円	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上(常時介護を要する者)	3歳以上
	体位変換器	15,000円	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上(常時介護を要する者) 難病患者等で寝たきり状態にある者	学齢児(6歳)以上
	移動用リフト	159,000円	介護者が重度障害児(者)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4年	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	3歳以上
自立生活支援用具	浴槽(湯沸器を含む。)	91,000円	障害者が容易に使用し得るもの	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上	学齢児(6歳)以上
	入浴補助用具	90,000円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	下肢又は体幹機能障害であって入浴に介助を必要とする者 難病患者等で入浴に介助を必要とする者	3歳以上
	便器	便器 4,450円 手すり 付きの 場合 5,400円	障害者や介護者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等で常時介助を必要とする者	学齢児(6歳)以上
	T字杖、棒	3,000円	障害者が容易に	4年	平衡、下肢、体幹機能障害	3歳以上

杖の杖		利用できるもの 施設利用者も可			
移動、移乗 支援用具	60,000 円	おおむね次のよ うな性能を有す る手すり、スロー プ等であること。 ア 障害者の身 体機能の状態 を十分踏まえ たものであつ て、必要な強度 と安定性を有 するもの。 イ 転倒予防、立 ち上がり動作 の補助、移乗動 作の補助、段差 解消等の用具 とする。 (ただし、設置に 当たり住宅改修 を伴うものを除 く。)	8年	平衡又は下肢若しくは体幹機 能障害で、家庭内の移動等 において介助を必要とする者 難病患者等で下肢が不自由な 者	3歳以上
頭部保護帽	スポン ジ、革を 主材料 に製作 15,200 円 スポン ジ、革 プラス チックを 主材料 に製作 36,750 円 (レデ イメイ ドの場 合は 80%の 範囲内)	転倒の衝撃から 頭部を保護でき るもの 施設利用者も可	3年	平衡、下肢、体幹、知的、精 神障害 (てんかんの発作等により頻 繁に転倒するもの)	—
特殊便器	151,200 円	温水温風を出し 得るもの (ただし、取替え に当たり住宅改 修を伴うものを 除く。)	8年	上肢障害2級以上、知的障害A 2以上 難病患者等で上肢機能に障害 を有する者	学齡児(6歳) 以上
火災警報器	15,500 円	室内の火災を煙 又は熱により感 知し、音又は光を 発し屋外にも警 報ブザーで知ら せ得るもの	8年	身体障害2級以上、知的障害A 2以上(火災発生の感知及び 避難が著しく困難な障害者の みの世帯及びこれに準ずる世 帯)	—
自動消火器	28,700 円	室内温度の異常 上昇又は炎の接	8年	身体障害2級以上、知的障害A 2以上(火災発生の感知及び	—

			触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの		避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	
	電磁調理器	41,000円	障害者が容易に使用し得るもの	6年	視覚障害2級以上、知的障害A2以上（視覚又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	視覚障害2級以上	学齡児（6歳）以上
在宅療養等支援用具	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	聴覚障害2級（聴覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	18歳以上
	透析液加温器	51,500円	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	3歳以上
	ネブライザー(吸入器)	36,000円	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	5年	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害であって、必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害を有する者	3歳以上
	電気式たん吸引器	56,400円	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	5年	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害であって、必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害を有する者	3歳以上
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上
	盲人用体温計(音声式)	9,000円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	学齡児（6歳）以上
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500円	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	5年	呼吸機能障害3級以上又は同程度の障害であって、必要と認められる者 難病患者等で人工呼吸器の装置が必要な者	—
	発電機又は人工呼吸器用外部バッテリー	100,000円	介護者が容易に使用し得るもの	外部バッテリーに限り6年	在宅で人工呼吸器、吸引器等を使用している者であって、呼吸器機能障害1級又は同程度であって、必要と認められる者	—
情報・意思疎通支援用具	盲人用体重計	18,000円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	学齡児（6歳）以上
	携帯用会話補助装置	98,800円	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	学齡児（6歳）以上
	*パーソナルコンピューター	100,000円	障害者が容易に使用できるもの（プロテクター、	6年	上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上（文字を書くことが困難なものに限	学齡児（6歳）以上

タ		プリンタ等を付帯することができる。)		る) 給付対象者の属する世帯が市民税非課税世帯	
情報・通信 支援用具	150,000 円	コンピュータの入力等が可能となる周辺機器	6年	視覚、上肢機能障害2級以上	学齢児(6歳)以上
点字ディスプレイ	383,500 円	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害者2級)の障害児(者)であって、必要と認められる者	18歳以上
点字器	10,400 円	点字板	7年	視覚障害2級以上	学齢児(6歳)以上
点字タイプライター	63,100 円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	視覚障害2級以上	学齢児(6歳)以上
視覚障害者用 録音再生機 ポータブル レコーダー	87,550 円 再生専用機 36,050 円	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAIZY方式による録音並びに再生できるもので視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	視覚障害2級以上	学齢児(6歳)以上
視覚障害者用 活字文書 読上げ装置	99,800 円	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	視覚障害2級以上	学齢児(6歳)以上
視覚障害者用 拡大読書器	198,000 円	画像入力装置を讀みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	視覚障害者であって、本装置により文字等を讀むことが可能になる者	学齢児(6歳)以上
盲人用時計	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	視覚障害者2級以上。なお、音声時計は、手指の感覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	18歳以上
視覚障害者用 ラジオ	29,000 円	地上デジタル放送を受信できるラジオで、障害者が容易に使用できるもの	6年	視覚障害2級以上の者	学齢児(6歳)以上
聴覚障害者用 通信装置	71,000 円	一般の電話に接続することができるで	5年	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害のあるもの	学齢児(6歳)以上

		き、音声の代わりに、通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの			
*ファックス	35,000円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの		聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害のあるもの 給付対象者の属する世帯が市民税非課税世帯	学齡児（6歳）以上
聴覚障害者用情報受信装置	88,900円	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用できるもの	6年	聴覚障害者	3歳以上
人工喉頭	電動式 70,100円 笛式 5,000円 (気管カニューレ付とした場合は3,100円増しとする。)	施設利用者も可	5年	喉頭摘出した音声機能障害者	—
点字図書	本代の実費相当分	点字により作成された図書、施設利用者も可	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	—
人工内耳用音声信号処理装置(スピーチプロセッサ)	200,000円	障害者が容易に使用し得るもの	5年	聴覚障害があり、人工内耳を装着して5年以上が経過し、医療保険の給付制度を利用して本装置の買い替えができないと判断された者	
排泄管理支援用具	ストマ装具 蓄便袋 月額 8,858円 蓄尿袋 月額 11,639円	施設利用者も可 最大6箇月単位で支給可能とする。	—	ストマ造設者	3歳以上
収尿器	紙オム	施設利用者も可	—	高度の排便、排尿機能障害者	3歳以上

		ツ 月額 12,000 円	最大 6 箇月単位 で支給可能とす る。		のある全身性障害者等	
	収尿器	8,500 円	施設利用者も可 採尿部と蓄尿部 で構成されてお り、尿の逆流防止 機能を有するも の	1 年	高度の排尿機能障害者	3 歳以上
住宅 改修 費	居宅生活動 作補助用具	200,000 円	障害者の移動等 を円滑にする用 具で、設置に小規 模な住宅改修を 伴うもの (1) 手すりの取 付け (2) 床段差の解 消 (3) 滑り防止及 び移動の円滑化 等のための床材 の変更 (4) 引き戸等へ の扉の取替え (5) 洋式便器等 への便器の取替 え (6) 玄関から道 路までの通路部 分などの屋外に おける住宅改修 (7) その他前各 号の住宅改修に 付帯して必要と なる住宅改修	—	下肢、体幹機能障害、乳幼児 期以前の非進行性の脳病変に よる運動機能障害(移動機能 障害に限る。)を有する者であ って障害等級 3 級以上の者 (ただし、特殊便器への取替え をする場合は上肢障害 2 級以 上の者) 難病患者等で下肢又は体幹機 能に障害を有する者	学齡児(6 歳) 以上

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号等を含む。
- 3 「浴槽(湯沸器含む。)」については、実施主体が必要と認める場合には、「浴槽」及び「湯沸器」を個々の種目として給付できるものとする。
- 4 紙オムツの支給対象者は 3 歳以上であって、次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 治療によって軽減の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙オムツ等の用具を必要とするもの。
  - (2) 下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、身体障害者更生相談所若しくは指定自立支援医療機関(育成医療)の判定により紙オムツ等の用具類を必要とするもの。
- 5 \*印のある用具は汎用品であるため、対象者はその属する世帯が市民税非課税世帯であるものとする。

標準処理期間	1か月
--------	-----

備考

設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------



ID: 2519

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	移動支援事業利用決定		
例規名 根拠条項	いなべ市障害者等移動支援事業実施規則 第5条、第6条		
例規番号	平成18年 規則第42号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (利用申請)                      第5条 この事業を利用しようとする障害者等及び障害者等の保護者(以下「申請者」という。)は、いなべ市障害者等移動支援事業利用申請書(様式第1号)を福祉事務所長(以下「所長」という。)に提出するものとする。</p> <p>(利用決定)                      第6条 所長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨をいなべ市障害者等移動支援事業利用決定通知書(様式第2号)又はいなべ市障害者等移動支援事業利用却下通知書(様式第3号)により申請者に対し通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                      第2条、第4条の規定による。</p> <p>(定義)                      第2条 この規則において、障害者等とは次のいずれかに該当する者とする。                      (1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する上肢障害、下肢障害若しくは体幹障害で1級若しくは2級又は視覚障害で1級若しくは2級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けた者                      (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において判定を受け、療育手帳の交付を受けた者                      (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者                      (4) その他市長が外出時に移動の支援が特に必要と認めた者</p> <p>(対象者)                      第4条 この事業の対象者は、いなべ市に住所を有する障害者等であつて、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)に移動の支援が必要と市長が認めたものとする。</p>			
標準処理期間	1か月		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2520

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	事業利用決定		
例規名 根拠条項	いなべ市障害者等地域活動支援センター運営事業実施規則 第4条、第5条		
例規番号	平成18年 規則第43号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (利用申請)                      第4条 事業を利用しようとする障害者等及び障害者等の保護者(以下「申請者」という。)は、いなべ市障害者等地域活動支援センター運営事業利用申請書(様式第1号)を福祉事務所長(以下「所長」という。)に提出するものとする。</p> <p>(利用決定)                      第5条 所長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨をいなべ市障害者等地域活動支援センター運営事業利用決定通知書(様式第2号)又はいなべ市障害者等地域活動支援センター運営事業利用却下通知書(様式第3号)により申請者に対し通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                      第2条、第3条の規定による。</p> <p>(定義)                      第2条 この規則において、障害者等とは次のいずれかに該当する者とする。                      (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者                      (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において判定を受け、療育手帳の交付を受けた者                      (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者                      (4) その他市長が特に支援を必要と認めた者</p> <p>(対象者)                      第3条 事業の対象者は、いなべ市に住所を有する障害者等とする。</p>			
標準処理期間	1か月		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2903

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	利用の承認
例規名 根拠条項	いなべ市大安ぴあハウス条例 第8条第1項
例規番号	平成28年 条例第20号
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の承認等) 第8条 第6条に定める短期入所又は共同生活援助の事業を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認(以下「利用承認」という。)を受けなければならない。 2 指定管理者は、利用承認をする場合において、グループホームの管理運営上必要があると認めるときは、それらの利用について条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 1 利用の承認の基準は、条例第7条のとおりとする。 (利用者の資格) 第7条 前条に定める短期入所又は共同生活援助の事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、共同生活援助の事業を利用することができる者については、本市に住所を有するものに限る。 (1) <u>法第19条第1項</u>に規定する支給決定を受けた者 (2) <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第9条第1項</u>に規定する市町村の長から<u>同法第18条第1項</u>の措置を受ける者 (3) <u>知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第1項</u>に規定する市町村の長から<u>同法第15条の4</u>の措置を受ける者  2 行為の許可をしない基準は、条例第12条の規定のとおりとする。 (利用の不承認) 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認をしない。 (1) 利用者の数が定員に達しているとき。 (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (3) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (4) その他グループホームの管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p><u>法第19条第1項</u>に規定する 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (介護給付費等の支給決定) 第19条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。</p> <p><u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第9条第1項</u> 身体障害者福祉法 (援護の実施者) 第9条 この法律に定める身体障害者又はその介護を行う者に対する援護は、その身体障害者の居</p>	

住地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行うものとする。ただし、身体障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その身体障害者の現在地の市町村が行うものとする。

#### 同法第18条第1項

##### 身体障害者福祉法

(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)

第18条 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条において「療養介護等」という。))を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

#### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項

##### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。))その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。))を除く。)を行う事業をいう。

#### 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第1項

##### 知的障害者福祉法

(更生援護の実施者)

第9条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村(特別区を含む。以下同じ。)による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

#### 同法第15条の4

##### 知的障害者福祉法

(障害福祉サービス)

第15条の4 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第1項第2号において「療養介護等」という。))を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

標準処理期間

60日以内

備考			
設定年月日	平成 28 年 9 月 27 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 1 日

ID: 2906

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	利用の承認
例規名 根拠条項	篠立きのご園条例 第8条第1項
例規番号	平成28年 条例第21号
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の承認等) 第8条 第6条に定める就労継続支援の事業を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認(以下「利用承認」という。)を受けなければならない。 2 指定管理者は、利用承認をする場合において、自立支援施設の管理運営上必要があると認めるときは、それらの利用について条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 1 利用の承認の基準は、条例第7条のとおりとする。 (利用者の資格) 第7条 前条に定める就労継続支援の事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) <u>法第19条第1項</u>に規定する支給決定を受けた者 (2) <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第9条第1項</u>に規定する市町村の長から<u>同法第18条第1項</u>の措置を受ける者 (3) <u>知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第1項</u>に規定する市町村の長から<u>同法第15条の4</u>の措置を受ける者</p> <p>2 行為の許可をしない基準は、条例第12条の規定のとおりとする。 (利用の不承認) 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認をしない。 (1) 利用者の数が定員に達しているとき。 (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (3) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (4) その他自立支援施設の管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p><u>法第19条第1項に規定する</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (介護給付費等の支給決定) 第19条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。</p> <p><u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第9条第1項</u> 身体障害者福祉法</p>	

(援護の実施者)

第9条 この法律に定める身体障害者又はその介護を行う者に対する援護は、その身体障害者の居住地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行うものとする。ただし、身体障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その身体障害者の現在地の市町村が行うものとする。

#### 同法第18条第1項

身体障害者福祉法

(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)

第18条 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条において「療養介護等」という。))を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

#### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。))その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。))を除く。)を行う事業をいう。

#### 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第1項

知的障害者福祉法

(更生援護の実施者)

第9条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村(特別区を含む。以下同じ。)による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

#### 同法第15条の4

知的障害者福祉法

(障害福祉サービス)

第15条の4 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第1項第2号において「療養介護等」という。))を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

標準処理期間	60日以内		
備考			
設定年月日	平成28年9月27日	最終変更年月日	平成29年4月1日



ID: 3003

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	利用の承認
例規名 根拠条項	いなべ市オレンジ工房あげき条例 第8条
例規番号	平成28年 条例第28号
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の承認等) 第8条 第6条各号に定める事業を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認(以下「利用承認」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 多目的室を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の利用承認を受けなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、前2項の利用承認をする場合において、総合支援センターの管理運営上必要があると認めるときは、それらの利用について条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 利用の承認の基準は、条例第7条のとおりとする。 (利用者の資格) 第7条 <u>前条第1号から第4号</u>までに定める事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第9条第1項に規定する市町村の長から同法第18条第1項の措置を受ける者</p> <p>(3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第1項に規定する市町村の長から同法第15条の4の措置を受ける者</p> <p>2 前条第5号に定める事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において、知的障害者の判定を受け、療育手帳の交付を受けた者</p> <p>(2) 前号に定めた者の他に、指定管理者が利用の必要性を認めた者</p> <p>3 多目的室を利用することができる者は、市内に居住する者又は市内で勤務する者とする。</p> <p><u>前条第1号から第4号</u> 第6条 総合支援センターで行う事業及びその定員は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 法第5条第7項に定める生活介護 30人</p> <p>(2) 同条第8項に定める短期入所 3人</p> <p>(3) 同条第13項に定める就労移行支援 6人</p> <p>(4) 同条第14項に定める就労継続支援 24人</p> <p>(5) 法第77条に定める地域生活支援事業の1つとして行う生活訓練等 4人</p> <p>行為の許可をしない基準は、条例第11条の規定のとおりとする。 (利用の不承認) 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認をしない。</p>	

(1) 利用者の数が定員に達しているとき。 (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (3) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (4) その他総合支援センターの管理運営上支障があると認めるとき。			
標準処理期間	7日以内		
備考			
設定年月日	平成29年9月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 3008

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	多目的室利用料金の減免		
例規名 根拠条項	いなべ市オレンジ工房あげき条例 第9条第3項		
例規番号	平成28年 条例第28号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (利用料金)                      第9条 前条の規定により、第6条第1号から第4号までに定める事業の利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に法第29条第3項第2号に規定する額の利用料金を納付しなければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定により、多目的室の利用承認を受けた者は、別表に定める利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 指定管理者は、規則で定めるところにより、前項の利用料金を減免することができる。</p>			
<p><b>【基準】</b>                      いなべ市オレンジ工房あげき条例施行規則                      (多目的室利用料の減免)                      第4条 条例第9条第3項の規定による利用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 多目的室の利用者が、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合</p> <p>(2) ボランティアの団体に該当する場合</p> <p>(3) 公益を目的としている場合</p> <p>(4) 指定管理者が特に必要と認める場合</p> <p>2 前項の規定により、利用料の減免を受けようとするものは、いなべ市オレンジ工房あげき多目的室利用料減免申請書(様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定による申請書が提出されたときは、これを速やかに審査し、利用料の減免の可否を決定し、いなべ市オレンジ工房あげき多目的室利用料減免(不)承認書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。</p>			
標準処理期間	7日以内		
備考			
設定年月日	平成29年9月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 3009

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	利用料金等の還付		
例規名 根拠条項	いなべ市オレンジ工房あげき条例 第10条		
例規番号	平成28年 条例第28号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(利用料金等の還付)</p> <p>第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成29年9月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 3010

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	使用料の還付		
例規名 根拠条項	いなべ市障害者活動支援センター条例 第8条		
例規番号	平成19年 条例第21号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の不還付)  第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  使用料の還付承認の基準（市長が特別の理由があると認めたとき）は、次のとおりとする。  (1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。  (2) 災害その他の緊急のやむを得ない事態の発生等、利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。  (3) 利用者が利用の前日までに利用の許可の取消し又は変更の申出があつて市長がこれについて相当の理由があると認めたとき。</p>			
標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成19年12月18日	最終変更年月日	

ID: 3011

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	利用料金等の還付		
例規名 根拠条項	いなべ市大安ぴあハウス条例 第11条		
例規番号	平成28年 条例第20号		
<p>【根拠条文】 (利用料金等の還付) 第11条 既納の利用料金及び費用は、還付しない。ただし、指定管理者が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 指定管理者が別に定める基準は、次のとおりとする。 (1) 施設の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。 (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。 (3) 利用者が利用の前日までに利用の許可の取消し又は変更の申出があつて指定管理者がこれについて相当の理由があると認めたとき。</p>			
標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成29年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 3013

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	利用料金等の還付		
例規名 根拠条項	いなべ市篠立きのご園条例 第10条		
例規番号	平成28年 条例第21号		
<p>【根拠条文】 (利用料金等の還付) 第10条 既納の利用料金及び費用は、還付しない。ただし、指定管理者が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 指定管理者が別に定める基準は、次のとおりとする。 (1) 施設の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。 (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。 (3) 利用者が利用の前日までに利用の許可の取消し又は変更の申出があつて指定管理者がこれについて相当の理由があると認めたとき。</p>			
標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成29年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 3015

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市立田農園条例 第6条第2項		
例規番号	平成29年 条例第14号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第6条 立田農園に市民農園を置く。 2 前項に掲げる市民農園を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 利用を許可しない基準は、条例第6条第3項の規定のとおりとする。 3 指定管理者は、市民農園を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (3) 立田農園の管理上支障があると認められるとき。 (4) その他指定管理者が適当でないと認めるとき。</p>			
標準処理期間	7日以内		
備考			
設定年月日	平成30年4月1日	最終変更年月日	



ID: 3016

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市立田農園条例 第10条		
例規番号	平成29年 条例第14号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (行為の制限)                  第10条 立田農園において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。                  (2) 業として写真又は映画の撮影をすること。                  (3) 興行を行うこと。                  (4) 展示会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うこと。                  (5) 広告物等を掲示し、又は配布すること。</p> <p><b>【基準】</b>                  行為の許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。                  (2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。                  (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）                  (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。                  (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）                  (6) 物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）                  (7) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。                  (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。                  (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)                  (10) その他管理運営上支障があると市長が認める場合</p>			
標準処理期間	7日以内		
備考			
設定年月日	平成30年4月1日	最終変更年月日	

ID: 3017

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	利用料金等の還付		
例規名 根拠条項	いなべ市立田農園条例 第8条		
例規番号	平成29年 条例第14号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用料金等の還付)  第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することができない事由により利用不能となったとき。</p> <p>(2) 利用者が利用取消しを申し出た場合で相当の理由があるとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成30年4月1日	最終変更年月日	

ID: 3022

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	使用料の還付		
例規名 根拠条項	いなべ市重度障害者生活支援センター条例 第8条		
例規番号	平成28年 条例第28号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成22年10月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 76

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	保育料の減免
例規名 根拠条項	いなべ市立保育所条例 第8条
例規番号	平成15年 条例第90号

【根拠条文】

(保育料及び時間外保育料の徴収)

第7条 市長は、保育所に入所している児童の保護者から、保育料として、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額として別に定める額(当該保護者が市外に居住する場合にあっては、居住地の市町村が定める額)を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、私的契約児の保護者から保育料として徴収する額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額とする。

3 市長は、第1項の保育料のほか、保育所に入所している児童(私的契約児を除く。)であって子ども・子育て支援法第59条第2号に規定する時間外保育を受けたものの保護者から、時間外保育料として、30分当たり100円を超えない範囲内において規則で定める額を徴収する。

(保育料及び時間外保育料の減免)

第8条 前条に規定する保育料及び時間外保育料は、市長が特に必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

【基準】

1 保育料の減免の基準は、いなべ市立保育所保育料徴収規則第2条の別表1及び別表2に規定のとおりとする。

別表第1(第2条関係)  
保育所保育料基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層		保育料基準額(月額)			
		3歳未満児		3歳以上児	
階層区分	要件	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円
第2階層	第1階層を帯	0円	0円	0円	0円
第3階層	除き、所得割48,600円未満	7,000円	6,800円	0円	0円
第4の1階層	市町村民所得割48,600円以上64,000円未満	10,000円	9,800円	0円	0円
第4の2階層	税課税額79,000円未満	13,000円	12,700円	0円	0円

第4の3階層	が 次の区 分に該当する世帯	所得割 79,000 円以上 97,000 円未満	16,500 円	16,200 円	0 円	0 円
第5の1階層		所得割 97,000 円以上 124,000 円未満	22,000 円	21,600 円	0 円	0 円
第5の2階層		所得割 124,000 円以上 144,000 円未満	24,500 円	24,000 円	0 円	0 円
第5の3階層		所得割 144,000 円以上 169,000 円未満	26,500 円	26,000 円	0 円	0 円
第6の1階層		所得割 169,000 円以上 212,000 円未満	31,000 円	30,400 円	0 円	0 円
第6の2階層		所得割 212,000 円以上 255,000 円未満	33,500 円	32,900 円	0 円	0 円
第6の3階層		所得割 255,000 円以上 301,000 円未満	37,000 円	36,300 円	0 円	0 円
第7階層		所得割 301,000 円以上 397,000 円未満	44,000 円	43,200 円	0 円	0 円
第8階層		所得割 397,000 円以上	48,000 円	47,100 円	0 円	0 円

## 備考

- この表における「標準時間」とは、法第20条第3項の規定により認定が行われた保育必要量が、1日当たり11時間までに限るものをいう。この表における「短時間」とは、保育必要量が、1日当たり8時間までに限るものをいう。
  - この表における「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯をいう。
  - この表における「市町村民税課税額」とは、市町村民税の所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割をいい、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を計算するときには、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用せず、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。
  - 世帯構成員の2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の扶養義務者（生計を維持する上で中心となる者の場合に限る。）の市町村民税の所得割課税額を合算する。
  - 児童の属する世帯が次に掲げる世帯であって、第3階層、第4の1階層又は第4の2階層中所得割の額が77,101円未満の場合は、保育料基準額の半額とし、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第28条の2第1号又は第2号に該当する者が入所児童より年長者で1人以上いる場合は、0円とする。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に

児童を扶養している者（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 4 条第 2 項第 6 号に掲げる特定教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）

(2) 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 3 条第 1 項に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 30 条に定める障害基礎年金の受給者

オ その他市長が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

6 第 3 階層又は第 4 の 1 階層の所得割額が 57,700 円未満の場合であって教育・保育給付認定保護者と生計を一にする府令第 28 条の 2 第 1 号及び第 2 号に該当する者が入所児童より年長者で 1 人いる場合は、保育料基準額の半額とし、2 人以上いる場合は、0 円とする。

7 第 4 の 1 階層中の所得割額が 57,700 円以上の場合（備考 5 に掲げる世帯にあつては、第 4 の 2 階層（所得割の額が 77,101 円以上）から第 8 階層までの教育・保育給付認定保護者であつて、当該世帯に次に掲げる小学校就学前子どもが複数人いる場合は、当該小学校就学前子どものうち 2 人目を保育料基準額の半額とし、3 人目以降を無料とする。

(1) 次に掲げる施設に在籍する小学校就学前子ども

ア 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。）

イ 幼稚園（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園をいい、認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けたもの及び同条第 11 項の規定による公示がされたものを除く。）

ウ 特別支援学校（学校教育法第 1 条に規定する特別支援学校をいい、同法第 76 条第 2 項に規定する幼稚部に限る。）

エ 保育所（児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所をいい、認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けたもの及び同条第 11 項の規定による公示がされたものを除く。）

(2) 地域型保育又は法第 30 条第 1 項第 4 条に規定する特例保育を受ける小学校就学前子ども

(3) 法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）であつて同法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものを利用する小学校就学前子ども

(4) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援又は同条第 5 項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども

(5) 児童福祉法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設に通う小学校就学前子ども

別表第 2（第 5 条関係）

時間外保育料基準額表

区分	時間外保育料こども 1 人につき
30 分当たり	100 円

標準処理期間 30日以内

備考

設定年月日 平成 19 年 4 月 1 日 最終変更年月日 令和 4 年 4 月 1 日

ID: 77

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	目的外使用の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市立保育所条例施行規則 第8条		
例規番号	平成15年 規則第53号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (目的外使用の制限)  第8条 保育所の建物及び附属施設を保育時間外において使用しようとする者は、事前に市長の許可を得なければならない。ただし、市長において公安又は風俗を害するおそれ等があると認められるときはその使用を許可しない。</p> <p><b>【基準】</b>  目的外使用の許可の基準は、次のとおりとする。  (1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。  (2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。  (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）  (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。  (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物、ポスター等を配布し、もしくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）  (6) 物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）  (7) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。  (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。  (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。（いなべ市暴力団排除条例第9条）  (10) その他管理運営上支障があると市長が認める場合</p> <p>2 使用の許可をしない基準は、次のとおりとする。  (1) 同施行規則第8条ただし書の規定に該当するおそれがあるとき。  (2) 保育所及び設備器具等の損傷するおそれがあるとき。  (3) 保育所の保全又は管理上支障をきたすおそれがあるとき。  (4) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為あるとき。  (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。</p>			
標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 3031

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	利用の承諾
例規名 根拠条項	いなべ市一時預かり事業実施細則 第11条
例規番号	平成30年 規則第12号
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の決定及び通知)</p> <p>第11条 市長は、前項の利用申込書等の提出を受けたときは、速やかにその適否について審査し、      適当と認めるときはいなべ市一時預かり事業利用承諾通知書(様式第2号)を、不適当と認め      るときはいなべ市一時預かり事業利用不承諾通知書(様式第3号)により申請者に通知するもの      とする。</p> <p><b>【基準】</b> 利用の承諾の基準は、次のとおりとする。 (対象児童)</p> <p>第4条 事業の対象となる幼児(以下「対象児童」という。)は、子ども・子育て支援法(平成24      年法律第65号)第7条第4項に規定する教育・保育施設及び同条第5項に規定する地域型保育事      業(以下「保育所等」という。)を利用していないいなべ市に在住する幼児とする。ただし、市      長が法第24条に規定する保育の実施に支障をきたすと認める場合は、この限りでない。</p> <p>児童福祉法第24条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者      の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必      要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第      3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。)におい      て保育しなければならない。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園      (子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(家庭      的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。)に      より必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。</p> <p>3 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条      第1項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第46条の2第2項において同じ。)又は家庭      的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育      所、認定こども園(保育所であるものを含む。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う      とともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の      利用の要請を行うものとする。</p> <p>4 市町村は、第25条の8第3号又は第26条第1項第5号の規定による報告又は通知を受けた児童      その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所      若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育      を受けること(以下「保育の利用」という。)の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができる      よう支援しなければならない。</p> <p>5 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行っても、なおやむを得      ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費(同法      第28条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。)又は同法に規定する地域型保育給      付費若しくは特例地域型保育給付費(同法第30条第1項第2号に係るものを除く。次項において      同じ。)の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市</p>	



町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。

6 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第42条第1項又は第54条第1項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。

(1) 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。

(2) 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。

7 市町村は、第3項の規定による調整及び要請並びに第四項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

(実施保育所及び対象年齢)

第6条 事業を実施する保育所及び受入れ対象年齢は、別表第1に定めるとおりとする。

別表第1(第6条関係)

保育所	受入れ対象年齢
いなべ市立ほくせい保育園	満1歳以上就学前の児童
いなべ市立治田保育園	満1歳以上就学前の児童
いなべ市立員弁東保育園	満1歳以上就学前の児童
いなべ市立笠間保育園	満1歳以上就学前の児童
いなべ市立ふじわら保育園	満1歳以上就学前の児童
社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会 員弁西保育園	満1歳以上就学前の児童
社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会 山郷保育園	満1歳以上就学前の児童
社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会 丹生川保育園	満1歳以上就学前の児童
社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会 石樽保育園	満1歳以上就学前の児童
社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会 三里保育園	満2歳以上就学前の児童
社会福祉法人 竜岳福祉会 大安中央保育園	満3歳以上就学前の児童
社会福祉法人 竜岳福祉会 ゆめのみ保育園	満1歳以上就学前の児童
社会福祉法人 いなべ福祉会 いなべひまわり保育園	満1歳以上就学前の児童

備考			
1 満1歳とは、事業利用日における年齢をいう。			
2 満2歳及び満3歳とは、事業利用日の属する年度の4月1日におけるそれぞれの年齢をいう。			
標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成30年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 2521

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	就学金の認定		
例規名 根拠条項	いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例 第6条		
例規番号	平成18年 条例第8号		
<p><b>【根拠条文】</b> (認定) 第6条 就学金の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)が、就学金の支給を受けようとするときは、その受給資格及び就学金の額について、市長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定を受けた者が、就学金の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る就学金の支給を受けようとするときも、前項と同様とする。</p> <p><b>【基準】</b> 第4条の規定による。 (対象者) 第4条 この条例により就学金の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、いなべ市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父又は母 (2) 養育者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。</p> <p>(1) 前項各号に掲げる者の前年の所得が、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条の2の規定による政令で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) ひとり親家庭に当該児童の兄又は姉で前号に定める額以上の所得があり、かつ、20歳以上の者があるとき。ただし、その者が別表に定める程度の障害の状態にあるとき(これらに準ずる状態にあるものを含む。)、又は前条第1項第2号に規定する者があるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 児童が社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号(通園施設を除く。)、第4号及び第5号に定める施設に入所したとき。</p> <p>(4) 前各号に規定するもののほか、就学金の支給について、市長が不相当と認めるとき。</p>			
標準処理期間	請求書を受理した日から起算して15日以内		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID:2806

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	家庭生活支援員の派遣の決定		
例規名 根拠条項	いなべ市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施規則 第8条第2項		
例規番号	平成28年規則第25号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>第8条第2項 市長は、前項の派遣申込書の提出を受けた場合は、速やかに家庭生活支援員の派遣の要否を審査し、必要と認めた場合は、ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣決定通知書(様式第7号)により申込者に通知するとともに、家庭生活支援員に家庭生活支援員日常生活支援依頼書(様式第8号)を交付し、支援の依頼を行うものとする。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>(対象者)</p> <p>第6条 対象者は、次に掲げるひとり親家庭等とする。</p> <p>(1) いなべ市に在住するひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事への参加その他社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助又は保育サービスが必要な家庭、及び生活環境が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭</p> <p>(2) いなべ市に在住する未就学児を養育しているひとり親家庭等であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合(所定内労働時間の就業を除く。)に定期的な生活援助又は保育サービスが必要な家庭</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID:2807

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	子育て支援又は生活支援の支給				
例規名 根拠条項	いなべ市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施規則 第12条第2項				
例規番号	平成28年規則第25号				
<p><b>【根拠条文】</b>                  第12条第2項 市長は、<u>前項の規定</u>による報告書及び手当請求書を受領したときは、その内容を審査し、家庭生活支援員に対し、支援の内容に応じて別表第2に定める手当を支給するものとする。</p> <p><u>前項の規定</u>                  (報告)                  第12条 家庭生活支援員は、子育て支援又は生活支援を行ったときは、支援終了後に支援対象世帯ごとの家庭生活支援員日常生活支援実施報告書(様式第12号。以下「報告書」という。)及び家庭生活支援員日常生活支援手当請求書(様式第13号。以下「手当請求書」という。)を事業実施者に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による報告書及び手当請求書を受領したときは、その内容を審査し、家庭生活支援員に対し、支援の内容に応じて別表第2に定める手当を支給するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                  別表第2 (第12条関係)</p>					
	内容	派遣時間帯	児童数	単価 (1時間当たり)	備考
	子育て支援	9時～18時	児童1人	1,000円	
			児童2人	1,000円×1.5	
			児童3人	1,000円×2	
			児童4人	1,000円×2.5	
			児童5人	1,000円×3	
		18時～翌日9時	児童1人	1,500円	
			児童2人	1,500円×1.5	
			児童3人	1,500円×2	
			児童4人	1,500円×2.5	
			児童5人	1,500円×3	
宿泊分			6,000円×児童数	22時～翌日5時の時間について適用	
生活援助	9時～18時			1,000円	
	18時～翌日9時			1,500円	
子育て支援 生活援助	移動時間 (複数世帯支援時の移動時間)			1,500円	30分未満は0単位 30分以上1時間未満は0.5単位 1時間以上は1単位
標準処理期間	30日以内				
備考					
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日		

ID:2808

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	就学金の額改定		
例規名 根拠条項	いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例施行規則 第4条		
例規番号	平成18年規則第20号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (就学金の額改定の請求及び届出)  第4条 受給資格者は、支給対象児童が増える場合は、速やかにひとり親家庭等就学金額改定認定請求書(様式第5号)(以下「請求書」という。)により市長に届出し、追加となる児童について、認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の請求書には、追加となる支給対象児童に係る第2条第1項に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第2条第2項による同意が得られたときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による請求を受理し、手当の額を変更する必要があるときは、額を改定し決定通知書により当該受給者に通知するものとする。</p>			
<p><b>【基準】</b>  いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例第4条の規定による。  (対象者)  第4条 この条例により就学金の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、いなべ市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父又は母  (2) 養育者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。</p> <p>(1) 前項各号に掲げる者の前年の所得が、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条の2の規定による政令で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) ひとり親家庭に当該児童の兄又は姉で前号に定める額以上の所得があり、かつ、20歳以上の者があるとき。ただし、その者が別表に定める程度の障害の状態にあるとき(これらに準ずる状態にあるものを含む。)、又は前条第1項第2号に規定する者があるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 児童が社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号(通園施設を除く。)、第4号及び第5号に定める施設に入所したとき。</p> <p>(4) 前各号に規定するもののほか、就学金の支給について、市長が不相当と認めるとき。</p>			
標準処理期間	請求書を受理した日から起算して15日以内		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 78

担当部署: 健康こども部 家庭児童相談室

処分の概要	徴収金の減免
例規名 根拠条項	いなべ市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則 第5条第1項
例規番号	平成15年 規則第58号

【根拠条文】

(徴収金の減免)

第5条 福祉事務所長は、納入義務者が災害その他やむを得ない事由により徴収金を納入することが困難であると認めるときは、徴収金の額を減額し、又は徴収金の納入を免除することができる。

【基準】

いなべ市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の別表のとおりとする。

別表 (第2条、第4条関係)

徴収額表

助産の実施の開始日における妊産婦の属する世帯及び各月初日における母子生活支援施設入所世帯の階層区分		助産施設	母子生活支援施設
階層区分	定義	徴収額 (助産の実施期間中の額)	徴収額 (月額)
A	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	0 円
B	A 階層を除き当該年度分の市民税非課税世帯	2,200 円	1,100 円
C1	A 階層及び D 階層を除き当該年度分の市民税の課税世帯であって、その市民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,500 円
C2	所得割の額がある世帯	6,600 円	3,300 円
D1	A 階層及び B 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	15,000 円以下	9,000 円
D2		15,001 円から 40,000 円まで	13,500 円
D3		40,001 円から 70,000 円まで	18,700 円
D4		70,001 円から 183,000 円まで	29,000 円
D5		183,001 円から 403,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。)

			ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	
D6	403,001円から 703,000円まで		その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D7	703,001円から 1,078,000円まで		その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D8	1,078,001円から 1,632,000円まで		その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D9	1,632,001円から 2,303,000円まで		その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D10	2,303,001円から 3,117,000円まで		その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D11	3,117,001円から 4,173,000円まで		その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D12	4,173,001円から 5,334,000円まで		その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
D13	5,334,001円から 6,674,000円まで		その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が95,600



		191,200円を超えるときは191,200円とする。)	円を超えるときは95,600円とする。)
D14	6,674,001円から	全額徴収	全額徴収

備考

1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C1階層及びC2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD1階層からD14階層までの区分における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項及び第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3 妊産婦又は児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収額は、0円とする。

- (1) 扶養義務者のいない世帯
- (2) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (3) 次に掲げる児童（者）を有する世帯
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者
  - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると福祉事務所長が認めた世帯

4 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が児童福祉法第6条の2第1項の障害児通所支援を利用している場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知。以下「1218002号通知」という。）の別表4-1障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づく1218002号通知の徴収金基準額とす

る。)とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

5 助産の実施に係る妊産婦に出産一時金があるときは、当該妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収額に加えるものとする。  
 なお、この表の徴収金額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成29年4月1日

ID: 2522

担当部署: 健康こども部 健康推進課

処分の概要	未熟児養育医療の給付の申請及び決定		
例規名 根拠条項	いなべ市母子保健法施行細則 第4条		
例規番号	令和2年 規則第40号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(養育医療の給付の申請及び決定)</p> <p>第4条 省令第9条第1項の規定による養育医療の給付の申請は、養育医療給付(新規・継続)申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 養育医療意見書(新規・継続)(様式第3号。以下「意見書」という。)</p> <p>(2) 世帯調書(様式第4号)</p> <p>2 市長は、前項の規定による提出があった場合において、養育医療の給付を行うことを決定したときは、養育医療給付(継続)決定通知書(様式第5号)に養育医療券(様式第6号の1又は薬局にかかるものについては、様式第6号の2)を添えて当該申請者に通知するものとし、養育医療の給付を行わないことを決定したときは、養育医療給付(継続)不承認通知書(様式第7号)により当該申請者及び指定養育医療機関(法第20条第4項の指定養育医療機関をいう。以下同じ。)に通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>(養育医療の給付に係る基準)</p> <p>第3条 法第20条第1項に規定による養育医療の給付は、本市に居住する法第6条第6項に規定する未熟児であって、次の各号に掲げるいずれかの症状等を有しているため、医師が入院養育を必要と認めたものに対して行うものとする。</p> <p>(1) 出生時の体重が2,000グラム以下のもの</p> <p>(2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの</p> <p>ア 一般状態</p> <p>(ア) 運動不安又は痙攣があるもの</p> <p>(イ) 運動が異常に少ないもの</p> <p>イ 体温が摂氏34度以下のもの</p> <p>ウ 呼吸器系及び循環器系</p> <p>(ア) 強度のチアノーゼが持続するもの又はチアノーゼの発作を繰り返すもの</p> <p>(イ) 呼吸数が毎分50以上で増加の傾向にあるもの又は毎分30以下のもの</p> <p>(ウ) 出血傾向の強いもの</p> <p>エ 消化器系</p> <p>(ア) 生後24時間以上排便のないもの</p> <p>(イ) 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの</p> <p>(ウ) 血性吐物又は血性便があるもの</p> <p>オ 黄疸</p> <p>生後数時間以内に黄疸が現れるもの又は異常に強い黄疸のあるもの</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和3年6月18日	最終変更年月日	令和3年4月1日



ID: 149

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	占用の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市立田公園の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成16年 条例第5号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (占用の許可)                  第5条 公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて、公園を占用しようとする者は、市長に許可申請書を提出し、占用の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1 占有の許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。</p> <p>(2) 占有の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。</p> <p>(3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）</p> <p>(4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。</p> <p>(5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）。</p> <p>(6) 物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）。</p> <p>(7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。</p> <p>(8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。</p> <p>(9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。（いなべ市暴力団排除条例第9条）</p> <p>(10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合</p> <p>2 占有の許可をしない基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公園を損傷し、又は土地の形質を変更し、若しくは汚損するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 公園施設に損傷を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(3) 樹木を伐採し、若しくは傷つけるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 指定された場所以外の占有するおそれがあるとき。</p> <p>(5) 公衆の公園の利用を妨げるなど他人の迷惑となる占有をするおそれがあるとき。</p> <p>(6) その他公園管理上支障があると認められるとき。</p>			
標準処理期間	7日間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 150

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	賦課の減免等		
例規名 根拠条項	いなべ市三重県営土地改良事業分担金徴収条例 第5条		
例規番号	平成15年 条例第112号		
<p><b>【根拠条文】</b> (徴収猶予) 第5条 市長は、災害その他のやむを得ない理由により分担金の徴収が著しく困難又は不相当と認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又はその額の一部若しくは全部を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 使用料の減免基準は、いなべ市三重県営土地改良事業分担金徴収条例第5条の規定及び以下の基準に基づき、納付を猶予し、又はその減免をすることができる。</p> <p>1 分担金の徴収猶予の基準(災害その他のやむを得ない理由により分担金の徴収が著しく困難又は不相当と認めるとき)は、次のとおりとする。 (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。 (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。 (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。 (4) 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき。</p> <p>2 分担金の減免の基準(災害その他のやむを得ない理由により分担金の徴収が著しく困難又は不相当と認めるとき)は、次のとおりとする。 (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる場合 (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となったもの又はこれに準ずると認められる場合</p>			
標準処理期間	7日間		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 151

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	農道使用の許可（変更許可を含む。）		
例規名 根拠条項	いなべ市農道管理条例 第8条		
例規番号	平成15年 条例第117号		
<p><b>【根拠条文】</b>  （農道の使用の許可）  第8条 農道に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して農道を使用しようとする場合には、管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 工事用施設又は工事用材料置場  (2) 電柱及び電線  (3) 用排水路  (4) 前3号に掲げるものを除くほか、農道の構造又は通行に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設</p> <p>2 管理者は、別に定める許可基準に適合すると認めるときは、使用を許可するものとする。この場合において、使用の許可期間は、1箇年を限度とし、会計年度ごとに更新するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「農道使用者」という。)は、申請書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。</p>			
<p><b>【基準】</b>  条例第8条第2項に規定する「別に定める許可基準に適合すると認めるとき」とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農作業のための通行に支障が生じるおそれがないとき。  (2) 農道に損傷を及ぼすおそれがないとき。  (3) 農道の通行に危険が生じるおそれがないとき。  (4) 周辺の自然環境に支障が生じるおそれがないとき。  (5) その他農道管理上支障があると認められないとき。</p>			
標準処理期間	7日間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 154

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市林地荒廃防止施設維持管理条例 第4条ただし書		
例規番号	平成15年 条例第118号		
<p><b>【根拠条文】</b> (禁止行為) 第4条 施設の設置箇所については、人為的にその形状及び植生を変えてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の許可を得て変更することができる。</p> <p>(1) 公共施設が設置される場合であって保全上支障がないと認められるとき。 (2) 施設の効用を損なうことなく森林経営を行うとき。 (3) 隣接地の災害発生に伴い一体として行われる災害防止行為等を行うとき。 (4) 森林の病害虫の発生により伐採するとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 157

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	林道使用の許可（変更許可を含む。）		
例規名 根拠条項	いなべ市林道管理条例 第8条		
例規番号	平成15年 条例第119号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (林道の使用の許可)                  第8条 林道に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して林道を使用しようとする場合は、管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 林産物又は土石の集積場                  (2) 工事中施設又は工事中材料置場                  (3) 電柱及び電線                  (4) 用排水路                  (5) 前各号に掲げるものを除くほか、林道の構造又は通行に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設</p> <p>2 管理者は、別に定める許可基準に適合すると認めるときは、使用を許可するものとする。この場合において、使用の許可期間は、1箇年を限度とし、会計年度ごとに更新するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                  条例第8条第2項に規定する「別に定める許可基準に適合すると認めるとき」とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 林業のための通行に支障が生じるおそれがないとき。                  (2) 林道に損傷を及ぼすおそれがないとき。                  (3) 林道の通行に危険が生じるおそれがないとき。                  (4) 周辺の自然環境に支障が生じるおそれがないとき。                  (5) その他林道管の管理上支障があると認められないとき。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID:2001

担当部署： 農林商工部 農村整備課

処分の概要	行為の許可
例規名 根拠条項	いなべ市大井田西部地区公園の設置及び管理に関する条例 第4条
例規番号	平成19年 条例第19号
<p><b>【根拠条文】</b> (行為の制限)</p> <p>第4条 公園内においては、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画の撮影をすること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行うこと。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1 行為の許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。 (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。 (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。） (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。 (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。） (6) 物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。） (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。 (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。 (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。（いなべ市暴力団排除条例第9条） (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合</p> <p>2 行為の許可をしない基準は、条例第3条に規定する規制する行為をするおそれがある場合とする。</p> <p>(利用のための規制)</p> <p>第3条 公園内においては、何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 公園を損傷し、若しくは汚損し、又は土地の形質を変更すること。 (2) たき火その他公園施設に損傷を及ぼすおそれのある行為をすること。 (3) 樹木を伐採し、若しくは傷つけ、又は植物若しくは土石を採取すること。 (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。 (5) 広告物を掲示し、又は広告等を配布すること。 (6) 指定された場所以外の場所へ車等を乗り入れ、又は止めおくこと。 (7) 公衆の公園の利用を妨げるなど他人の迷惑となる行為をすること。 (8) その他公園の管理上支障があると認められる行為をすること。</p>	
標準処理機関	7日間
備考	

設定年月日	平成 19 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 109

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	行為の許可
例規名 根拠条項	いなべ市阿下喜温泉条例 第11条第1項
例規番号	平成18年 条例第32号
<p><b>【根拠条文】</b>  (行為の制限)  第11条 施設において、次の各号に掲げる行為をしようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。</li> <li>(2) 業として写真又は映画の撮影をすること。</li> <li>(3) 興業を行うこと。</li> <li>(4) 展示会、集会その他これらに類する催しを行うこと。</li> <li>(5) 広告物を掲示し、又は広告等を配布すること。</li> </ol> <p>2 前項の許可を受けようとするものは、行為の目的、期間、場所、内容その他規則で定める事項を記載した申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項の許可に施設の管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1 行為の許可の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。</li> <li>(2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。</li> <li>(3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）</li> <li>(4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。</li> <li>(5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物、ポスター等を配布し、もしくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）。</li> <li>(6) 物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）。</li> <li>(7) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。</li> <li>(8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。</li> <li>(9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。（いなべ市暴力団排除条例第9条）</li> <li>(10) その他管理運営上支障があると指定管理者が認める場合</li> </ol> <p>2 行為の許可をしない基準は、条例第12条の規定のとおりとする。</p> <p>(行為の不許可)  第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の行為を許可しないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の管理上支障をきたすおそれがあると認められるとき。</li> <li>(2) 施設の使用が適当でない認められるとき。</li> </ol>	

条例第12条に規定する「施設の管理上支障をきたす」、「施設の使用が適当ではない」とは、次のいずれかの事項に該当する場合をいう。

- (1) 利用者が集会等を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれのある特別な事情がある場合。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、いなべ市健康増進施設阿下喜温泉の利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合。
- (3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。
- (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。
- (5) 休館日に利用する場合又は開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

標準処理期間

7日

備考

設定年月日

平成 19 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 3 年 4 月 1 日

ID: 133

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用の許可
例規名 根拠条項	いなべ市農業公園に関する条例 第8条
例規番号	平成26年 条例第14号

## 【根拠条文】

(利用の許可)

第8条 エコ福祉広場に別表に掲げる施設を置く。

2 前項に掲げる施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けるものとする。

## 【基準】

1 利用の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）
- (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
- (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）。
- (6) 物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）。
- (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。（いなべ市暴力団排除条例第9条）
- (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合

2 利用の許可をしない基準は、条例第8条第3項の規定のとおりとする。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 農業公園の管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他指定管理者が適当でないと認めるとき

別表（第8条、第9条関係）

藤原パークゴルフ場

(1) 施設利用料金

区分	単位	大人利用料金	子供利用料金 (小学生以下)
1 ラウンド	1 人 1 回	600 円以内	400 円以内
	回数券(11 回分)	6,000 円以内	4,000 円以内
1 日フリー	1 人 1 日	1,500 円以内	700 円以内
	回数券(11 回分)	15,000 円以内	7,000 円以内

備考 1 ラウンドとは、18 ホールをルールに従いプレーすることをいう。

(2) 貸し用具利用料金(1日当たり)

用具セット(クラブ1本、ボール1個)	100円以内
--------------------	--------

標準処理期間	別表1の施設 1日～7日
--------	--------------

備考	
----	--

設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	
-------	-----------	---------	--

ID: 135

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料の減免		
例規名 根拠条項	いなべ市農業公園に関する条例 第9条第4項		
例規番号	平成26年 条例第14号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用料金) 第9条第4項 指定管理者は、<u>規則</u>で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> <u>いなべ市農業公園に関する条例</u> (利用料金の減免) 第5条 条例第9条第4項の規定により、利用料金を減額し、又は免除する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公益上の特別な理由がある場合 (2) 指定管理者が特に必要と認める場合</p> <p>公益上の特別な理由がある場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合 (2) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合 (3) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日



ID: 136

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料の返還		
例規名 根拠条項	いなべ市農業公園に関する条例 第10条		
例規番号	平成26年 条例第14号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用料金の返還)  第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することができない事由により利用不能となったとき。  (2) 利用者が利用日の前日までに利用取消しを申し出た場合で相当の理由があったとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日

ID: 137

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用の許可（変更許可を含む。）
例規名 根拠条項	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例 第8条
例規番号	平成17年 条例第16号
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用の許可)  第8条 キャンピングパークを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><b>【基準】</b>  1 利用の許可の基準は、次のとおりとする。  (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。  (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。  (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）  (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。  (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）  (6) 物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）  (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。  (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。  (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。（いなべ市暴力団排除条例第9条）  (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合</p> <p>2 利用の許可をしない基準は、条例第11条の規定のとおりとする。  (行為の不許可)  第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の行為を許可しないことができる。  (1) キャンピングパークの管理上支障があると認められるとき。  (2) キャンピングパークを使用させることが適当でないとき</p> <p>条例第11条に規定する「管理上支障」、「使用させることが適当でない」とは、次のいずれかの事項に該当する場合をいう。  (1) 利用者が集会等を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれのある特別な事情がある場合。  (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、いなべ市青川峡キャンピングパークの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合。  (3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。</p>	

- (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。
- (5) 休館日に利用する場合又は開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 139

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	行為の許可
例規名 根拠条項	いなべ市青川峡キャンプパーク条例 第10条第1項
例規番号	平成17年 条例第16号
<p><b>【根拠条文】</b> (行為の制限)</p> <p>第10条 キャンピングパークにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画の撮影をすること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 展示会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うこと。 (5) 広告物等を掲示又は配布すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所、内容その他規則で定める事項を記載した申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項の許可にキャンプパークの管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1 行為の許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。 (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。 (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。） (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。 (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。） (6) 物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。） (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。 (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。 (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。（いなべ市暴力団排除条例第9条） (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合</p> <p>2 行為の許可をしない基準は、条例第11条の規定のとおりとする。</p> <p>(行為の不許可)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の行為を許可しないことができる。</p> <p>(1) キャンピングパークの管理上支障があると認められるとき。 (2) キャンピングパークを使用させることが適当でないとして認められるとき。</p>	

条例第11条第1号に規定する「管理上支障がある」、「使用させることが適当ではない」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 利用者が集会等を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれのある特別な事情がある場合。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、いなべ市青川峡キャンプパークの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合。
- (3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。
- (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。
- (5) 休館日に利用する場合又は開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

標準処理期間

5日

備考

設定年月日

平成 19 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 3 年 4 月 1 日

ID: 159

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	使用の許可
例規名 根拠条項	いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理に関する条例 第5条第1項
例規番号	平成20年 条例第4号
<p><b>【根拠条文】</b> (使用の許可) 第5条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 1 使用の許可の基準は、次のとおりとする。 (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。 (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。 (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。） (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。 (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。） (6) 物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。） (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。 (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。 (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。（いなべ市暴力団排除条例第9条） (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合</p> <p>2 使用の許可をしない基準は、条例第13条の規定のとおりとする。 (行為の不許可) 第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の行為を許可しないことができる。 (1) 施設の管理上支障をきたすおそれがあると認められるとき。 (2) 施設の使用が適当でないと認められるとき。</p> <p>条例第13条に規定する「管理上支障をきたすおそれがある」、「使用が適当でない」とは、次のいずれかの事項に該当する場合をいう。 (1) 使用者が集会等を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれのある特別な事情がある場合。 (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、いなべ市ウッドヘッド阿下喜の使用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合。</p>	

- (3) 使用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の使用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。
- (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を使用することができない場合。
- (5) 休館日に使用する場合又は開館時間以外の時間に使用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により使用させる場合を除く。

標準処理期間	3日		
備考	平成20年4月1日条例全部改正		
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

。

ID: 162

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料金の減免		
例規名 根拠条項	いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理に関する条例 第9条		
例規番号	平成20年 条例第4号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用料金の減免)  第9条 指定管理者は、規則で定めるところにより、<u>前条</u>の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>前条</u>  (利用料金)  第8条 施設の利用者は、利用料金を納付しなければならない。  2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。  3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  利用料金の減免の基準は、同条例施行規則第6条の規定のとおりとする。  (利用料の減免)  第6条 条例第9条の規定による利用料の減免の基準は、次のとおりとする。  (1) 公益上の特別な理由がある場合  (2) 指定管理者が特に必要と認める場合  同条例施行規則第6条第1項に規定する「公益上の特別な理由がある場合」、「指定管理者が特に必要と認める場合」とは、次の事項に該当する場合をいう。  (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合  (2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合  (3) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合  (4) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合</p>			
標準処理期間	3日		
備考	平成20年4月1日条例全部改正		
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日



ID: 163

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料金の還付承認		
例規名 根拠条項	いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理に関する条例 第10条		
例規番号	平成20年 条例第4号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用料金の不還付)  第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  利用料金の還付の基準（指定管理者が特に必要があると認めたとき）は、次のとおりとする。  (1) 施設の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。  (2) 災害その他の緊急のやむを得ない事態の発生等、利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。  (3) 利用者が利用の前日までに利用の許可の取消し又は変更の申出があつて指定管理者がこれについて相当の理由があると認めたとき。</p>			
標準処理期間	5日		
備考	平成20年4月1日条例全部改正		
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 2601

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料金の減免		
例規名 根拠条項	いなべ市阿下喜温泉条例 第8条		
例規番号	平成18年 条例第32号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用料金の減免)  第8条 指定管理者は、規則で定めるところにより、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  利用料の減免基準は、同条例施行規則第5条のとおりとする。</p> <p>いなべ市阿下喜温泉条例施行規則  (利用料金の減免)  第5条 条例第8条の規定による利用料金の減免の基準は、次のとおりとする。  (1) 公益上の特別な理由がある場合  (2) 指定管理者が特に必要と認める場合</p> <p>第5条に規定する「公益上の特別な理由がある場合」、「指定管理者が特に必要と認める場合」とは、次の事項に該当する場合をいう。  (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合  (2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合  (3) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合  (4) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成26年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 2602

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料金の還付承認		
例規名 根拠条項	いなべ市阿下喜温泉条例 第9条		
例規番号	平成18年 条例第32号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (利用料金の不還付)                      第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>                      利用料金の還付承認の基準（指定管理者が特に必要があると認めるとき）は、次のとおりとする。</p> (1) 施設の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。 (2) 災害その他の緊急のやむを得ない事態の発生等、利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成26年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 2603

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料金の減免		
例規名 根拠条項	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例 第13条		
例規番号	平成17年 条例第16号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用料金の減免)  第13条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  利用料金の減免基準は、同条例施行規則第5条の規定のとおりとする。</p> <p>いなべ市青川峡キャンピングパーク条例例施行規則  (利用料金の減免)  第5条 条例第13条の規定による利用料金の減免の基準は、次のとおりとする。  (1) 公益上の特別な理由がある場合  (2) 指定管理者が特に必要と認める場合</p> <p>第5条に規定する「公益上の特別な理由がある場合」、「指定管理者が特に必要と認める場合」とは、次の事項に該当する場合をいう。  (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合  (2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合  (3) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合  (4) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成26年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 2604

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料金の還付承認		
例規名 根拠条項	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例 第14条ただし書		
例規番号	平成17年 条例第16号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用料金の不還付) 第14条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。。</p> <p><b>【基準】</b> 使用料の還付承認の基準（指定管理者が必要と認める場合）は、次のとおりとする。 同項に規定する「指定管理者が必要と認める場合」とは、次の事項に該当する場合をいう。 (1) 施設の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。 (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。 (3) 利用者が利用の前日までに利用の許可の取消し又は変更の申出があつて指定管理者がこれについて相当の理由があると認めたとき。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成26年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID:2809

担当部署： 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料金の減免		
例規名 根拠条項	いなべ市藤原岳駐車場条例 第9条		
例規番号	平成18年 条例第27号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用料金の減免)  第9条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  利用料金の減免の基準は、同条例施行規則第4条の規定のとおりとする。  (利用料金の減免)  第4条 条例第8条の規定による利用料金の減免の基準は、次のとおりとする。  (1) 公益上の特別な理由がある場合  (2) 指定管理者が特に必要と認める場合</p> <p>規則第4条に規定する「公益上の特別な理由がある場合」、「指定管理者が特に必要と認める場合」とは、次の事項に該当する場合をいう。  (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合  (2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合  (3) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合  (4) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID:2810

担当部署： 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料金の還付承認		
例規名 根拠条項	いなべ市藤原岳駐車場条例 第10条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第27号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用料金の不還付)  第10条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  利用料の還付承認の基準（指定管理者が必要と認める場合）は、次のとおりとする。  同項に規定する「指定管理者が必要と認める場合」とは、次の事項に該当する場合をいう。  (1) 施設の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。  (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。  (3) 利用者が利用の前日までに利用の許可の取消し又は変更の申出があつて指定管理者がこれについて相当の理由があると認めたとき。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 142

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	使用の許可
例規名 根拠条項	いなべ市夢かなえ荘の設置及び管理に関する条例 第4条
例規番号	平成16年 条例第4号
<p><b>【根拠条文】</b> (使用の許可) 第4条 施設及び附属設備を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、別記様式に所定の事項を記載し、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 1 利用の許可の基準は、次のとおりとする。 (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。 (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。 (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。) (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。 (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。) (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。) (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。 (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。 (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条) (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合</p> <p>2 利用の許可をしない基準は、条例第5条の規定のとおりとする。 (使用の不許可) 第5条 市長は、公益上必要がある場合及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>「公益上特に必要がある場合」とは、次の事項に該当する場合をいう。 (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合 (2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合 (3) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合 (4) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合</p> <p>「施設保全に支障があると認められるとき」とは、次の事項に該当する場合をいう。 (1) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合 (2) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合</p>	



標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 145

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	いなべ市夢かなえ荘の設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	平成16年 条例第4号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第8条 市長は、必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 使用料の減免の基準（その他特に必要があると認めれるとき）は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</li> <li>(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となったもの又はこれに準ずると認められるもの</li> <li>(3) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合</li> <li>(4) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合</li> <li>(5) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合</li> <li>(6) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合</li> </ol>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 1 日

ID: 146

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	いなべ市夢かなえ荘の設置及び管理に関する条例 第9条ただし書		
例規番号	平成16年 条例第4号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料の還付) 第9条 既に納入した使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 使用料の還付承認の基準（市長が特別の理由があると認めたとき）は、次のとおりとする。 (1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。 (2) 災害その他の緊急のやむを得ない事態の発生等、利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。 (3) 利用者が利用の前日までに利用の許可の取消し又は変更の申出があつて市長がこれについて相当の理由があると認めたとき。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 147

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	特別設備等の承認		
例規名 根拠条項	いなべ市夢かなえ荘の設置及び管理に関する条例 第10条第2項ただし書		
例規番号	平成16年 条例第4号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(使用権の転貸及び設備変更の禁止)</p> <p>第10条 施設の使用許可を受けた者は、その権利を転貸してはならない。</p> <p>2 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、市長の承認を受けたときはこの限りでない。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1 特別設備等の承認の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別設備することで、地域住民の相互融和を図り地域の活性化につながり、行政財産の効率的利用に資すると認められる場合</p> <p>(2) 公益事業の用に供するためやむを得ないと認められる場合</p> <p>(3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として設備を設置する場合</p> <p>(4) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合</p> <p>(5) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合</p> <p>2 特別設備等の承認しない基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者</p> <p>(2) 市内又は近隣市町村に住所又は事務所を有しない者</p> <p>(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(4) 庁舎及び設備器具等の損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(5) 庁舎又は管理運営上支障をきたすおそれがあるとき。</p> <p>(6) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為があるとき。(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(8) 暴力団又は暴力団員を利するおそれがあるとき。(いなべ市暴力団排除条例第9条)</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 165

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	占用料の減免
例規名 根拠条項	いなべ市道路占用料等徴収条例 第3条
例規番号	平成15年 条例第121号
<p><b>【根拠条文】</b>  (占用料の減免)  第3条 市長は、次の各号に掲げる占用物件(法第40条に規定する占用物件をいう。以下同じ。)に係る占用料については、前条の規定にかかわらず免除するものとする。</p> <p>(1) 法第35条に規定する事業(道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第19条に規定するものを除く。)及び地方公共団体の行う事業に係るもの</p> <p>(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設並びに鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設</p> <p>(3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件</p> <p>(4) 街灯(広告を添加してあるものを除く。)及び農道その他公共の用に供する通路</p> <p>(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に規定する電気事業者又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者が設ける架空の道路横断電線及び道路横断電話線並びに各戸引込線</p> <p>(6) 占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱及び支線</p> <p>(7) 水道法(昭和32年法律第177号)の規定に基づいて設ける水管</p> <p>(8) 側溝、路端又はのり面に鉄板、板等を常置する軽易な通路</p> <p>(9) 塩又は郵便切手の販売場所を示す規格化された看板(店舗に取り付けられたもので1店舗各1個に限る。)</p> <p>(10) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に係る待合所及び停留所標識</p> <p>2 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料については、前条の規定にかかわらず規則で定める額を減額するものとする。</p> <p>(1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第9項に規定するガス事業者の設けるガス管</p> <p>(2) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、市長が特に必要と認めた場合は、前条に定める占用料の額を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及びいなべ市道路占用等に関する規則第10条の規定による。  (占用料の減免)  第10条 条例第3条第2項に規定する規則で定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第9項に規定するガス事業者の設けるガス管 条例で定める額の100分の30</p> <p>(2) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場 条例で定める額の100分の75</p> <p>2 条例第3条の規定による減額又は免除を受けようとする者は、道路占用料減免申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。</p>	
標準処理期間	3週間
備考	

占有許可と同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日
-------	-----------------	---------	-------

ID: 166

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	流水占用料等の減免		
例規名 根拠条項	いなべ市流水占用料等徴収条例 第3条		
例規番号	平成15年 条例第122号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (流水占用料等の減免)                  第3条 市長は、前条本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に係る流水占用料等については、これを減額し、又は免除することができる。占用等の許可を受けた者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項の被保護者である場合の流水占用料等についても同様とする。</p> <p>(1) 漁業                  (2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項の鉄道施設及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項の軌道に関する施設に係る事業                  (3) 河川の保全に著しく利益を与えると認められる事業                  (4) その他公益上特に必要があると認められる事業</p> <p>2 前項の規定により流水占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、市長に減額又は免除の申請をしなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3週間		
備考	<p>占用許可と同じ。</p>		
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 167

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	流水占用料等の返還		
例規名 根拠条項	いなべ市流水占用料等徴収条例 第5条ただし書		
例規番号	平成15年 条例第122号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (流水占用料等の返還)                  第5条 前条の規定により納付された流水占用料等は、返還しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、流水占用料等を納付した者の申請により、その流水占用料等の全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) <u>法第75条第2項</u>の規定により占用等の許可を取り消し、又はその条件を変更したとき。                  (2) 天災その他特別の理由により占用等の許可に係る占用又は土石等の採取ができなくなったと市長が認めるとき。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p> <p><u>河川法第75条</u></p> <p>2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(1) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。                  (2) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。                  (3) 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。                  (4) 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。                  (5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。</p>			
標準処理期間	3週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日



ID: 168

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	使用等の許可（更新許可を含む。）		
例規名 根拠条項	いなべ市法定外公共物管理条例 第5条第1項		
例規番号	平成15年 条例第123号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用等の許可)  第5条 法定外公共物において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可(以下「許可」という。)を受けなければならない。許可の更新を受けようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 流水水面又は敷地を使用すること。  (2) 法定外公共物から生じる石、土砂、砂れき、竹木、草等(以下「生産物」という。)を採取すること。  (3) 敷地又はその上空若しくは地下に工作物を新築し、改築し、又は除却すること。  (4) 流水の方向、分量、幅員若しくは深淺又は敷地の現況に著しい影響を及ぼすこと。  (5) 敷地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為のため必要なものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採をすること。  (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。</p> <p>2 複数の者が共同して許可を受けた場合には、当該許可を受けた者それぞれがこの条例に基づく義務の全部について履行する責任を負う。</p>			
<p><b>【基準】</b>  法定外公共物の使用の許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用の目的及び使用方法又は設置される施設の構造が当該法定外公共物の目的及び用途を阻害するものでないこと。  (2) 使用するために設置される施設は、その性質上、使用が長期にわたることが予想されるものでないこと。  (3) 使用する部分の数量は、その目的から考慮して最小限度のものであること。  (4) 山口パーキングの使用に関しては、この条例を適用する。その場合には、いなべ市都市公園条例第6条各号に掲げる使用については、その公共性、公益性の高いものについてのみ許可する。</p>			
標準処理期間	3週間		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成29年4月1日

ID: 169

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	変更の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市法定外公共物管理条例 第8条第1項		
例規番号	平成15年 条例第123号		
<p><b>【根拠条文】</b> (変更の許可) 第8条 許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更許可を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、変更許可について準用する。</p> <p><b>【基準】</b> 法定外公共物の変更の許可の基準は、使用等の許可基準に準じ次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用の目的及び使用方法又は設置される施設の構造が当該法定外公共物の目的及び用途を阻害するものでないこと。</p> <p>(2) 使用するために設置される施設は、その性質上、使用が長期にわたることが予想されるものでないこと。</p> <p>(3) 使用する部分の数量は、その目的から考慮して最小限度のものであること。</p>			
標準処理期間	3週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日

ID: 170

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	権利譲渡の承認		
例規名 根拠条項	いなべ市法定外公共物管理条例 第12条		
例規番号	平成15年 条例第123号		
<p><b>【根拠条文】</b> (権利の譲渡) 第12条 許可に基づく権利は、市長の承認を受けなければ譲渡することができない。</p> <p><b>【基準】</b> 法定外公共物の使用の許可を譲渡できる基準は、使用等の許可基準に準じ次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用の目的及び使用方法又は設置される施設の構造が当該法定外公共物の目的及び用途を阻害するものでないこと。</p> <p>(2) 使用するために設置される施設は、その性質上、使用が長期にわたることが予想されるものでないこと。</p> <p>(3) 使用する部分の数量は、その目的から考慮して最小限度のものであること。</p> <p>(4) 許可に付した条件が、譲渡後も順守されること。</p> <p>(5) 当該許可に係る使用料等に未納がないこと。</p>			
標準処理期間	3週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日

ID: 173

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	いなべ市法定外公共物管理条例 第19条		
例規番号	平成15年 条例第123号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (使用料等の減免)                      第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 許可を受けた者が公共の用に供する目的で許可を受けたとき。                      (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文及びいなべ市法定外公共物管理条例施行規則第11条の規定による。                      (使用料等の減免)                      第11条 条例第19条の規定により使用料等を減額し、又は免除する場合及びその基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 他の地方公共団体又は地方道路公社が道路、水道又は下水道の用に供する場合 免除                      (2) 他の地方公共団体、水害予防組合又は土地改良区が次に掲げる用に供する場合で、営利を目的とせず、かつ、利益を上げないとき 免除                      ア 緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場その他これらに類する施設                      イ 保護を要する生活困窮者の収容                      ウ 災害発生時における応急対策の実施                      エ 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第2条第14号に規定する地震防災応急対策の実施                      (3) 国、他の地方公共団体又は公的団体が営利を目的としない事業の用に供する場合 免除                      (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1号に規定する認定電気通信事業者が設ける各戸引込線の用に供する場合 免除                      (5) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者(ガス小売事業を除く)が設けるガス管の用に供する場合 10パーセント減額                      (6) 使用許可物件である電柱又は電話柱を支えている支柱(支線を含む。)の用に供する場合 免除                      (7) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条第1号に規定する公営企業がその事業の用に供する場合 免除                      (8) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による公職選挙活動のために看板を設置する場合 免除                      (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が定める割合</p>			
標準処理期間	3週間		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成29年4月1日

ID: 174

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	用途廃止の承認		
例規名 根拠条項	いなべ市法定外公共物管理条例 第20条		
例規番号	平成15年 条例第123号		
<p><b>【根拠条文】</b> (用途廃止) 第20条 市長は、法定外公共物がその用途目的を喪失し、将来にわたり公共の用に供する必要がなくなった場合には、当該法定外公共物について行政財産の用途を廃止し、普通財産とするものとする。</p> <p>2 前項の規定により用途廃止を行う場合は、おおむね次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 現況において機能を喪失し、将来においても機能を回復する必要がない場合</p> <p>(2) 代替施設の設置により、存置の必要がなくなった場合</p> <p>(3) 地域開発等により、存置する必要がない場合</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、法定外公共物として存置する必要がないと認める場合</p> <p>3 第1項の規定により用途廃止を行う場合において、寄附採納を伴うときは、原則として次に掲げる場合に用途廃止を行うものとする。</p> <p>(1) 法定外公共物の用途廃止を認めるに当たり、当該法定外公共物に公共用としての用途がある等の理由により、その代替施設の設置が必要とされる場合</p> <p>(2) 前号の場合において、法定外公共物の代替施設として従前と同等以上の機能を有する施設を設置し、当該施設及びその敷地を法定外公共物として市に寄附するとき。</p> <p>(3) 水路にあっては、その機能の管理について留意されていると認める場合</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	4週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日

ID: 185

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	公共ます設置申請		
例規名 根拠条項	いなべ市下水道条例 第3条第2項		
例規番号	平成15年 条例第129号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (排水設備の設置義務等)  第3条  2 市は、公共ますを一の建築物(附属建物を含む。)の敷地又は一の事業用地について1箇所設置するものとする。ただし、開発行為に係るものを除く。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日以内		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 187

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	排水設備等の計画の確認（変更確認を含む。）（いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準用する場合を含む。）
例規名 根拠条項	いなべ市下水道条例 第6条
例規番号	平成15年 条例第129号

【根拠条文】

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備、水洗便所又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市長が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を届け出ることをもって足りる。

【基準】

排水設備等の計画の確認の基準は、いなべ市下水道条例施行規程第3条及び第4条の規定のとおりとする。

(排水設備等の構造等の基準)

第3条 条例第4条の規定により排水設備又は水洗便所(以下「排水設備等」という。)の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、条例で定めるほか、別表第1に定める構造基準によらなければならない。ただし、この基準により難い理由があるときは、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)の指示を受けなければならない。

(附帯設備)

第4条 排水設備の新設等を行おうとするときは、次に定めるところにより附帯設備を設けなければならない。

- (1) 防臭装置 汚水を流出する箇所
- (2) ごみよけ装置 固形物を含む汚水を排出する箇所
- (3) 油脂しゃ断装置 油脂類を多量に排出する箇所
- (4) 沈砂装置 土砂を多量に排出する箇所
- (5) 水洗便所の附帯装置
  - ア 逆流防止装置 大便器の洗浄にフラッシュバルブを使用する場合
  - イ 洗浄装置 小便器
- (6) ポンプ施設 地下室その他自然流下が十分でない箇所

別表第1 (第3条関係)

種別	排水設備等の構造基準
管渠 <small>きよ</small>	排水管の土かぶりは、建築物の敷地内では 20 センチメートル以上、建築物の敷地外では 60 センチメートル以上を標準とする。ただし、こ

ます	<p>れにより難しい場合に必要な防護を施した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 設置箇所 ますは、管渠の起点、終点、合流点及び屈曲点又は内径若しくは管種の異なる箇所又は勾配が著しく変化する箇所に設けること。ただし、清掃又は検査の容易な場所には枝付管又は曲管を用いることができる。</p> <p>(2) 間隔 ますは、管渠の直線部においては、内径の 120 倍以下の間隔内に設けること。</p> <p>(3) 大きさ ますは、内径又は内のりが 15 センチメートル以上の円形とし、管渠の内径及び埋設の深さに従って清掃又は検査に支障のない大きさとする。</p> <p>(4) 蓋、その他                  ア ますには密閉蓋を設けること。                  イ ますの底部は、接続する管渠の内径及び内のりに応じたインバートを設け、汚泥のたまらないようにすること。</p>		
防臭装置	<p>水洗便所、台所、浴室、洗濯場その他汚水の流出箇所には、防臭装置を取り付けること。防臭装置の封水がサイホン作用又は逆流によって破損するおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。</p>		
ごみよけ装置	<p>台所、浴室、洗濯場その他固形物を含む汚水を排出するおそれのある流し口には固形物の流下を阻止できる目幅の堅固なスクリーンを取り付けること。</p>		
油脂しゃ断装置	<p>油脂販売店、自動車修理工場、飲食店その他油脂類を多量に排出する場所の流し口には、油脂しゃ断装置を設けること。</p>		
沈砂装置	<p>洗車場その他土砂を多量に排出する場所には適当な砂たまりを設けること。</p>		
構造及び材料	<p>管渠及びますその他附属装置は、塩ビ製又は同等品で耐水性のものを用い、不浸透耐久構造とすること。</p>		
ポンプ施設	<p>地下室、その他下水の自然流下が十分でない場所における排水は、下水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。</p>		
水洗便所	<p>水洗便所は、便器内のし尿を公共下水道に支障なく排除するに足る圧力水を注流することができる構造とすること。</p>		
標準処理期間	10日以内		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日



ID: 190

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	検査済証の交付（いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準用する場合を含む。）		
例規名 根拠条項	いなべ市下水道条例 第15条第2項及び第16条第2項		
例規番号	平成15年 条例第129号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第15条</p> <p>2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、上下水道事業管理規程で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。</p> <p>(既設排水施設の検査)</p> <p>第16条</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>検査済証の交付をする基準は、いなべ市下水道条例施行規程第7条第3項の規定のとおりとする。</p> <p>(工事の完了届及び検査)</p> <p>第7条</p> <p>3 市長は、条例第15条第2項の規定により、排水設備等の工事の検査に適合すると認めるときは排水設備検査済証(様式第8号)を、除害施設の工事の検査に適合すると認めるときは除害施設検査済証(様式第9号)を交付する。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第15条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から7日以内にその旨を市長に届け出て、市職員の検査を受けなければならない。</p> <p>(既設排水施設の検査)</p> <p>第16条 既設の排水施設を排水設備として使用し、公共下水道に排除しようとする者は、市長の定めるところにより、市長に申請して当該排水施設の検査を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 194

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	占用の許可（いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準用する場合を含む。）
例規名 根拠条項	いなべ市下水道条例 第30条
例規番号	平成15年 条例第129号
<p><b>【根拠条文】</b>  (占用の許可)  第30条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、市長が定めるところにより、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置については<u>法第24条第1項</u>の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</p> <p><b>【基準】</b>  占有の許可の基準は、次のとおりとする。  (1) 公共下水道の管理上支障がないと認める場合  (2) 下水道法及び関係条例等の規定に抵触しないと認める場合  (3) 許可を受けた目的以外に占有するおそれがないと認める場合  (4) 占有物件の構造等により、公共下水道施設が破損するおそれがないと認める場合  (5) 利害関係者の同意書を得られると認める場合</p> <p>なお、公共下水道の管理上支障がないと認められ、かつ次の各号いずれかに該当する場合、下水道の敷地の占有の許可をすることがある。  (1) 運輸事業、電気、ガス供給事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合。  (2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合  (3) 国又は公法人の事務遂行上、占有させることが必要と認められる場合  (4) 下水道の敷地を利用しなければ、水道・ガス等の供給確保が困難であり、下水道の敷地を占有させることがやむを得ないと認められる場合  (5) その他本市の事務事業上やむを得ないと認められる場合</p> <p><u>下水道法第24条第1項</u>  (行為の制限等)  第24条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。  1 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。))。</p>	
標準処理期間	14日以内
備考	

設 定 年 月 日	平成 19 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日

ID: 195

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	権利の譲渡等の承認（いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準用する場合を含む。）		
例規名 根拠条項	いなべ市下水道条例 第32条ただし書		
例規番号	平成15年 条例第129号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (権利の譲渡等の禁止)  第32条 <u>前条</u>の規定による許可を受けて公共下水道の敷地又は排水施設を占用する者は、その権利を他に譲渡又は転貸してはならない。ただし、市長が定めるところにより市長に申請して承認を受けたときは、この限りではない。</p> <p><b>【基準】</b>  権利の譲渡等の承認の基準は、次のいずれにも該当しないこととする。  (1) 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。  (2) 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p> <p><u>前条</u>  (軽微な変更に係る届出)  第31条 <u>令第16条各号</u>に掲げる軽微な行為をしようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。</p> <p><u>下水道法施行令第16条各号</u>  第16条 法第24条第1項に規定する政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものを設ける行為で、次条第1号ニ本文及びホ、第2号イ及びホ並びに第3号イ及びニの規定に適合するものとする。  1 内径が28ミリメートル以下の水道の給水管又はガスの導管  2 100ボルト以下の電圧で電気を伝送する電線  3 主として歩行者の通行の用に供する橋又は踏板で取りはずしの容易なもの</p>			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID: 200

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	水質暫定管理責任者の承認（いなべ市農業集落排水処理施設条例施行規程第4条において準用する場合を含む。）		
例規名 根拠条項	いなべ市下水道条例施行規程 第12条第2項		
例規番号	平成31年上下水道事業管理規程第1号		
<p><b>【根拠条文】</b> （水質管理責任者の資格）</p> <p>第12条 条例第20条に規定する水質管理責任者の資格は、除害施設等を設置する事業所に勤務している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第7条第1項に規定する公害防止管理者（水質関係第1種から第4種までの有資格者に限る。）の資格を有する者</p> <p>(2) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3に規定する資格を有する者</p> <p>(3) 市長が指定する講習の課程を終了した者</p> <p>2 市長は、事業所に前項各号に掲げる資格を有する者がいないときは同項の規定にかかわらず、市長が承認した者を水質管理責任者とみなすことができる。この場合において、水質管理責任者とみなす期間は、市長が承認後初めて行う同項第3号に規定する講習の終了するときまでとする。</p> <p>3 前項に規定する承認を受けようとする者は、水質暫定管理責任者承認申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項第3号に規定する講習に関して必要な事項は、市長が定める。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	14日以内		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID: 205

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	負担金の徴収猶予（いなべ市農業集落排水事業負担金徴収条例第6条において準用する場合を含む。）														
例規名 根拠条項	いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例 第7条														
例規番号	平成15年 条例第133号														
<p><b>【根拠条文】</b>                  （負担金の徴収猶予）                  第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、受益者がその負担金を納付することが困難であると認められるときは、その徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者がその財産につき、災害を受け又は盗難にあったこと。                  (2) 受益者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。                  (3) 前2号に掲げるもののほか、特に徴収を猶予する必要があると認められること。</p> <p><b>【基準】</b>                  いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程別表第1（第8条関係）                  下水道事業受益者負担金徴収猶予基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収猶予項目</th> <th>猶予期間</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 受益者がその財産につき、災害を受け又は盗難にかかったこと。</td> <td>納期限後1年以内</td> <td>公の罹災証明又は警察の盗難届証明を添付すること。</td> </tr> <tr> <td>2 受益者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。</td> <td>納期限後1年以内</td> <td>医師の診断書を添付すること。</td> </tr> <tr> <td>3 前2号に掲げるもののほか、特に徴収を猶予する必要があると認められること。</td> <td>市長の認定する期間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				徴収猶予項目	猶予期間	摘要	1 受益者がその財産につき、災害を受け又は盗難にかかったこと。	納期限後1年以内	公の罹災証明又は警察の盗難届証明を添付すること。	2 受益者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。	納期限後1年以内	医師の診断書を添付すること。	3 前2号に掲げるもののほか、特に徴収を猶予する必要があると認められること。	市長の認定する期間	
徴収猶予項目	猶予期間	摘要													
1 受益者がその財産につき、災害を受け又は盗難にかかったこと。	納期限後1年以内	公の罹災証明又は警察の盗難届証明を添付すること。													
2 受益者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。	納期限後1年以内	医師の診断書を添付すること。													
3 前2号に掲げるもののほか、特に徴収を猶予する必要があると認められること。	市長の認定する期間														
標準処理期間	1箇月														
備考															
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日												

ID: 206

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	負担金の減免（いなべ市農業集落排水事業負担金徴収条例第6条において準用する場合を含む。）		
例規名 根拠条項	いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例 第8条		
例規番号	平成15年 条例第133号		
<p><b>【根拠条文】</b>            （負担金の減免）            第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者のうち、市長において特に必要があると認める場合については、当該受益者の負担金減免申請に基づき負担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 公の生活扶助を受けている受益者又はその他これに準ずる特別な事情があると認められる受益者</p> <p>(2) 公益のため使用する施設(有料で使用するものを除く。)の受益者</p> <p>(3) いなべ市下水道条例第3条第4項に規定する開発行為を行い、これに要する全ての経費を負担し、かつ、市に当該開発行為に係る施設を寄贈した受益者</p> <p>(4) 市長が特に必要と認める場合</p> <p><b>【基準】</b>            いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程別表第2（第10条関係）            下水道事業受益者負担金減免基準</p>			
該当する受益者	対象施設	主な用途	減免率 %
国又は地方公共団体が所有し、又は使用する施設の受益者（管理者又は職員等が住居に使用する施設を除く。）	一般庁舎	裁判所、警察署、県庁舎、市役所等一般庁舎	50
	学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する学校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園	75
	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業施設	社会福祉事務所、母子生活支援施設、児童養護施設、老人ホーム、保育所等	75
	警察法務収容施設	刑務所、拘置所、少年院等	75
	病院及び療養所	国立病院、県立病院、市立病院	25
	公務員宿舎	有料の国家公務員宿舎、有料の地方公務員宿舎	25
地方公共団体が所有し、又は使用する施設の受益者	遺跡、史跡保存施設	遺跡、史跡等	50
	その他公有財産（公営住宅を除く。）	図書館、公民館、体育館、資料館、市民ホール、博物館等	50
国又は地方公共団体が所有し、又は使用する施設で、企業に属する行政	国有林野特別会計に属する行政財産及び公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づ	水道事業、電気事業、ガス事業	25

財産に係る施設の受益者	く企業用施設		
国又は地方公共団体が、公共の用に供することを決定している施設の受益者	公衆の自由使用に供されるもの	道路、公園、河川、水路等	100
生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者	一般住宅等	一般住宅等	100
国等が指定した文化財に係る施設の受益者	文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により指定された文化財保存のための施設	遺跡、史跡、保存用地等	100
国等以外のものが設置する学校等の施設の受益者（管理者、職員等が住居に使用する施設を除く。）	私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置し、管理する施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園	75
一般社団法人及び一般財団法人が開設する医療機関の施設の受益者	医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する医療機関の施設	病院、診療所	75
国等以外の社会福祉法人が事業のために設置する施設の受益者（管理者、職員等が住居に使用する施設を除く。）	社会福祉法第2条に規定する事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設	母子生活支援施設、児童養護施設、老人ホーム、保育所等	75
児童厚生施設の受益者	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設	児童遊園、児童館	100
宗教法人が所有する施設の受益者（管理人等が住居に使用する施設を除く。）	宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条各号に掲げる団体が同条の規定する目的のために使用する施設	神社、寺院、教会、修道院、その他これに類する施設	75
宗教法人以外の者が所有する小規模な寺社寺院の受益者	市民の集会や祭事のために使用されている施設	神社、寺院等	75
墓地の受益者	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条に規定する施設	墓地	100
自治会が所有し、又は使用している施設の受益者（管理人等が住居に使用する施設を除く。）	自治会管理施設	公民館、集会所等	100
		消防器具、備品等の格納庫	50



事業のため土地、物件、 労力又は金銭を提供し た受益者			提供され た土地、 物件、労 力又は金 銭に対応 する範囲
その他実情に応じて減 免することが必要と認 められる受益者	その他状況に応じて管理者 が定める	その他状況に応じて管理者 が定める	市長が定 める率
標準処理期間	14日以内		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 188

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	排水設備指定工事店の指定（指定更新を含む。）		
例規名 根拠条項	いなべ市下水道条例 第8条第1項		
例規番号	平成15年 条例第129号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(指定の申請)</p> <p>第8条 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>第9条第1項の規定による。</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第9条 市長は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属している者であること。</p> <p>(2) 市長が定める機械器具を有する者であること。</p> <p>(3) 三重県内に営業所がある者であること。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 第14条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</p> <p>ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの</p>			
標準処理期間	45日以内（新規）、90日以内（更新）		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID: 203

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	使用料の納期限の延長及び減免（いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準用する場合を含む。）
例規名 根拠条項	いなべ市下水道条例 第25条の8
例規番号	平成15年 条例第129号

## 【根拠条文】

(使用料の納期限の延長及び減免)

第25条の8 市長は、天災その他特別の事情がある場合において使用料の納期限を延長又は減免を必要とする者、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受ける者及びこれに準ずる者その他特別の事情のある者に限り、使用料の納期限の延長をし、若しくはこれを減額し、又は免除することができる。

## 【基準】

- 1 使用料の納期限の延長の対象者の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、罹災証明書の交付を受けた者
  - (2) 生活保護法による保護を受ける者及びこれに準ずる者
- 2 下水道使用料の軽減又は免除（以下「減免」という）の対象者の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、罹災証明書の交付を受けた者
  - (2) 漏水を原因とした汚水量を含む使用料の賦課を受けた者
- 3 使用料の減免の対象とならないものは、次のとおりとする。
  - (1) 下水道使用者等又は第三者の故意又は過失による漏水
  - (2) 下水道使用者等が漏水の事実を認知しながら、正当な理由なく修繕その他の必要な措置を怠ったときの漏水
  - (3) 過去1年以内に修理し、下水道使用料軽減又は免除措置を受けた箇所と同一の箇所からの漏水
  - (4) 軽減又は免除対象の使用期間（検針日から翌検針日）の下水道使用料が未納である漏水。ただし、申請者が軽減後の下水道使用料で納付約束をした場合は除く。
  - (5) 計算汚水量が認定汚水量を超えない漏水
  - (6) 下水道管への流入が認められる漏水
- 4 下水道使用料の減免ができる場合の取扱いに関する基準は、次のとおりとする。
  - (1) 減免の対象となる使用期間は、1使用期間とし、継続してこれを対象としないものとする。
  - (2) 漏水による減免は、漏水修理をした月の下水道使用料に対して行う。ただし、漏水が複数の使用期間にかかる場合においては、漏水の時期、下水道使用の経過、実績等を勘案し、対象となる使用期間を特定する。
- 5 認定汚水量の計算方法
  - (1) 認定汚水量は、減免対象使用期間の前3使用期間の汚水量と前年同使用期間の汚水量とを比

較し、多い方とする。ただし、前年同使用期間が存在しない場合は、前3使用期間の平均汚水量とする。

(2) 漏水が複数の使用期間に係る場合において、前述(1)の計算により認定汚水量を算出し難いときは、漏水修理が完了したと認められる直後2使用期間の平均を認定汚水量とする。

(3) 認定汚水量が前述(1)及び(2)の計算により得難い場合は、過去の使用実績等を勘案し、別に算出したものを認定汚水量とする。

(4) 認定汚水量に1 m<sup>3</sup>未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 減免汚水量の計算方法

減免汚水量の計算は、減免対象使用期間の使用汚水量から認定汚水量を差し引くことにより行う。

7 下水道使用料減免の方法

漏水による減免は漏水対象使用期間の下水道使用料から減免汚水量にて算出した下水道使用料を差し引くことにより行う。

標準処理期間	漏水8箇月 その他1箇月		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID: 213

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	料金等の軽減又は免除等及び放棄
例規名 根拠条項	いなべ市給水条例 第37条
例規番号	平成15年 条例第137号
<p><b>【根拠条文】</b>  (料金等の軽減又は免除等及び放棄)  第37条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、工事負担金、手数料その他この条例によって納入すべき金額を軽減、免除、分納又は延納することができる。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例によって納入すべき料金等を放棄することができる。</p> <p>(1) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条その他の法令の規定により債務者が料金等につきその責任を免れた場合</p> <p>(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、徴収の見込みがないと認められる場合</p> <p>(3) 債務者が死亡し、その相続について民法(明治29年法律第89号)第919条第4項に規定する限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき、又は料金等に優先して弁済を受けるものの債権の金額に満たないと認められる場合</p> <p>(4) 消滅時効に係る時効期間が経過し、債務者の存在が不明又は資力が無く徴収の見込みがないと認められる場合</p>	
<p><b>【基準】</b>  根拠条文及びいなべ市給水条例施行規程第24条の規定による。</p> <p>第24条第1項第1号に該当するものは次のとおり。</p> <p>暴風 豪雨 豪雪 洪水 地震その他異常な自然現象または火災による給水装置の故障、破損したことに起因する料金</p> <p>第24条第1項第2号に該当するものは次のとおり。</p> <p>(1)埋設管からの漏水</p> <p>(2)床下からの漏水</p> <p>(3)壁体又は壁裏における漏水</p> <p>第24条第1項第2号に該当しないものは次のとおり。</p> <p>(1)水道使用者等又は第三者の故意又は過失による漏水</p> <p>(2)水道使用者等が漏水の事実を認知しながら、正当な理由なく修繕その他の必要な措置を怠ったときの漏水</p> <p>(3)指定給水装置工事事業者以外が修理した漏水</p> <p>(4)給水栓、受水槽等のボールタップ装置、その他これに類する給水装置の故障、破損箇所からの漏水</p> <p>(5)過去1年以内に修理し、水道料金軽減又は免除措置を受けた箇所と同一の箇所からの漏水</p> <p>(6)軽減又は免除対象の使用期間(検針日から翌検針日)の水道料金が未納である漏水。ただし、申請者が軽減後の水道料金で納付約束をした場合は除く。</p> <p>(7)計算水量が認定使用水量を超えない漏水</p>	

いなべ市給水条例施行規程第24条第1項第2号の規定に該当し、水道料金の軽減又は免除(以下「減免」という)ができる場合の取扱いに関する基準

(水道料金減免の対象となる使用期間)

- (1)減免の対象となる使用期間は、1使用期間とし、継続してこれを対象としないものとする。
- (2)漏水による減免は、漏水修理をした月の水道料金に対して行う。ただし、漏水が複数の使用期間にかかる場合においては、漏水の時期、水道使用の経過、実績等を勘案し、対象となる使用期間を特定する。

(認定使用水量(漏水をしていなかったと仮定した場合の使用水量)の計算方法)

- (1)認定使用水量は、減免対象使用期間の前3使用期間の使用平均水量と前年同使用期間の使用水量とを比較し、少ない方とする。(ただし前年同使用期間が存在しない場合は前3使用期間の使用平均水量とする。)
- (2)漏水が複数の使用期間に係る場合において、前述(1)の計算により認定使用水量を算出し難いときは、漏水修理が完了したと認められる直後2使用期間の平均を認定使用水量とする。
- (3)認定使用水量が前述(1)及び(2)の計算により得難い場合は、過去の使用実績等を勘案し、別に算出したものを認定使用水量とする。
- (4)認定使用水量に1 m<sup>3</sup>未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(漏水水量の計算方法)

漏水水量は上記で算出した認定使用水量を漏水対象使用期間から差し引いた水量の2分の1とする。この場合の1 m<sup>3</sup>未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(減免水量の計算方法)

減免水量の計算は認定使用水量に漏水水量を加算することによって行う。

(水道料金減免の方法)

漏水による減免は漏水対象使用期間の水道料金から減免水量にて算出した水道料金を差し引くことによって行う。

標準処理期間	240日		
備考	8箇月(施行規程第24条.第1項第2号の規定による減免申請の場合) その他設定なし		
設定年月日	平成25年8月9日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 215

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	指定工事業者の指定		
例規名 根拠条項	いなべ市指定給水装置工事事業者規程 第4条第1項		
例規番号	平成15年 水道管理規程第4号		
<p><b>【根拠条文】</b> (指定の申請) 第4条 給水条例第8条の指定は、給水装置工事業を行う者の申請により行う。 2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名 (2) 給水条例第2条に定める給水区域において給水装置工事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号 (3) 給水装置工事業を行うための機械器具の名称、性能及び数 (4) 事業の範囲 3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。 (1) 次条第1項第3号のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 (2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し 4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。</p> <p><b>【基準】</b> 第5条の規定による。 (指定の基準) 第5条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 (1) 事業所ごとに、第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。 (2) 次に定める機械器具を有する者であること。 ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に、行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 エ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者 オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 カ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの (4) 給水条例第34条第1項第2号又は第3号による手数料を納めていること。</p>			
標準処理期間	45日（新規）、90日（更新）		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 2609

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	水道メーターの設置個数に対する決定		
例規名 根拠条項	いなべ市給水条例 第19条第2項		
例規番号	平成15年 条例第137号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (給水装置の新設等の申込み)                  第19条第2項 メーターは給水装置に設置し、その位置は市長が定める。</p> <p><b>【基準】</b>                  いなべ市給水条例施行規程第11条第1項及び第2項の規定による。                  (建築物の定義)                  第11条第1項及び第2項における建築物とは次のとおり。                  いなべ市給水条例(平成15年12月1日いなべ市条例第137号。)第3条に規定する給水装置を有している建物のこと。</p> <p>(敷地の定義)                  第11条第2項における敷地とは次のとおり。                  同一の土地利用目的により一体的に利用する区画全体のこと。</p> <p>(メーター設置個数の上限)                  第11条第1項及び第2項によるメーター設置個数の上限は次のとおり。                  (1) 建築物数が1のとき、メーター設置数の上限は、1個とする。                  (2) 建築物数が2以上かつ使用者数が1かつ敷地数が1のとき、メーター設置個数の上限は、1個とする。                  (3) 建築物数が2以上かつ使用者数が1かつ敷地数が2以上のとき、メーター設置個数の上限は、建築物数または敷地数のうち少ない方とする。                  (4) 建築物数が2以上かつ使用者数が2以上かつ敷地数が1のとき、メーター設置個数の上限は、建築物数または使用者数のうち少ない方とする。                  (5) 建築物を持たない敷地の場合、メーター設置数の上限は、敷地数を上限とした個数とする。                  (6) 上記(1)から(5)によらない場合は、その都度当該申請者と協議のうえメーター設置個数の上限を決定する。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成26年8月18日	最終変更年月日	平成 年 月 日



ID: 65

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	利用の許可
例規名 根拠条項	いなべ市学校施設の利用に関する条例 第2条
例規番号	平成15年 条例第84号
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第2条 学校施設の利用は、学校教育に支障を来たさない範囲において、住民の公共的利用を目的とした場合に限り許可するものとし、営利を目的とする興行的利用は一切許可しない。</p> <p>2 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、あらかじめいなべ市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1 利用の許可をする基準(住民の公共的利用を目的とした場合)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合</p> <p>(2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合</p> <p>(3) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合</p> <p>(4) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合</p> <p>2 学校施設の目的外利用の許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法令によって使用を認められているもの</p> <p>(2) 官公署及び之に準ずる公共的性質を有する団体の主催し又は後援する行事</p> <p>(3) P T A及び学校同窓会が主催する行事</p> <p>(4) 社会教育法第5条に規定する諸行事に適合するもの</p> <p>(5) 協同組合、同業組合、労働組合等の組合員のみで組合会合</p> <p><u>社会教育法第5条</u> (市町村の教育委員会の事務) 第5条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。</p> <p>1 社会教育に必要な援助を行うこと。</p> <p>2 社会教育委員の委嘱に関すること。</p> <p>3 公民館の設置及び管理に関すること。</p> <p>4 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。</p> <p>5 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。</p> <p>6 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。</p> <p>7 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。</p> <p>8 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。</p>	

- 9 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 10 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 11 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 12 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 13 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 14 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 15 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 16 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 17 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 18 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 19 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

3 利用の許可をしない範囲の基準は次のとおりとする。

- (1) 学校施設の管理上支障が認められるとき。
- (2) 営利を目的とする活動のための使用と認められるとき。
- (3) 宗教的な活動のための使用と認められるとき。
- (4) 政治的な活動のための使用と認められるとき。ただし、公職選挙法その他法令の定めのあるときを除く。
- (4) 公の支配の属しない慈悲、教育又は博愛の活動のための使用と認められるとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)

標準処理期間	3日 (条例3条2項)
--------	-------------

備考	<p>【関連部署】学校教育課及び生涯学習課 (学校施設利用の許可)</p> <p>第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。</p>
----	---

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

ID: 68

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	使用料の減免										
例規名 根拠条項	いなべ市学校施設の利用に関する条例 第6条										
例規番号	平成15年 条例第84号										
<p><b>【根拠条文】</b>                  (使用料の減免)                  第6条 <u>前条の規定</u>による使用料は、市長が特に必要と認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>前条の規定</u>                  (使用料)                  第5条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない</p> <p><b>【基準】</b>                  1 使用料の減免基準は、いなべ市教育委員会所管体育施設使用料の減額及び免除に関する要綱第3条及び教育委員会所管体育施設使用料の減免に関する内規第2条の規定に基づくものとする。</p> <p><u>いなべ市教育委員会所管体育施設使用料の減額及び免除に関する要綱</u>                  (減免の対象)                  第3条 教育委員会所管体育施設の使用料の減免を受けることができる者又は減免の対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。                  (1) いなべ市、いなべ市教育委員会及び市内公共団体(全額免除)                  (2) いなべ市又はいなべ市教育委員会が設置する教育機関等(全額免除)                  (3) <u>社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に定義する活動を行う市内社会教育関係団体等</u>(全額免除)                  (4) いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務等遂行するために教育委員会所管体育施設を利用する場合(全額免除)                  (5) その他市長又は教育委員会が使用料の減免が特に必要と認めたもの(全額免除又は半額免除)</p> <p><u>社会教育法第2条の定義</u>                  (社会教育の定義)                  第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。</p> <p><u>教育委員会所管体育施設使用料の減免に関する内規</u>                  (減免の対象)                  第2条 要綱第3条第1号から第5号までに規定する減免対象団体等は、<u>別表</u>に掲げるものとする。                  別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td>市役所、教育委員会事務局、行政委員会(執行機関)、行政機関、附属機関及び消防・防災機関</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>小学校、中学校、幼児教育センター、教育研究所、保育所及び子育て支援センター</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>体育協会(各種専門部を除く。)、スポーツ少年団、レクリエーション協会、文化協会、青少年育成市民会議、子ども会連合会、PTA組織及び老人クラブ連合会</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>産業経済団体、厚生社会事業団体、文化事業団体、公法人、民法法人、学校法人、NPO法人及びボランティア団体等 これらの団体が、いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務を教育委員会所管体育施設で実施する場合の利用</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>障害者及びこれらの者で構成する団体(全額免除)、いなべ総合学園高等学校(全額免</td> </tr> </table>		第1号	市役所、教育委員会事務局、行政委員会(執行機関)、行政機関、附属機関及び消防・防災機関	第2号	小学校、中学校、幼児教育センター、教育研究所、保育所及び子育て支援センター	第3号	体育協会(各種専門部を除く。)、スポーツ少年団、レクリエーション協会、文化協会、青少年育成市民会議、子ども会連合会、PTA組織及び老人クラブ連合会	第4号	産業経済団体、厚生社会事業団体、文化事業団体、公法人、民法法人、学校法人、NPO法人及びボランティア団体等 これらの団体が、いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務を教育委員会所管体育施設で実施する場合の利用	第5号	障害者及びこれらの者で構成する団体(全額免除)、いなべ総合学園高等学校(全額免
第1号	市役所、教育委員会事務局、行政委員会(執行機関)、行政機関、附属機関及び消防・防災機関										
第2号	小学校、中学校、幼児教育センター、教育研究所、保育所及び子育て支援センター										
第3号	体育協会(各種専門部を除く。)、スポーツ少年団、レクリエーション協会、文化協会、青少年育成市民会議、子ども会連合会、PTA組織及び老人クラブ連合会										
第4号	産業経済団体、厚生社会事業団体、文化事業団体、公法人、民法法人、学校法人、NPO法人及びボランティア団体等 これらの団体が、いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務を教育委員会所管体育施設で実施する場合の利用										
第5号	障害者及びこれらの者で構成する団体(全額免除)、いなべ総合学園高等学校(全額免										

除)、中学校及び高等学校体育連盟（全額免除） 体育協会専門部（半額免除）、60歳以上の者及びこれらの者で構成する団体（半額免除）、学校のクラブ活動等を補完する目的で構成する市内の児童生徒の団体（半額免除）、社団法人元気クラブいなべ会員（半額免除） ゲートボール協会、グラウンドゴルフ協会、ユニカール協会（全額免除又は半額免除）、その他市長又は教育委員会が使用料の減免が特に必要と認めたもの（全額免除又は半額免除）			
2 使用料の減免を許可しない基準は、いなべ市教育委員会所管体育施設使用料の減額及び免除に関する要綱第4条の規定に基づくものとする。			
いなべ市教育委員会所管体育施設使用料の減額及び免除に関する要綱 （適用除外） 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用料の減免は行わない。 (1) 体育施設条例第9条別表その2及び学校施設利用条例第5条別表に準拠して徴収する午後10時から翌日午前9時までの利用に係る使用料 (2) 体育施設条例第9条別表その2及び学校施設利用条例第5条別表に掲げる夜間料金から昼間料金を差引いた使用料の差額			
標準処理期間	15日以内		
備考	いなべ市教育委員会所管体育施設使用料の減額及び免除に関する要綱第1条の規定抜粋 いなべ市体育施設及びいなべ市学校施設(以下「教育委員会所管体育施設」という。)		
【関連部署】 学校教育課及び生涯学習課			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 69

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	いなべ市学校施設の利用に関する条例 第7条ただし書		
例規番号	平成15年 条例第84号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の不還付)  第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。  (1) 利用者の責めに帰することができない理由によって利用が不能となった場合  (2) 第4条第1項第4号により利用の許可が取り消された場合  (3) 利用日の前日までに利用の中止の申出があり、教育委員会がこれについて相当の理由があると認めた場合</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。  第7条第1号に規定する利用者の責めに帰することができない理由とは、次のとおりとする。  (1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。  (2) 天災等若しくはこれに類する事由により施設を利用することができないとき。</p> <p><u>第4条第1項第4号</u>  (利用の許可の取消し)  第4条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。  (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が学校施設の維持管理、保全及び運営上必要と認めるとき。</p>			
標準処理期間	15日以内		
備考	<p><b>【関連部署】</b> 学校教育課及び生涯学習課</p>		
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 223

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	会議の傍聴の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市教育委員会会議傍聴人規則 第2条		
例規番号	平成15年 教育委員会規則第3号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (傍聴の許可)  第2条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、開会前までに、自己の住所、氏名その他教育委員会委員長(以下「委員長」という。)が必要と認める事項を告げて、委員長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 傍聴人の人数は、傍聴席の状況により、委員長が定める。</p> <p>3 傍聴の許可は、先着順に行うものとする。</p> (傍聴できない者) 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。 <p>(1) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が傍聴を不相当と認める者</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日(即日)		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID:2811

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	就学援助費の支給認定		
例規名 根拠条項	いなべ市就学援助費支給条例 第6条		
例規番号	平成27年 条例第17号		
<p><b>【根拠条文】</b> (支給の認定)</p> <p>第6条 教育委員会は、<u>前条の規定</u>による申請を受けたときは、その内容を審査し、就学援助費の支給の認定の可否を決定し、その旨を当該申請者及び学校長へ通知するものとする。</p> <p><u>前条の規定</u> (就学援助費の支給の申請)</p> <p>第5条 就学援助費の支給を受けようとする者は、毎年度、教育委員会が指定する日までに教育委員会規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、転入した者又は年度の途中から就学援助費の支給を受けようとする者は、随時申請することができる。</p> <p><b>【基準】</b> (支給対象者)</p> <p>第3条 就学援助費の支給対象者は、いなべ市に居住し、又は住所を有する児童若しくは生徒又は就学予定者の保護者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者</p> <p>(2) 生活保護法に基づく保護の廃止又は停止の措置を受けた者(前年度に廃止又は停止の措置を受けた者を含む。)</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、次に掲げるいずれかの特別の事情により就学困難な理由があると教育委員会が認めた者</p> <p>ア 震災、火災その他の災害により、児童生徒の保護者の世帯が被災したとき。</p> <p>イ 児童又は生徒の保護者の収入が、失業、倒産等により著しく減少したとき。</p> <p>ウ 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるとき。</p>			
標準処理期間	申請書を受理した日から起算して30日以内		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID: 31

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	公民館利用の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市公民館条例 第4条第1項		
例規番号	平成15年 条例第75号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第4条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめいなべ市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、公民館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 1 利用の許可の基準は、次のとおりとする。 (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。 (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。 (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。) (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。 (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。) (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。) (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。 (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。 (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条) (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合</p> <p>2 利用の許可をしない基準は、条例第5条の規定のとおりとする (利用の制限) 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の利用を許可しないものとする。 (1) 法令の規定に違反して利用しようとし、又は利用したとき。 (2) 利用のための手続に違反したとき。 (3) 利用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。 (4) 利用に関して係員の指示に違反し、又は利用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。</p>			
標準処理期間	15日以内		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日



ID: 34

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	公民館使用料の減免								
例規名 根拠条項	いなべ市公民館条例 第8条								
例規番号	平成15年 条例第75号								
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第8条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 使用料の減免基準は、いなべ市教育委員会所管文化施設使用料減免要綱第3条及び教育委員会所管文化施設使用料減免に関する内規第2条の規定に基づくものとする。</p> <p><u>いなべ市教育委員会所管文化施設使用料減免要綱</u> (減免の対象) 第3条 教育委員会所管文化施設の使用料の減免を受けることができる者又は減免の対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。 (1) いなべ市、いなべ市教育委員会及び市内公共団体(全額免除) (2) いなべ市又はいなべ市教育委員会が設置する教育機関等(全額免除) (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に定義する活動を行う市内社会教育関係団体等(全額免除) (4) 公共的団体等又は公益法人がいなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務等遂行のために教育委員会所管文化施設を利用する場合(全額免除) (5) その他市長又は教育委員会が使用料の減免が特に必要と認めたもの(全額免除又は半額免除)</p> <p><u>教育委員会所管文化施設使用料減免に関する内規</u> (減免の対象) 第2条 要綱第3条第1号から第4号までに規定する減免対象団体等は、別表に掲げるものとする別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td>市役所、教育委員会事務局、行政委員会(執行機関)、行政機関、附属機関、消防・防災機関、財産区、土地改良区等公共組合</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>小学校、中学校、幼稚園、教育研究所、保育所</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>文化協会、青少年育成市民会議、子ども会連合会、和太鼓協会、PTA組織、体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会等</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>産業経済団体、厚生社会事業団体、文化事業団体、公法人、民法法人、学校法人、NPO法人、中間法人、ボランティア団体等 これらの団体が、いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務を教育委員会所管文化施設で実施する場合の利用</td> </tr> </table>		第1号	市役所、教育委員会事務局、行政委員会(執行機関)、行政機関、附属機関、消防・防災機関、財産区、土地改良区等公共組合	第2号	小学校、中学校、幼稚園、教育研究所、保育所	第3号	文化協会、青少年育成市民会議、子ども会連合会、和太鼓協会、PTA組織、体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会等	第4号	産業経済団体、厚生社会事業団体、文化事業団体、公法人、民法法人、学校法人、NPO法人、中間法人、ボランティア団体等 これらの団体が、いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務を教育委員会所管文化施設で実施する場合の利用
第1号	市役所、教育委員会事務局、行政委員会(執行機関)、行政機関、附属機関、消防・防災機関、財産区、土地改良区等公共組合								
第2号	小学校、中学校、幼稚園、教育研究所、保育所								
第3号	文化協会、青少年育成市民会議、子ども会連合会、和太鼓協会、PTA組織、体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会等								
第4号	産業経済団体、厚生社会事業団体、文化事業団体、公法人、民法法人、学校法人、NPO法人、中間法人、ボランティア団体等 これらの団体が、いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務を教育委員会所管文化施設で実施する場合の利用								
標準処理期間	15日以内								
備考	いなべ市教育委員会所管文化施設使用料減免要綱第1条の規定抜粋 いなべ市大安公民館、いなべ市北勢市民会館、いなべ市員弁コミュニティプラザ及びいなべ市藤原文化センター(以下「教育委員会所管文化施設」という。)								

設 定 年 月 日	平成 19 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 35

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	公民館使用料の還付承認																						
例規名 根拠条項	いなべ市公民館条例 第9条ただし書																						
例規番号	平成15年 条例第75号																						
<p><b>【根拠条文】</b>                      (使用料の不還付)                      第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、全部又は一部を還付できる。</p> <p><b>【基準】</b>                      いなべ市公民館管理規則第10条の規定による。                      (使用料の還付)                      第11条 公民館条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付の割合は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 災害、施設管理上の理由その他利用者の責めによらない理由で利用できないとき 100分の100</p> <p>(2) 利用変更を許可された場合において既納使用料に過納金が発生したとき 過納金の100分の100</p> <p>(3) 次表に掲げる日までに利用者が利用の取消しを申請し、教育委員会が許可したとき</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">ホール</th> <th colspan="2">その他の施設</th> </tr> <tr> <th>利用までの日数</th> <th>還付の割合</th> <th>利用までの日数</th> <th>還付の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90日前まで</td> <td>100分の70</td> <td>30日前まで</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>60日前まで</td> <td>100分の50</td> <td>7日前まで</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>30日前まで</td> <td>100分の30</td> <td>3日前まで</td> <td>100分の50</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、いなべ市文化施設等使用料還付申請書(様式第5号)に変更・取消許可書を添えて、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の申請があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、いなべ市文化施設等使用料還付決定通知書(様式第6号)を交付する。</p>				ホール		その他の施設		利用までの日数	還付の割合	利用までの日数	還付の割合	90日前まで	100分の70	30日前まで	100分の100	60日前まで	100分の50	7日前まで	100分の80	30日前まで	100分の30	3日前まで	100分の50
ホール		その他の施設																					
利用までの日数	還付の割合	利用までの日数	還付の割合																				
90日前まで	100分の70	30日前まで	100分の100																				
60日前まで	100分の50	7日前まで	100分の80																				
30日前まで	100分の30	3日前まで	100分の50																				
標準処理期間	15日以内																						
備考																							
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成23年4月1日																				

ID: 38

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	図書館利用カードの交付		
例規名 根拠条項	いなべ市図書館条例施行規則 第4条第3項		
例規番号	平成15年 教育委員会規則第17号		
<p><b>【根拠条文】</b> (登録等)</p> <p>第4条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用者カード申込書(様式第1号)を館長(条例第4条に規定する館長をいう。以下同じ。)に提出し、登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みには、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるものを提示又は提出しなければならない。</p> <p>(1) 個人 本人であることを証明する書類</p> <p>(2) 団体 会員名簿等</p> <p>3 館長は、第1項の登録をしたときは、当該登録申込者に図書館利用カード(様式第2号。以下「カード」という。)を交付するものとする。</p> <p>4 第1項の登録を受けた者は、登録事項に異動が生じたとき又はカードを紛失し、若しくは損傷したときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	即日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 39

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化施設利用の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市文化施設条例 第4条第1項		
例規番号	平成15年 条例第77号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第4条 文化施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめいなべ市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、文化施設の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1 利用の許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。</p> <p>(2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。</p> <p>(3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。</p> <p>(5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。</p> <p>(8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。</p> <p>(9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)</p> <p>(10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合</p> <p>2 利用の許可をしない基準は、条例第5条の規定のとおりとする (利用の制限) 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化施設の利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設、設備器具等を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設の保全又は管理上支障をきたすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めたとき。</p>			
標準処理期間	15日以内		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 40

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	特別設備設置による文化施設利用の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市文化施設条例 第7条		
例規番号	平成15年 条例第77号		
<p><b>【根拠条文】</b> (設備等の利用) 第7条 利用者は、特別な設備をして利用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 1 利用の許可の基準（特別な設備をして利用をする）は、次のとおりとする。 (1) 市民の文化、芸術及び生涯教育の増進並びに地域の活性化を図るために開催されるイベント等で、いなべ市文化施設条例第5条に規定する利用の制限のいずれにも該当しないこと。 (2) 法令によって使用を認められていること。 (3) 施設の安全管理上の問題がないことを利用内容に応じて総合的に勘案し、教育委員会が適当と認めたとき。</p> <p>2 利用の許可をしない基準は、同条例第5条の規定のとおりとする (利用の制限) 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化施設の利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設、設備器具等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 施設の保全又は管理上支障をきたすおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めたとき。</p>			
標準処理期間	15日以内		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 43

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化施設使用料の減免								
例規名 根拠条項	いなべ市文化施設条例 第10条								
例規番号	平成15年 条例第77号								
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第10条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> いなべ市教育委員会所管文化施設使用料減免要綱及び教育委員会所管文化施設使用料減免に関する内規の規定に基づくものとする。</p> <p>使用料の減免の基準は、次のとおりとする。 <u>いなべ市教育委員会所管文化施設使用料減免要綱</u> (減免の対象) 第3条 教育委員会所管文化施設の使用料の減免を受けることができる者又は減免の対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。 (1) いなべ市、いなべ市教育委員会及び市内公共団体(全額免除) (2) いなべ市又はいなべ市教育委員会が設置する教育機関等(全額免除) (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に定義する活動を行う市内社会教育関係団体等(全額免除) (4) 公共的団体等又は公益法人がいなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務等遂行のために教育委員会所管文化施設を利用する場合(全額免除) (5) その他市長又は教育委員会が使用料の減免が特に必要と認めたもの(全額免除又は半額免除)</p> <p><u>教育委員会所管文化施設使用料減免に関する内規</u> (減免の対象) 第2条 要綱第3条第1号から第4号までに規定する減免対象団体等は、別表に掲げるものとする 別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td>市役所、教育委員会事務局、行政委員会(執行機関)、行政機関、附属機関、消防・防災機関、財産区、土地改良区等公共組合</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>小学校、中学校、幼稚園、教育研究所、保育所</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>文化協会、青少年育成市民会議、子ども会連合会、和太鼓協会、PTA組織、体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会等</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>産業経済団体、厚生社会事業団体、文化事業団体、公法人、民法法人、学校法人、NPO法人、中間法人、ボランティア団体等 これらの団体が、いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務を教育委員会所管文化施設で実施する場合の利用</td> </tr> </table>		第1号	市役所、教育委員会事務局、行政委員会(執行機関)、行政機関、附属機関、消防・防災機関、財産区、土地改良区等公共組合	第2号	小学校、中学校、幼稚園、教育研究所、保育所	第3号	文化協会、青少年育成市民会議、子ども会連合会、和太鼓協会、PTA組織、体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会等	第4号	産業経済団体、厚生社会事業団体、文化事業団体、公法人、民法法人、学校法人、NPO法人、中間法人、ボランティア団体等 これらの団体が、いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務を教育委員会所管文化施設で実施する場合の利用
第1号	市役所、教育委員会事務局、行政委員会(執行機関)、行政機関、附属機関、消防・防災機関、財産区、土地改良区等公共組合								
第2号	小学校、中学校、幼稚園、教育研究所、保育所								
第3号	文化協会、青少年育成市民会議、子ども会連合会、和太鼓協会、PTA組織、体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会等								
第4号	産業経済団体、厚生社会事業団体、文化事業団体、公法人、民法法人、学校法人、NPO法人、中間法人、ボランティア団体等 これらの団体が、いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務を教育委員会所管文化施設で実施する場合の利用								
標準処理期間	15日以内								
備考									

設 定 年 月 日	平成 19 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日



ID: 44

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化施設使用料の還付承認																						
例規名 根拠条項	いなべ市文化施設条例 第11条ただし書																						
例規番号	平成15年 条例第77号																						
<p><b>【根拠条文】</b>                  (使用料の不還付)                  第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、全部又は一部を還付できる。</p> <p><b>【基準】</b>                  いなべ市公民館管理規則第10条の規定による。                  (使用料の還付)                  第11条 公民館条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付の割合は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 災害、施設管理上の理由その他利用者の責めによらない理由で利用できないとき 100分の100                  (2) 利用変更を許可された場合において既納使用料に過納金が発生したとき 過納金の100分の100                  (3) 次表に掲げる日までに利用者が利用の取消しを申請し、教育委員会が許可したとき</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">ホール</th> <th colspan="2">その他の施設</th> </tr> <tr> <th>利用までの日数</th> <th>還付の割合</th> <th>利用までの日数</th> <th>還付の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90日前まで</td> <td>100分の70</td> <td>30日前まで</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>60日前まで</td> <td>100分の50</td> <td>7日前まで</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>30日前まで</td> <td>100分の30</td> <td>3日前まで</td> <td>100分の50</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、いなべ市文化施設等使用料還付申請書(様式第5号)に変更・取消許可書を添えて、教育委員会に申請しなければならない。                  3 教育委員会は、前項の申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、いなべ市文化施設等使用料還付決定通知書(様式第6号)を交付する。</p>				ホール		その他の施設		利用までの日数	還付の割合	利用までの日数	還付の割合	90日前まで	100分の70	30日前まで	100分の100	60日前まで	100分の50	7日前まで	100分の80	30日前まで	100分の30	3日前まで	100分の50
ホール		その他の施設																					
利用までの日数	還付の割合	利用までの日数	還付の割合																				
90日前まで	100分の70	30日前まで	100分の100																				
60日前まで	100分の50	7日前まで	100分の80																				
30日前まで	100分の30	3日前まで	100分の50																				
標準処理期間	15日以内																						
備考																							
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成23年4月1日																				

ID: 46

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化施設利用の変更許可		
例規名 根拠条項	いなべ市文化施設条例施行規則 第9条第2項		
例規番号	平成20年 教育委員会規則第4号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の変更)</p> <p>第10条 利用者は、申請内容(利用日を除く。)を変更し、又は文化施設の利用を取り消そうとするときは、いなべ市文化施設等利用変更(取消)許可申請書(様式第3号)に利用許可書を添えて、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の利用の変更等を許可したときは、いなべ市文化施設等利用変更(取消)許可書(様式第4号。以下「変更・取消許可書」という。)を利用者に交付する。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1 利用変更の許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。</p> <p>(2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。</p> <p>(3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。</p> <p>(5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)</p> <p>(7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。</p> <p>(8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。</p> <p>(9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)</p> <p>(10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合</p> <p>2 利用の許可をしない基準は、条例第5条の規定のとおりとする</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化施設の利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設、設備器具等を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設の保全又は管理上支障をきたすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めたとき。</p>			
標準処理期間	15日以内		
備考			
設定年月日	平成20年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 47

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化施設における宣伝行為等の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市文化施設条例施行規則 第17条		
例規番号	平成20年 教育委員会規則第4号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (宣伝行為等の制限)  第17条 文化施設等の内外、駐車場等において、教育委員会の許可を受けずに次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 物品等の宣伝若しくは販売又はチラシ等の頒布  (2) 広告物の掲出  (3) 募金活動</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1 宣伝行為等の許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 許可を受けた行為以外に使用しないこと。  (2) 行為の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。  (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）  (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。  (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）  (6) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。  (7) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。  (8) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。（いなべ市暴力団排除条例第9条）  (9) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合</p> <p>2 宣伝行為等の許可をしない基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。  (2) 庁舎及び設備器具等の損傷するおそれがあるとき。  (3) 庁舎又は管理上支障をきたすおそれがあるとき。  (4) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為あるとき。（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）  (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。</p>			
標準処理期間	15日以内		
備考			
設定年月日	平成20年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 48

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化資料保存施設入場の許可（変更許可を含む。）		
例規名 根拠条項	いなべ市文化資料保存施設条例 第5条		
例規番号	平成15年 条例第78号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (入場の許可)  第5条 この施設に入場しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。</p> <p><b>【基準】</b>  1 入場の許可の基準は、条例施行規則第3条の規定のとおりとする。</p> <p><u>いなべ市文化資料保存施設条例施行規則第3条</u>  (入館者の遵守事項)  第3条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。  (1) 館内において飲酒・喫煙をしないこと。  (2) 展示品に手をふれないこと。  (3) 許可なく物品の販売をしないこと。  (4) 許可なく貼紙等の建物その他の物件を損傷又は汚損するおそれのある行為をしないこと。  (5) 他の利用者の迷惑となるような行為をしないこと。  (6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。</p> <p>2 利用の許可をしない基準は、条例第6条の規定のとおりとする。  (利用の制限)  第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を許可しない。  (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。  (2) 施設の保全又は管理上支障のおそれがあるとき。  (3) 前2号に掲げるもののほか、入館させることが不適當であると認めたとき。</p>			
標準処理期間	即日		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 54

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	体育施設利用の許可（変更許可を含む。）		
例規名 根拠条項	いなべ市体育施設条例 第5条第1項		
例規番号	平成15年 条例第82号		
<p><b>【根拠条文】</b>  （利用の許可）  第5条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。  2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  1 利用の許可の基準は、条例施行規則第10条のとおりとする。  （遵守事項）  第10条 条例利用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。  (1) 入場人員は、収容定数を超えないこと。  (2) 火災及び盗難の防止に努めること。  (3) 利用団体責任者の統率、監督の下であること。  (4) 体育施設を利用するにふさわしい服装及び靴を着用すること。  (5) 所定の場所以外で喫煙、飲食又は火気を使用しないこと。  (6) 許可を受けずに物品の販売行為をしないこと。  (7) 所定の場所以外に立ち入らないこと。  (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の指示に従うこと</p> 2 利用の許可をしない基準は、条例第6条の規定のとおりとする。 （利用許可の制限） 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を許可しない。 (1) その利用が施設の設置の目的に反するとき。 (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) その利用が施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき。			
標準処理期間	15日以内		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 57

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	体育施設使用料の減免
例規名 根拠条項	いなべ市体育施設条例 第10条
例規番号	平成15年 条例第82号

**【根拠条文】**

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

**【基準】**

1 使用料の減免の基準は、いなべ市教育委員会所管体育施設使用料の減額及び免除に関する要綱第3条及び教育委員会所管体育施設使用料の減免に関する内規第2条の規定に基づくものとする。

いなべ市教育委員会所管体育施設使用料の減額及び免除に関する要綱

(減免の対象)

第3条 教育委員会所管体育施設の使用料の減免を受けることができる者又は減免の対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) いなべ市、いなべ市教育委員会及び市内公共団体(全額免除)
- (2) いなべ市又はいなべ市教育委員会が設置する教育機関等(全額免除)
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に定義する活動を行う市内社会教育関係団体等(全額免除)
- (4) いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務等遂行するために教育委員会所管体育施設を利用する場合(全額免除)
- (5) その他市長又は教育委員会が使用料の減免が特に必要と認めたもの(全額免除又は半額免除)

社会教育法第2条の定義

(社会教育の定義)

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

教育委員会所管体育施設使用料の減免に関する内規

(減免の対象)

第2条 要綱第3条第1号から第5号までに規定する減免対象団体等は、別表に掲げるものとする。  
別表(第2条関係)

第1号	市役所、教育委員会事務局、行政委員会(執行機関)、行政機関、附属機関及び消防・防災機関
第2号	小学校、中学校、幼児教育センター、教育研究所、保育所及び子育て支援センター
第3号	体育協会(各種専門部を除く。)、スポーツ少年団、レクリエーション協会、文化協会、青少年育成市民会議、子ども会連合会、PTA組織及び老人クラブ連合会
第4号	産業経済団体、厚生社会事業団体、文化事業団体、公法人、民法法人、学校法人、NPO法人及びボランティア団体等 これらの団体が、いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務を教育委員会所管体育施設で実施する場合の利用
第5号	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下、「障がい者」という。)及びその介助者(使用する障がい者1人につき1人とする。)

並びに構成員の2分の1以上が障がい者である団体（全額免除）、いなべ総合学園高等学校（全額免除）、中学校及び高等学校体育連盟（全額免除） 体育協会専門部（半額免除）、60歳以上の者及びこれらの者で構成する団体（半額免除）、学校のクラブ活動等を補完する目的で構成する市内の児童生徒の団体（半額免除）、社団法人元気クラブいなべ会員（半額免除） ゲートボール協会、グラウンドゴルフ協会、ユニカール協会（全額免除又は半額免除）、その他市長又は教育委員会が使用料の減免が特に必要と認めたもの（全額免除又は半額免除）			
2 使用料の減免をしない基準は、いなべ市教育委員会所管体育施設使用料の減額及び免除に関する要綱第4条の規定に基づくものとする。 （適用除外） 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用料の減免は行わない。 (1) 体育施設条例第9条別表その2及び学校施設利用条例第5条別表に準拠して徴収する午後10時から翌日午前9時までの利用に係る使用料 (2) 体育施設条例第9条別表その2及び学校施設利用条例第5条別表に掲げる夜間料金から昼間料金を差引いた使用料の差額			
標準処理期間	15日以内		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID: 58

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	体育施設使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	いなべ市体育施設条例 第11条ただし書		
例規番号	平成15年 条例第82号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の不還付)  第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用できないとき。  (2) <u>第8条第3号の規定</u>により利用の許可を取り消した場合  (3) 利用者が利用日の前日までに利用の取消しを申請した場合において、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。</p> <p><u>第8条第3号の規定</u>  (利用の許可等の取消し)  第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用条件を取り消すことができる。この場合、利用者に損害を及ぼすことがあっても教育委員会は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>(3) 公益上又は運営上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  使用料の返還承認の基準は、いなべ市体育施設条例施行規則第8条の規定に基づくものとする。  <u>いなべ市体育施設条例施行規則第9条の規定</u>  (使用料の還付)  第9条 教育委員会は、条例第11条ただし書の規定により、次に該当するときは既納の使用料についてそれぞれの割合を乗じて得た額を使用料還付申請書(様式第4号)により還付する。</p> <p>(1) 自己の責任によらない理由で利用できなかったとき 100分の100  (2) 利用日の1週間前までに利用許可の取消しをしたとき 100分の100  (3) 利用日の前日までに利用許可の取消しをしたとき 100分の50</p> <p>第8条第1号に規定する利用者の責任によらない理由とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。  (2) 天災等若しくはこれに類する事由により施設を利用することができないとき。</p>			
標準処理期間	15日以内		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日



ID: 71

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	市指定有形文化財の現状変更等の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市文化財保護条例 第16条第1項		
例規番号	平成15年 条例第85号		
<p><b>【根拠条文】</b> (現状変更等の制限)</p> <p>第16条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p><b>【基準】</b> 現状変更等の許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市指定文化財（建造物）の現状変更等が、当該指定建造物の意匠、材質、技法、環境等から構成される「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがないこと。</p> <p>(2) 市指定文化財（美術工芸品）の現状変更等が、指定物件の保存及び指定の要件保持に支障となるおそれがないこと。</p> <p>(3) 指定文化財（美術工芸品）の現状変更等が、歴史的、芸術的等あらゆる角度から見て妥当であると認められること。</p>			
標準処理期間	60日以内		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 73

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	市指定有形文化財の所有者等以外の者の観覧許可		
例規名 根拠条項	いなべ市文化財保護条例 第19条第2項（第31条において準用する場合を含む。）		
例規番号	平成15年 条例第85号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>第19条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第11条の規定による届出があった場合には、教育委員会は、当該市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>2 市指定有形文化財の所有者等及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><u>前条第2項の規定</u> (公開)第18条 2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等又は管理団体に対し、3月以内の期間を限って当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。</p> <p><u>第11条の規定</u> (所在の変更) 第11条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者等は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後、届け出ることをもって足りる。</p> <p><b>【基準】</b> 市指定有形文化財の所有者等以外の者の観覧許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市指定文化財（建造物）の観覧等が、当該指定有形文化財の意匠、材質、技法、環境等から構成される「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがないこと。</p> <p>(2) 市指定文化財（美術工芸品）の観覧が、指定物件の保存及び指定の要件保持に支障となるおそれがないこと。</p> <p>(3) 指定文化財（美術工芸品）の観覧が、歴史的、芸術的等あらゆる角度から見て妥当であると認められること。</p>			
標準処理期間	60日以内		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 74

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	市指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可		
例規名 根拠条項	いなべ市文化財保護条例 第39条第1項		
例規番号	平成15年 条例第85号		
<p><b>【根拠条文】</b> (現状変更等の制限) 第39条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急処置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b> 現状変更等の許可の基準は、次のとおりとする。 (1) 市指定史跡名勝天然記念物の現状変更等が、当該市指定史跡名勝天然記念物の維持管理に必要であって、「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがないこと。</p>			
標準処理期間	60日以内		
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 1005

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可		
例規名 根拠条項	三重県文化財保護条例 第39条第1項		
例規番号	昭和32年 県条例第72号		
<p><b>【根拠条文】</b> (現状変更等の制限)</p> <p>第39条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b> 現状変更等の許可をすることができる範囲の基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等が、県指定史跡名勝天然記念物の維持管理に必要であって、「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがないこと。</p>			
標準処理期間	60日以内		
備考	<p>三重県の事務処理の特例に関する条例</p> <p>第2条 すべての市町が処理することとする事務は別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別表第2の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第2 (2条関係)</p> <p>35 三重県文化財保護条例の施行のための教育委員会規則に基づく県指定史跡名勝天然記念物の管理に関する事務で別に教育委員会規則で定めるもの</p>		
設定年月日	平成18年12月31日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 2523

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	施設予約システム登録の決定		
例規名 根拠条項	いなべ市施設予約システムの利用に関する規則第3条		
例規番号	平成24年 規則第5号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(利用者登録の申請)</p> <p>第4条 利用者登録を希望する者又は団体の代表者(以下「申請者」という。)は、いなべ市施設予約システム利用者登録申請書(届出書)(様式第1号。以下「申請書」という。)をいなべ市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>第5条 教育委員会は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該申請の内容について利用者登録を行うものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により登録したのに対し、いなべ市施設予約システム利用者登録(更新)決定通知書(様式第2号。以下「通知書」という。)を交付するものとする。</p> <p>3 利用者登録の有効期間は、前項の通知書の交付日(以下「登録日」という。)から5年とする。</p> <p>(利用者登録の更新)</p> <p>第6条 前条第3項の有効期間の満了後引き続き施設予約システムを利用しようとするものは、有効期間満了の1箇月前から有効期間満了日まで更新の手続をしなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、更新手続について準用する。</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第7条 利用者登録を受けたもの(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに申請書により、教育委員会に登録事項の変更を届け出なければならない。</p> <p>(登録の廃止の届出)</p> <p>第8条 登録者は、登録日から5年が経過する前に利用者登録を廃止しようとするときは、申請書により教育委員会に登録の廃止を届け出なければならない。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>(利用者登録対象者)</p> <p>第3条 施設予約システムに利用者登録をすることができるものは、個人にあつては、満15歳以上の者(中学生を除く。以下同じ。)とし、団体にあつては、その代表者が満15歳以上の者であるものとする。</p>			
標準処理期間	15日以内		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日